

牛久市第4次総合計画

第1期基本計画

(2021-2024)

笑顔あふれる

にぎわいとやすらぎのあるまち



はじめに

本市では、平成23年3月に「笑顔があふれ やすらぎのあるまち うしく」をまちづくりの将来像に掲げた牛久市第3次総合計画を策定し、市民の皆様との協働・協創によるまちづくりを進めてまいりました。これまでの様々な取り組みについては、市民アンケートの結果などからみても一定の成果を上げており、本市はこの将来像に向かって順調に進んでいると考えられます。

しかしながら、この間においても全国的に人口減少、少子高齢化が進行し、東京圏及び近隣市町村のベッドタウンとして選ばれ、増加し続けていた本市の人口もついに減少に転じることとなりました。その他にも、本市を取り巻く状況は大きく変動しており、高齢化に加え、若者の流出によるまちのにぎわいの低下、地域経済の縮小、ICT(情報通信技術)の急速な進展、環境問題への意識の高まり、激甚化する自然災害、さらには感染症の大流行による生活スタイルの変化など、複合する困難な課題が山積しています。

このような社会情勢の変化や多様化する市民ニーズなどの新たな局面に的確に対応するため、このたび、「笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく」をまちづくりの将来像とする、今後20年間のまちづくりの目標となる牛久市第4次総合計画を策定いたしました。

本計画においては、当市の歩むべき道筋として、若い世代が留まる、帰ってくる、移り住んでくる、様々な世代が共に暮らし、誰もが居場所と役割を持って活躍することのできる「世代が循環する全世代・全員活躍型のまちづくり」を、市民の皆様と共に進めるべく、政策の中心に「市民共創 みんなの創意工夫で未来をつくるまち」を掲げています。

これまでの牛久らしさを守りつつ、にぎわいづくりを展開し、地域に愛着を持つ若者を増やし、ふるさとを想う市民の皆様と共に、今まで以上に笑顔があふれるまちづくりに取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、専門的な面からご審議を賜りました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市議会議員の皆様、市民の皆様並びに関係各位に、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

牛久市長 **根本 洋浩**



目次

序 論	1
第1章 計画策定にあたって	2
第2章 計画の構成と期間	3
第3章 市の概要	4
第4章 人口の推移	8
第5章 将来人口推計	12
第6章 市民意識	14
第7章 時代の潮流	17
基本構想	21
第1章 まちづくりの将来像	22
第2章 施策の大綱	24
第3章 土地利用の基本的考え方	33
第4章 進行管理	37

基本計画	39
基本計画の全体像.....	40
第1章 すべての人が生き生きとした人生を送るまち【健康・医療・福祉】.....	49
第2章 未来を拓き、地域を担う人が育つまち【教育・文化】.....	63
第3章 魅力ある「しごと」とにぎわいが生まれるまち【しごと】.....	79
第4章 みんなの創意工夫で未来をつくるまち【市民共創】.....	91
第5章 多様な世代が安心快適に住み続けられるまち【生活基盤】.....	105
第6章 豊かな自然を守り育てる優しさのあるまち【環境】.....	119
第7章 行政が市民に信頼されているまち【行政運営】.....	129
資料編	143
用語解説.....	144
統計データ詳細	156
策定経過.....	171
牛久市総合計画審議会	173
牛久市総合計画策定委員会.....	178

序論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

本市は、東京都心から50kmという距離にありながら、豊かな自然と温和な気候に恵まれた暮らしやすいまちであり、東京圏や近隣市町村のベッドタウンとして人口増加が続きましたが、2017年をピークに人口減少に転じています。また、地域によって年齢構成や生活環境などが異なり、課題やニーズが多様化しています。

また、価値観やライフスタイルの多様化、グローバル化の進展や ICT*の進歩による人・モノ・情報の交流の多様化は、世界に新たな価値を生み出すことが期待される一方で、地球規模の環境変化やボーダーレス*な感染症の大流行など、新たな問題を引き起こしています。

こうした中、市民一人ひとりが生きがい、やりがいを持って地域社会や世界で活躍していくためには、多様な主体が連携、協働して、地域社会やグローバルな課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

2. 計画策定の趣旨

このような視点に基づき、本計画では、本市の施策全体を7つの分野で体系化し、それぞれの分野の長期的な展望と、短期・中期的な取組方針を示します。現在および今後の様々な施策を検索しやすくすることで、多様化・複雑化する課題に対する「分野を超えた」施策の連携や市民と行政の協働を促し、市民一人ひとりの、地域ごとの、そして本市全体の幸福度の向上、また、世界で活躍する人材の育成を目指します。

3. 計画の位置付け

本計画は、本市が策定するすべての行政計画の最上位に位置するもので、行政運営の総合的な指針となるものです。国や茨城県の動向や社会情勢、本市の現状を踏まえ、各分野に専門的な知識や経験を持つ方や市民の方々のご意見などを反映して策定しました。

4. 「人口ビジョン」、「総合戦略」との関連

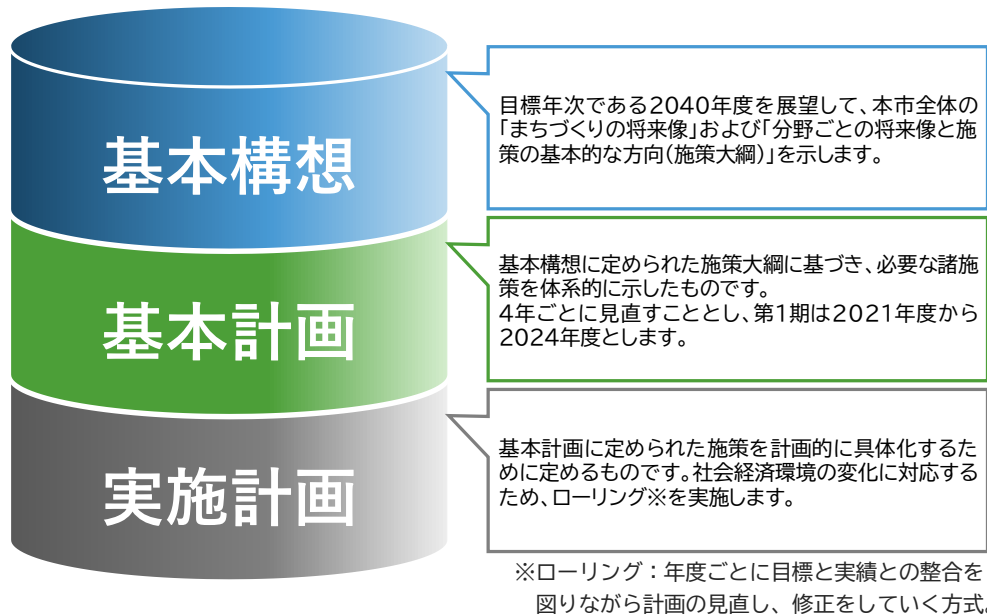
本市では、2015年度に策定した「牛久市人口ビジョン」において、2060年の将来人口の目標を設定しました。その中で、本計画の最終年度である2040年の人口も推計しており、本計画においては、この推計値を目標とします。

また、本計画の策定と同時に「牛久市第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。総合戦略は、人口ビジョンを踏まえ、本市の地方創生に向けた戦略的な取り組みを示すものです。「市民との協働」「他の施策との連携」「他地域との連携」により推進していくことが効果的な施策を総合計画から抽出し、それらを「結婚・出産・子育て・教育」「ひとの流れづくり」「しごとづくり」「まちづくり」の4つの観点で整理したもので、本市における総合戦略は、総合計画の重点プロジェクトと位置付けるものです。

第2章 計画の構成と期間

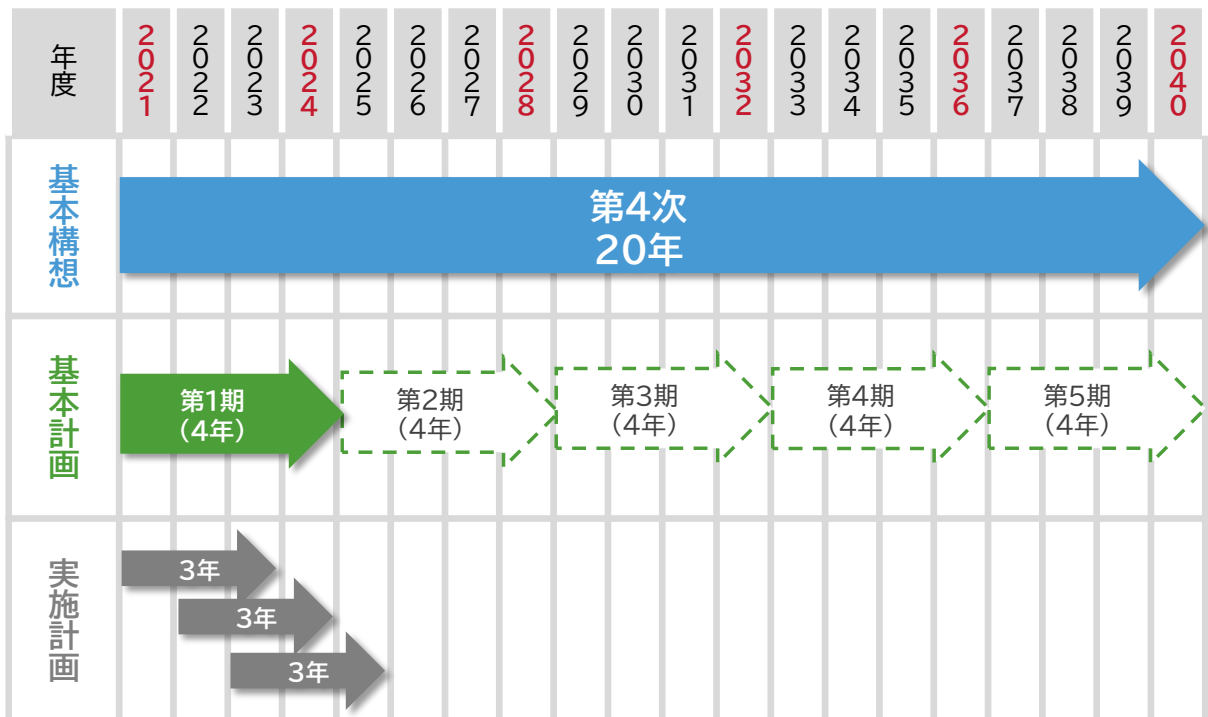
1. 計画の構成

本計画は「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」をもって構成します。



2. 期間

基本構想の期間は20年としますが、社会情勢などの大きな変化がみられた場合、部分的な見直しや全面改訂を行うことができるものとします。



第3章 市の概要

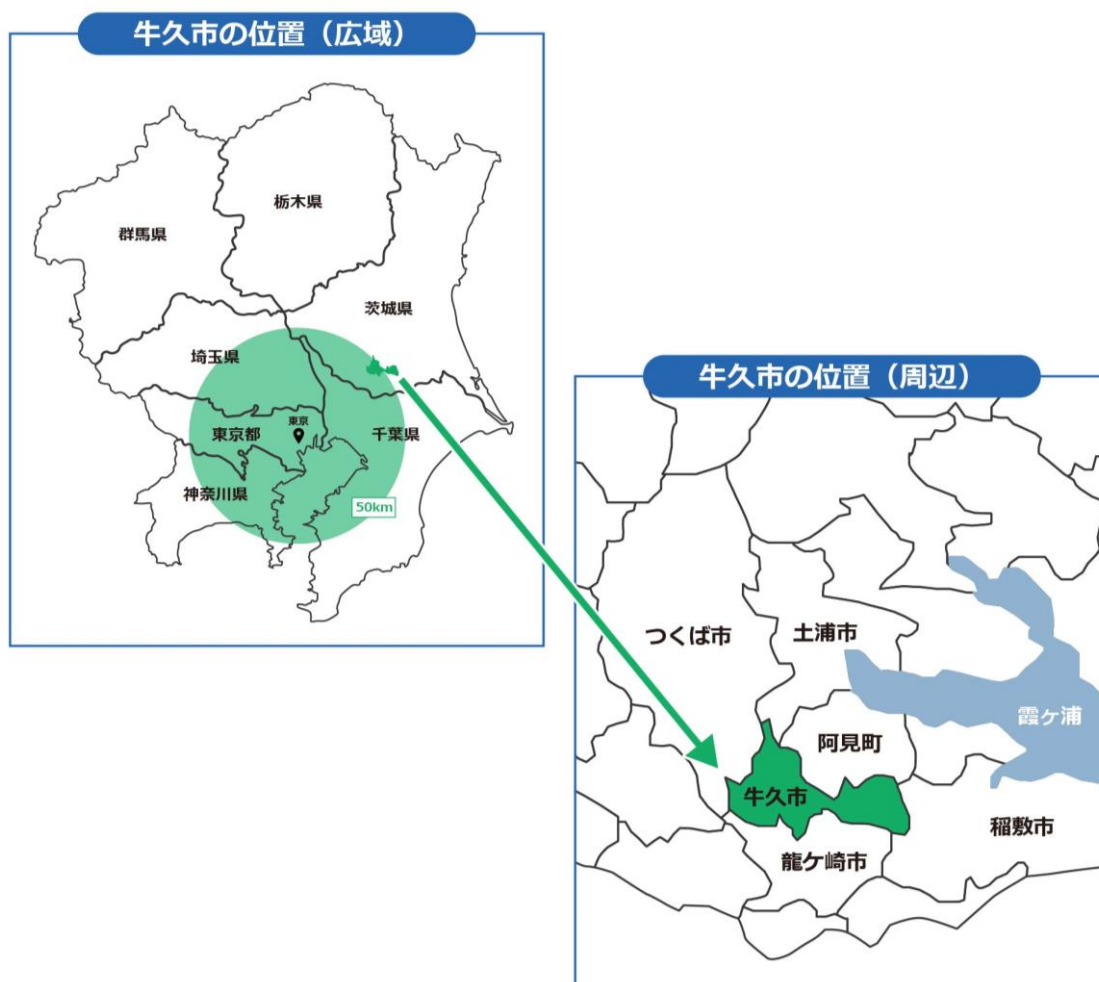
1. 位置

本市は茨城県の南部、首都中央部から北東約50km、東経140°09′ 北緯35°58′ に位置し、県庁所在地の水戸市へは北へ約50km、本市の周辺に位置する土浦市やつくば市の中心部へは約15kmの位置にあります。

周辺は、北側に土浦市、阿見町、東側で稲敷市、南側で龍ヶ崎市、西側でつくば市にそれぞれ隣接しています。

東京圏や隣接県とは、JR常磐線、首都圏中央連絡自動車道・常磐自動車道で結ばれ、また、国道6号、国道408号や県道などにより周辺市町村との広域的な交通網が形成されています。

JR常磐線が東京・品川駅までの直通運転を開始したことにより、東京都心へのアクセスが向上しています。また、首都圏中央連絡自動車道の開通により、成田国際空港へのアクセスも向上しています。首都圏中央連絡自動車道4車線化の整備も進められており、交通利便性はさらに高まっています。



4. 沿革

古代

農耕を中心とした生活が営まれていたことが、数多くの古墳などの遺跡で明らかにされています。

中世・近世

中世から近世のころの「牛久のまち」の成り立ちをみると、平安時代以来、水戸を経て陸前に至る街道筋の集落が形成され、江戸時代には、旧牛久町に水戸街道(江戸と水戸を結ぶ)の牛久宿が形成されていました。

近代

明治時代以降は、旧牛久町として歩みを続けます。

1896年(明治29年)に水戸から東京間の鉄道が開通し、その7年後の1903年(明治36年)には初代神谷伝兵衛が日本初の本格的ワイン醸造所である牛久シャトーを建設、周辺を開墾して広大なぶどう園を営営しました。

第二次世界大戦後の1954年(昭和29年)に旧牛久町と岡田村が合併、1955年(昭和30年)には、奥野村と合併し、人口約15,000人となりました。

[町村合併の推移]

町村制施行前	牛久村 田宮村 城中村 遠山村 新地村 (含庄兵衛新田)	岡見村 柏田村 東大和田村 中根村 下根村 猪子村 結束村 東獺穴村 上太田村	奥原村 久野村 井ノ岡村 島田村 正直村 小坂村 桂村 大和田村
1889年(明治22年)4月1日 町村制施行	河内郡牛久村	河内郡岡田村	信太郡奥野村
1896年(明治29年)4月1日 郡制施行	稲敷郡牛久村	稲敷郡岡田村	稲敷郡奥野村
1954年(昭和29年)1月1日 町制施行	牛久町		
1954年(昭和29年)4月1日 第1次合併	牛久町(稲敷郡岡田村と合併)		
1955年(昭和30年)2月10日 第2次編入合併	牛久町(稲敷郡奥野村を編入合併)		
1957年(昭和32年)7月1日 編入	牛久町(阿見町大字福田の一部を編入)		
1986年(昭和61年)6月1日 市制施行	牛久市		

現代

1966年(昭和41年)に首都圏近郊整備地帯*に指定され、JR常磐線、国道6号、408号などによる広域交通利便性の高さもあいまって、東京圏のベッドタウンとして住宅建設が進みました。以降人口も増加し、1984年(昭和59年)には5万人を超え、1986年(昭和61年)に茨城県19番目の市として「牛久市」が誕生しました。その間、周辺地域では、筑波研究学園都市、龍ヶ崎ニュータウンなどの大規模な開発も進みました。

1987年(昭和62年)の第4次全国総合開発計画では、つくば市、土浦市とともに地域の中核を構成する拠点都市として、土浦・つくば・牛久業務核都市*に位置付けられました。

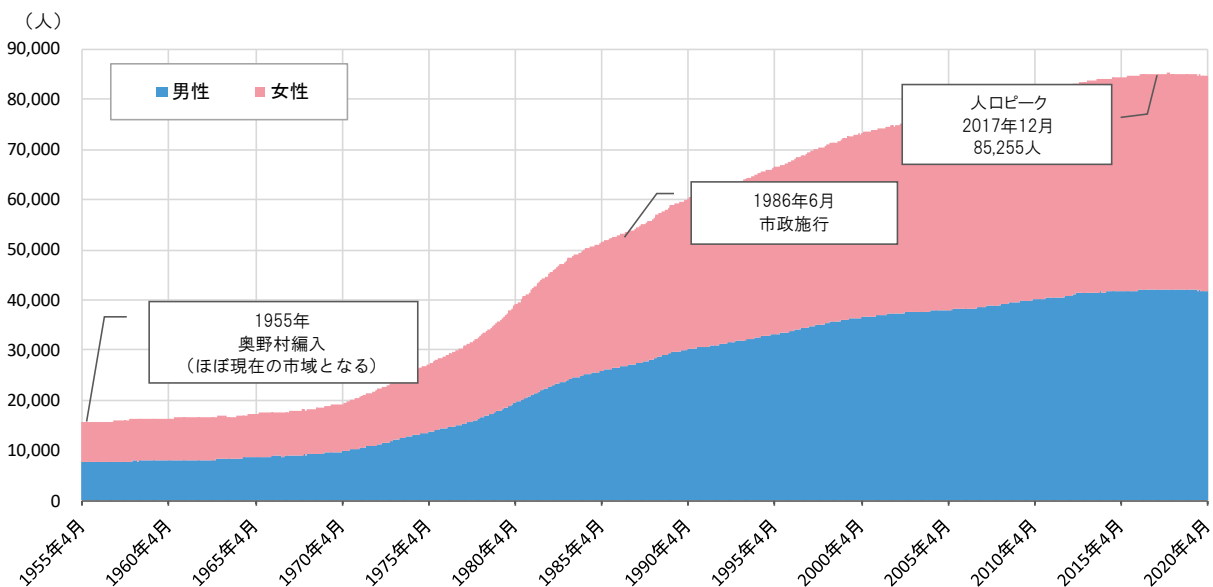
その後、本市では、1998年(平成10年)にJR常磐線ひたち野うしく駅が開業し、人人ニュータウンのまちびらきが行われました。また、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)についても順調に整備が進められ、2007年(平成19年)3月には、つくば牛久 IC～阿見東 IC 間が開通し、インターチェンジが2箇所設置されました。

交通利便性の高さや、ベッドタウンとして成長してきたことによる生活利便施設の充実などにより、「住みやすいまち」として人口の流入が継続し、2016年(平成28年)中に8万5千人を超えましたが、ひたち野うしく駅周辺地区の住宅地の供給が落ち着いてきた影響もあり、2017年(平成29年)12月をピークに減少に転じました(住民基本台帳)。

第4章 人口の推移

1. 総人口の推移

本市は、1955年に旧牛久町が奥野村と合併したことによって、ほぼ現在の市域となり、当時の総人口は、約1万5千人でした。その後の十数年間は、1年間に数十人から数百人程度で人口が増加していきました。1970年代に入ると、1年間の人口増加数が1千人を超えるようになり、市政が施行された1986年には総人口5万人を超えていました。その後も増加が続き、2016年8月には85,000人を超えましたが、2017年をピークに減少に転じ、2020年4月末の総人口は、84,787人となっています。

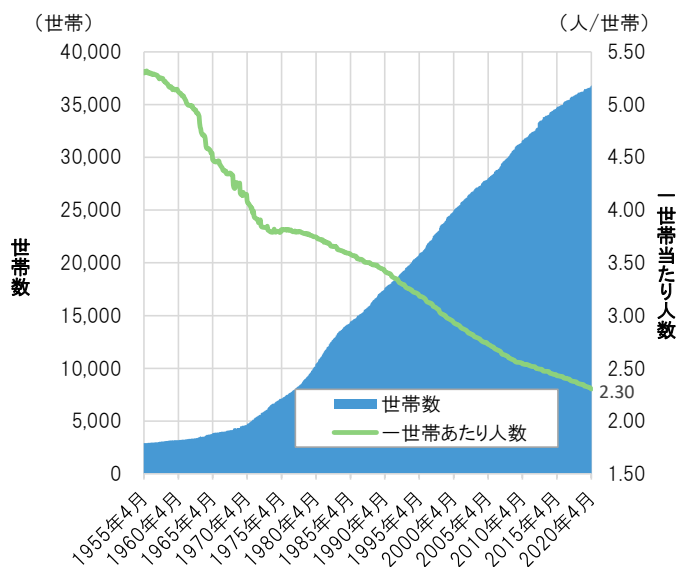


資料：住民基本台帳

2. 世帯数および一世帯当たり人員の推移

世帯数は、一貫して増加傾向であり、1955年頃は3千世帯未満でしたが、市政施行時の1986年には1万5千世帯を超え、2020年4月末の世帯数は36,807世帯となっています。

一世帯当たり人数は、1955年当時は、約5.3人でしたが、1970年代の一時期を除いて減少が続き、2020年4月末現在では2.30人となっています。



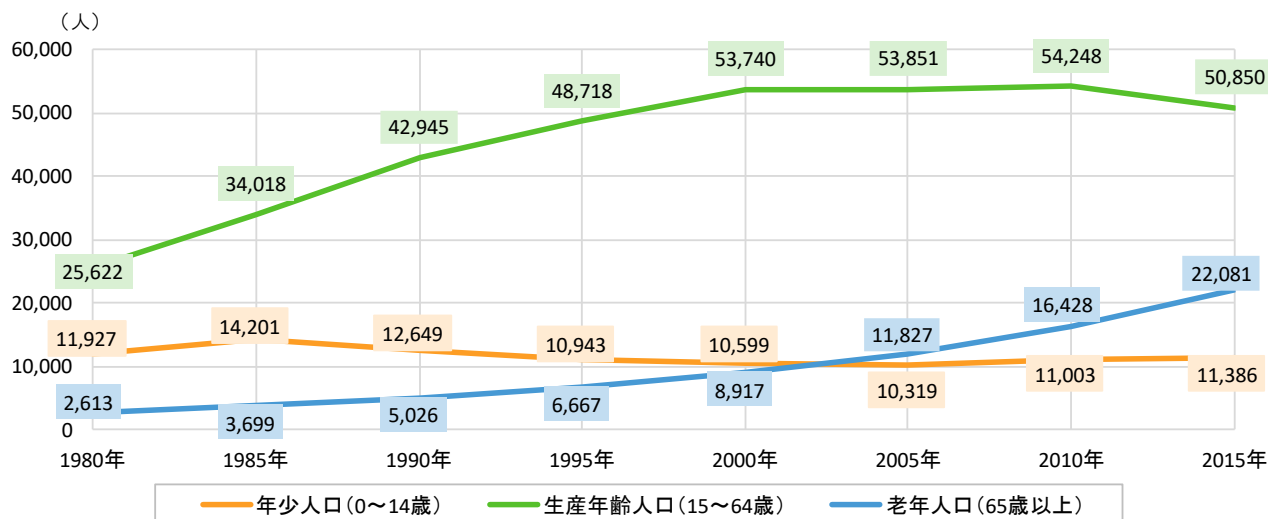
資料：住民基本台帳

3. 年齢3区分別人口の推移

年少人口は、1985年をピークに減少に転じましたが、2010年から2015年にかけては若干の増加がみられます。

生産年齢人口は、増加傾向が続いていましたが、2010年をピークに減少に転じました。

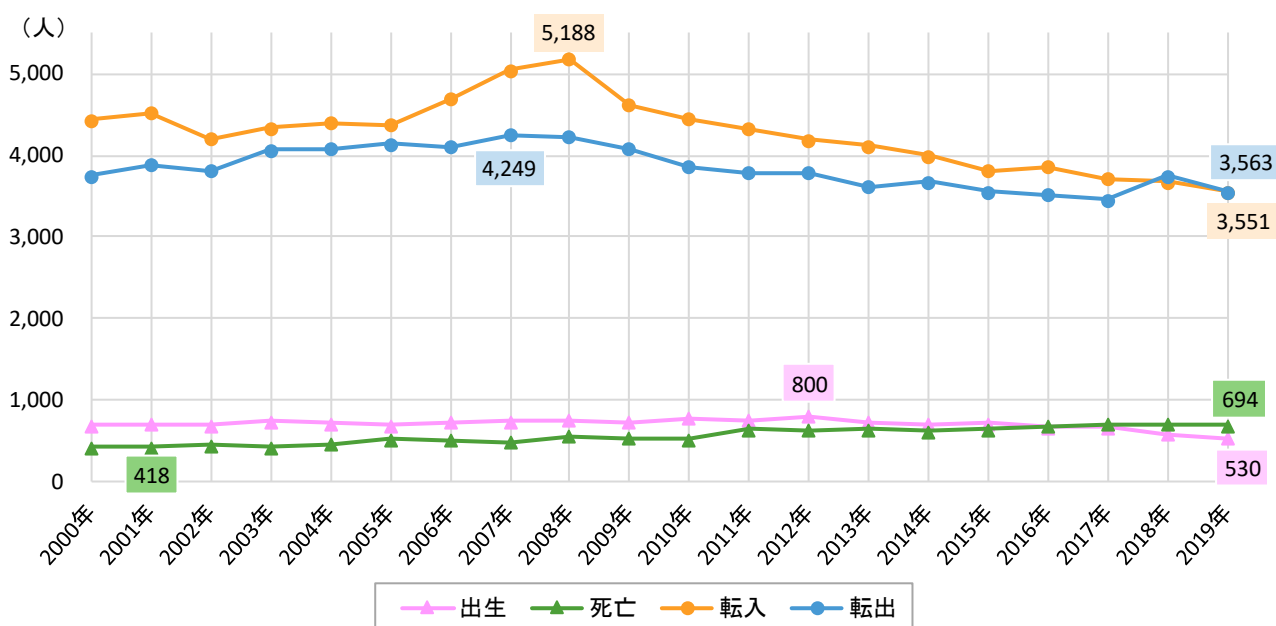
老年人口は、増加傾向が続いており、2000年から2005年の間に年少人口を上回りました。



資料：国勢調査

4. 自然増減と社会増減の推移

長年にわたって出生数のほうが死亡数よりも大きい「自然増加」と、転入数のほうが転出数よりも大きい「社会増加」が続いてきましたが、2016年から「自然減少」に転じ、2018年には「社会減少」となりました。

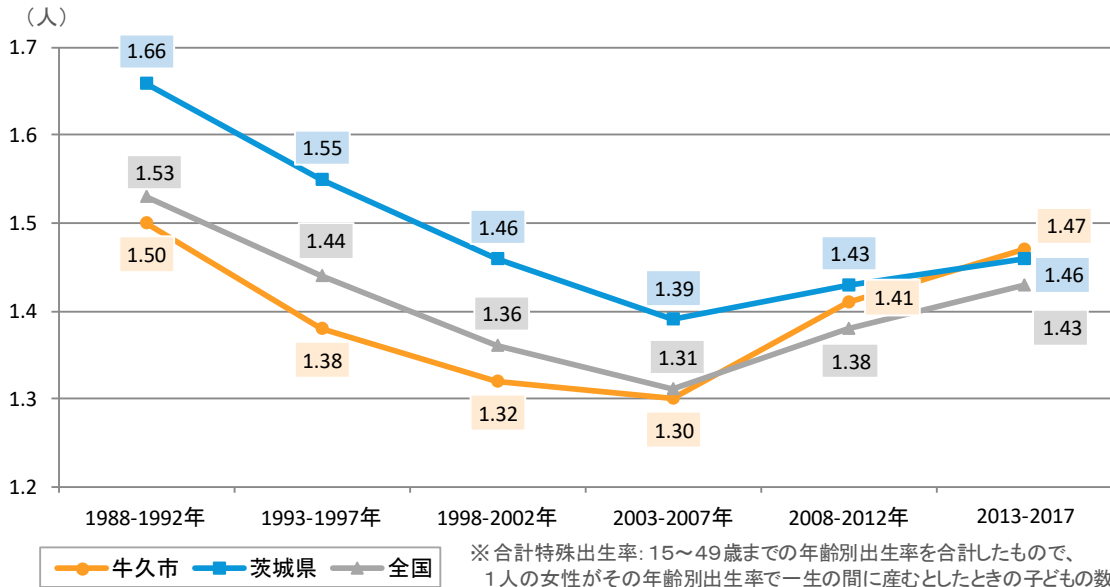


資料：茨城県常住人口調査

5. 合計特殊出生率の推移

5年ごとの合計特殊出生率※の平均の推移をみると、牛久市では1988年から2007年にかけて低下を続け、1.30になりましたが、2008年から2012年の平均値から上昇に転じ、2013年から2017年の平均値は1.47となりました。

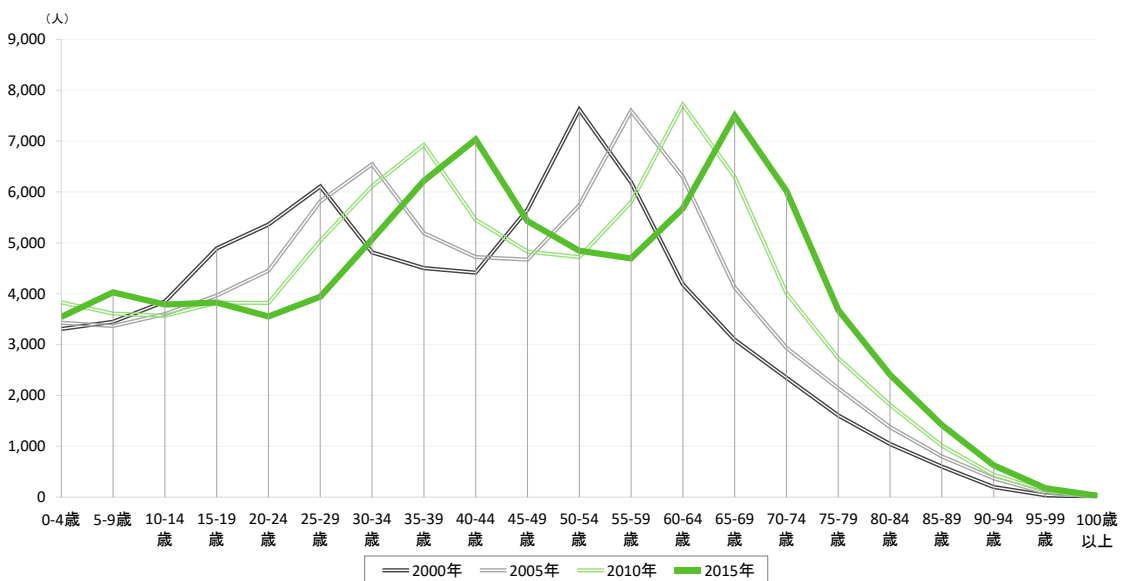
本市と、全国と茨城県の合計特殊出生率を比較すると、1988年から2007年にかけて、牛久市のほうが全国や茨城県よりも低い値でしたが、2008年から2012年の平均値では、本市の値が全国や茨城県と比較して大きな伸びを示したこともあり、直近では全国および茨城県の値を上回りましたが、人口置換水準(人口を維持するために必要な水準とされている合計特殊出生率)を大きく下回っています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

6. 年齢5歳階級別人口の推移

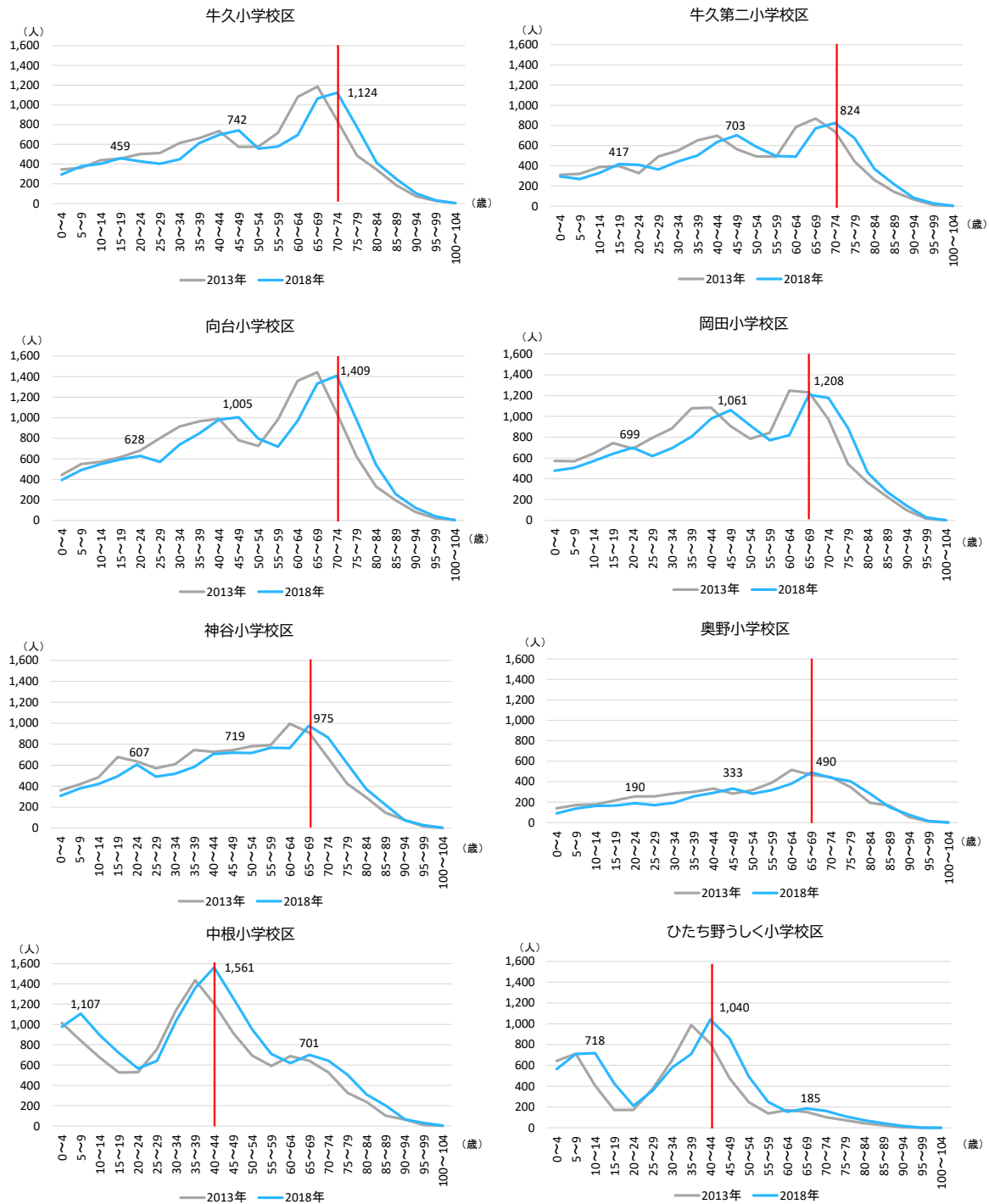
1947年から1949年に生まれた団塊世代と1971年から1974年に生まれた団塊ジュニア世代を2つのピークにしたグラフが概ね均等に右側に移動している様子がみられますが、直近の2015年では20～24歳の数が2010年の15～19歳の数よりも減少しており、この層が流出していることが分かります。また、2000年から2010年にかけて0～4歳の数が増えていましたが、2015年には減少に転じています。



7. 小学校区別・年齢5歳階級別人口の推移

2018年の年齢5歳階級別人口(青い線)を小学校区別にみると、中根小学校区とひたち野うしく小学校区では、40～44歳が最も多く、その子ども世代とみられる層が2番目に多くなっています。これは近年の宅地開発による出産・子育て世代の流入によるものですが、2013年と2018年とを比べると0～4歳の数が減少していることから、この地域での出産もピークを越えたとみられます。

その他の地域については、団塊世代の65～69歳、70～74歳のいずれかが最も多く、団塊ジュニア世代が2番目、その子どもの世代が3番目に多くなっていますが、その数は確実に減少しています。これは出生率の低下と次世代の流出が原因で、その傾向は、牛久小学校区や向台小学校区のグラフではっきりと見ることができます。



資料：茨城県常住人口調査

第5章 将来人口推計

1. 設定にあたって

本市では、2015年度に策定した「牛久市人口ビジョン」において、2060年の将来人口の目標を設定しました。その中で、本計画の最終年度である2040年の人口も推計しており、本計画においては、この推計値を目標として設定するものとします。

この推計値の設定にあたっては、国が全国の地方自治体に配布した将来人口をシミュレーションするためのワークシートを用いて、「合計特殊出生率」と「純移動率」の2つの変数に対して目標値を設定し、計算を行いました。

2. 目標値の算出について

①合計特殊出生率

公表されている本市の直近の合計特殊出生率は、2008年から2012年の平均値で1.41です。人口置換水準(人口を維持していくために必要な水準とされている合計特殊出生率)は2.07から2.08(およそ2.1)ですが、これを大きく下回っており、このままでは少子高齢化が加速していくことが予想されます。

そのため本市では、市民の出産・子育ての希望をかなえていくことで出生数の増加を促していくこととし、合計特殊出生率の目標を、人口置換水準の「2.1」と設定しました。

②純移動率

純移動率については、国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」)が、全国の人口の将来推計を行なう際に市町村ごとに設定した数値を用いました。社人研では、2005年(平成17年)から2010年(平成22年)の純移動率をベースとし、純移動率が縮小し、2035年以降は一定となるという仮定で計算しています。

本市においては、2005年から2010年の社会増減がプラス(転入超過)で推移していた地域であるため、この傾向が縮小しながらも継続していくという前提となっています。

しかし、すでに社会増減はマイナス(転出超過)となっていることから、この前提どおりに推移していくためには、「世代が循環するまちづくり」に取り組むことで転入超過に回復させ、それを継続していくことが必要となります。

将来人口推計における目標値

合計特殊出生率
2.1

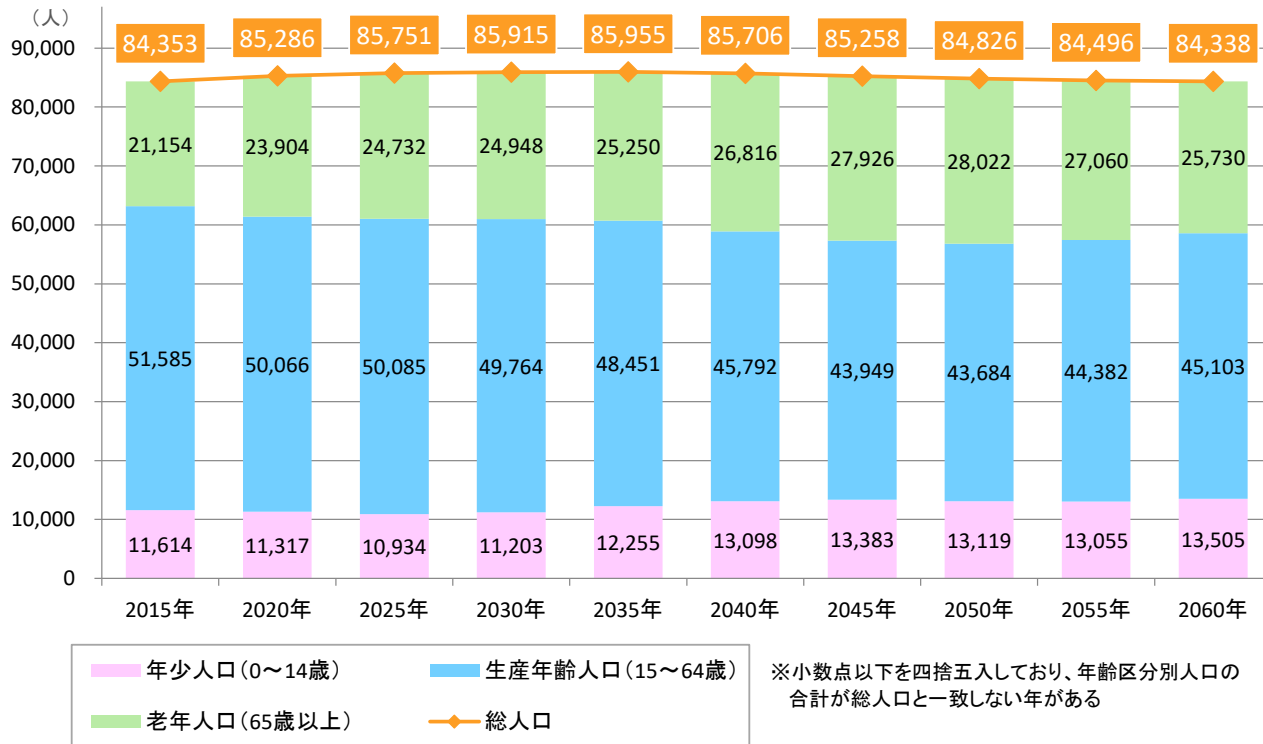
+

転入超過回復

3. 総人口の推計

「合計特殊出生率2.1の達成」および「転入超過の継続」により、2060年の人口は、84,338人と計算されます。そこで牛久市人口ビジョンでは、人口目標を現在と同水準の「8万4千人」を掲げました。全国的に人口が減少していく中で、目標の実現に向けた取り組みを積極的に進めていきます。

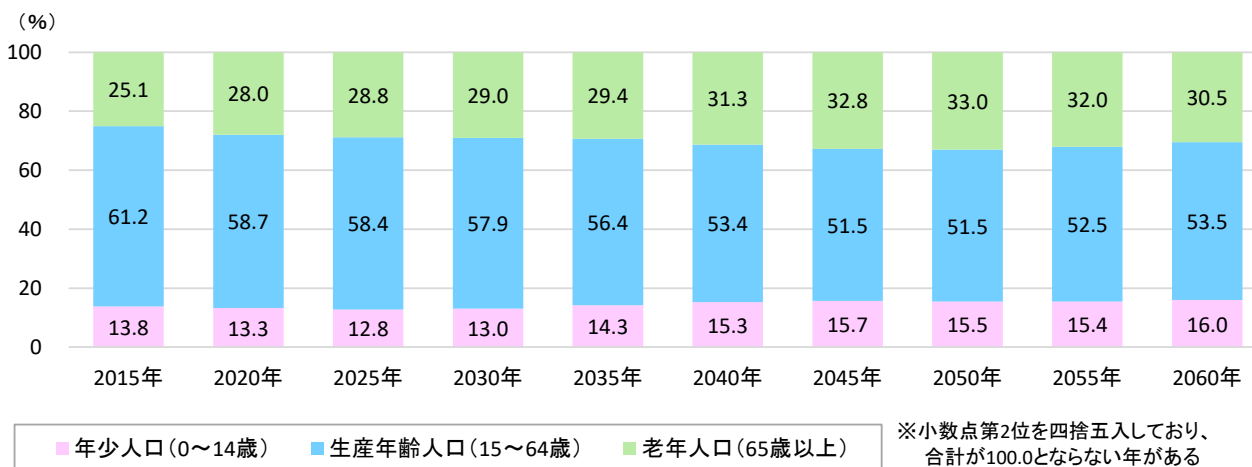
本計画の終了年度である2040年の推計人口は85,706人です。



資料：牛久市人口ビジョン

4. 年齢3区分別人口割合の推計

この推計によると、年少人口割合は2025年に最低となり上昇に転じます。生産年齢人口割合は、2050年に最低となり上昇に転じます。老年人口割合は、2050年まで上昇を続け、その後低下していきます。



資料：牛久市人口ビジョン

第6章 市民意識

1. 牛久市の行政サービスに対する市民満足度調査（2018年度調査）

2019年2月に実施した市民アンケート「牛久市の行政サービスに対する市民満足度調査」において、第3次総合計画・後期基本計画の全施策について、「もっと充実してほしい施策」を調査しました。

1位、3位、7位は「安全・安心」に関するもの、2位、4位は「まちなのにぎわい」に関するものとなっています。

安全・安心の確保は市民生活の基本であり、引き続き充実させていきますが、まちなのにぎわいについては、エスカード牛久ビルや牛久シャトーの復活を含めて市民ニーズが高まっており、優先して取り組むべきと考えられます。

「もっと充実してほしい」と感じている施策トップ10※施策分類は牛久市第3次総合計画後期基本計画のもの

順位	施策	施策分類	回答割合
1	夜間や人通りの少ない地域における安全を確保する	防犯	69.4%
2	牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり	中心市街地	58.3%
3	交通事故の発生を防ぐ施設整備を推進する	交通安全	57.3%
4	地域の観光資源を磨き上げ活用する	商工観光	53.8%
5	生活環境を良好に保つための空き家対策を推進する	衛生環境	53.6%
6	緑を守り自然にやさしいまちづくりを推進する	緑化	52.1%
7	安全で快適に利用できる道路環境を整備する	生活基盤	50.3%
8	だれもが快適に過ごせる「ひとにやさしいまち」をつくる	地域福祉	50.0%
9	子どもの居場所づくりを推進する	心の教育	50.0%
10	市民の足を支える公共交通の利用環境を整備する	道路交通・公共交通網	49.4%

資料：「平成30年度牛久市の行政サービスに対する市民満足度調査」より※詳細は牛久市ホームページ参照

2. 牛久市総合計画・総合戦略の検討に係るアンケート（2019年度調査）

2019年12月に実施した市民アンケート「牛久市総合計画・総合戦略の検討に係るアンケート」において、「地域づくり活動」や「世代が循環するまちづくり」などについて調査しました。

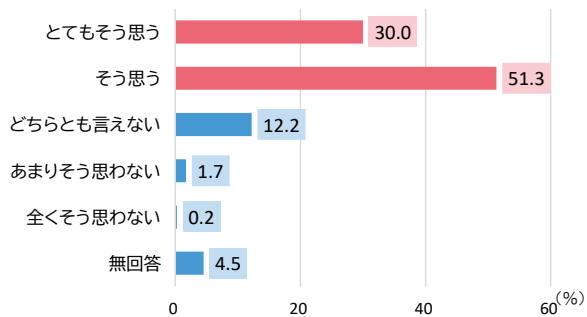
「地域づくり活動には市民の参加が必要だと思う方」が8割以上となっていますが（グラフ①）、「現在、地域づくり活動に参加している方」は2割以下となっています（グラフ②）。

地域づくり活動に「参加していない方」のうち、「参加したい方（参加したいが今はできない方も含む）」は7割以上となっていますが、学校・仕事・育児や病気などが理由で「今は参加できない方」が大半を占めています（グラフ③）。

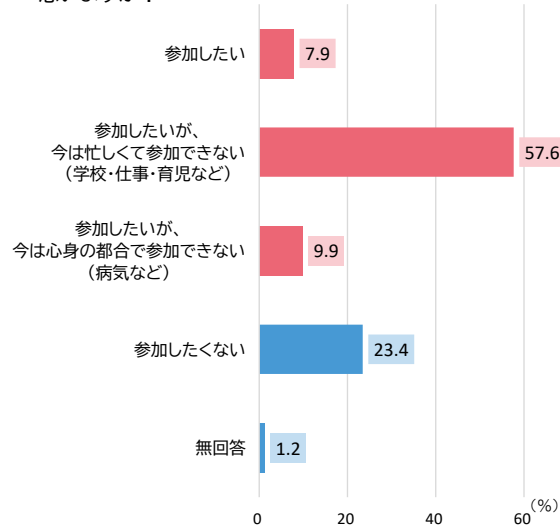
現在「参加している方」の年齢構成では、60歳代と70歳代で6割以上を占めています（グラフ④）、「参加したい方（参加したいが今はできない方も含む）」の年齢構成では、10歳代から50歳代までで7割近くを占めており、こうした世代が参加できれば、地域づくり活動の活性化が期待できます（グラフ⑤）。

また、「世代が循環するためには、どのようなまちづくりが必要か」という設問に対しては、「近所の顔が見え、無理なく、ほどよく助け合えるまち」と6割近くの方が回答しており（グラフ⑥）、地域づくりに参加したい人が「無理なく、ほどよく」参加できる仕組みづくりが必要と考えられます。

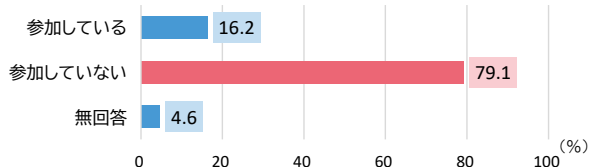
①地域づくり活動には市民の参加が必要だと思いますか？



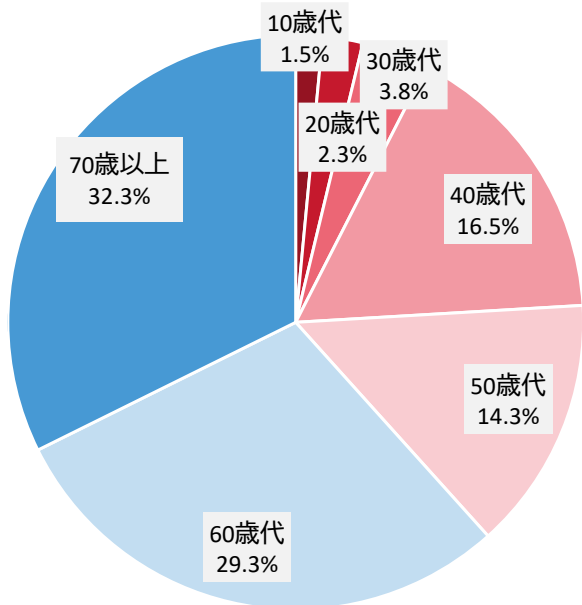
③<参加していない方>は、地域づくり活動に参加したいと思いますか？



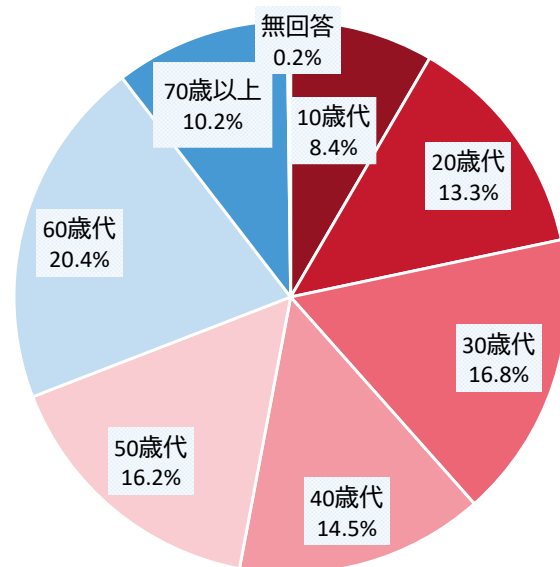
②現在、地域づくり活動に参加していますか？



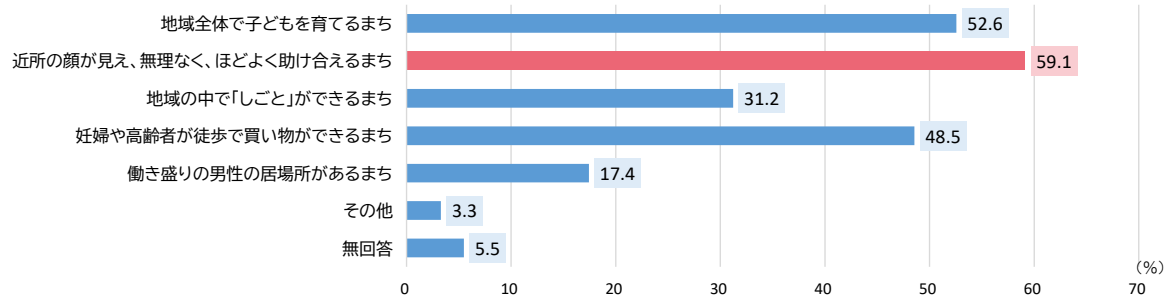
④<参加している方>の年代構成



⑤<参加したい方>および<参加したいが、今は参加できない方>の年代構成



⑥世代が循環するためには、どのようなまちづくりが必要だと思いますか？



資料：「牛久市総合計画・総合戦略の検討に係るアンケート」より※詳細は牛久市ホームページ参照

3. 都市計画マスタープラン改訂に係る市民アンケート調査（2019年度調査）

2019年8月に実施した市民アンケート「都市計画マスタープラン改訂に係る市民アンケート調査」において、「今の牛久市と将来の牛久市をイメージする言葉としてふさわしいもの」について調査しました。

「今の牛久市」と「将来の牛久市」それぞれのトップ10に共通するイメージは、「自然な」「居心地のよい」「閑静な」の3つであり、「今の牛久市」では「のんびりした」「のどかな」「素朴な」など、温和なイメージが選ばれていますが、将来の牛久市では、「活気のある」「快適な」「生き生きした」といった活発なイメージが選ばれています。

牛久市第3次総合計画では、「笑顔があふれ やすらぎのあるまち うしく」をまちづくりの将来像として「スローライフを実現できるまちづくり」に取り組んできました。「今の牛久市」のイメージからは、この将来像は概ね実現されていると考えられますが、将来に向かっては、今の自然環境や居心地のよさなどの「やすらぎ」を守りつつ、「快適で活気があり、生き生きとした笑顔があふれるまちづくり」が求められていると考えられます。

今の牛久市をイメージする言葉トップ10と将来のイメージとの比較

順位	イメージ	今の牛久市(A)	将来の牛久市(B)	B-A
1	のんびりした	47.8	12.0	△ 35.8
2	自然な	35.4	16.2	△ 19.2
3	のどかな	34.5	11.9	△ 22.6
4	居心地のよい	28.9	39.4	10.5
5	地味な	27.2	2.0	△ 25.2
6	素朴な	22.0	4.2	△ 17.8
7	田園的な	21.7	8.3	△ 13.4
8	静かな	19.5	8.9	△ 10.6
9	おとなしい	16.3	0.7	△ 15.6
10	閑静な	15.5	12.7	△ 2.8

将来の牛久市をイメージする言葉トップ10と今のイメージとの比較

順位	イメージ	今の牛久市(A)	将来の牛久市(B)	B-A
1	活気のある	6.6	39.5	32.9
2	居心地のよい	28.9	39.4	10.5
3	快適な	10.0	31.6	21.6
4	生き生きした	5.8	28.6	22.8
5	親しみやすい	14.9	22.7	7.8
6	健康な	5.3	21.1	15.8
7	自然な	35.4	16.2	△ 19.2
8	豊かな	3.7	14.4	10.7
9	閑静な	15.5	12.7	△ 2.8
10	のびのびした	10.4	12.3	1.9

将来の牛久市のみでトップ10に入ったイメージ
 現在と将来の両方でトップ10に入ったイメージ

第7章 時代の潮流

1. 人口減少、少子化

わが国は、2008年をピークに人口減少に転じました。合計特殊出生率が低水準であり、2050年には人口が1億人を割り込み、2060年頃には9,300万人程度にまで減少すると推計されています。

人口減少は都市機能の維持にも大きな影響を及ぼします。都市機能の維持には様々な都市サービスを提供するサービス産業が必要ですが、そのためには一定の商圈規模、マーケットが必要となります。市街地において人口減少が起ると、地域に必要なサービス産業の撤退による買い物弱者の増加や、地域の魅力の低下による若者の流出の増加など、地域の衰退が加速してしまうおそれがあります。

本市においても、2017年をピークに人口減少に転じ、出生率も低位で推移していることから、転入促進と転出抑制策、少子化対策を講じていくことが急務となっています。

2. 高齢化の進展

わが国の高齢化率は上昇を続けており、2025年には30%、2050年頃には40%近くにまで上昇すると推計されており、それに対応した地域づくりが急務となっています。また、高齢者数のピークは地域によって異なり、東京圏では増加が続きますが、地方圏ではピークを迎えようとしている地域もあります。このため、大都市では介護施設が不足し、地方では余剰が生じる可能性があります。

一方で、健康寿命が伸び、元気に活躍する場を求めると高齢者も増加しています。生産年齢人口が減少する中で、いかに高齢者に力を発揮してもらうかが大きな課題となっています。

本市の推計では、老年人口の増加が2050年頃まで続くと予想されており、地域の医療福祉サービスの提供体制整備や地域福祉人材の確保がますます重要になっていきます。

3. 「国際志向」と「地域志向」

グローバル化が進展する中で、豊かさを維持、発展させるためには国際社会での競争を勝ち抜く必要があり、積極的に国際社会に打って出る人材が増加しています。その一方で、経済的な豊かさだけでなく、自然や地域とのふれあいを大切にする生き方を求める若者も増加しています。この「国際志向」と「地域志向」といった価値観は矛盾するものではなく、個人と個人、地域と地域がグローバルに結ばれる時代においては、両方の視点をあわせ持ち、地域の課題や世界的な課題を解決していくような人材が求められています。

2020年教育改革では、このような社会の変化に対応できる人材の育成が図れるよう、「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)*」の実施や、プログラミング教育の導入、英語教育の改革などを推進する「新学習指導要領」が導入されました。

本市では、新学習指導要領の公表以前から、アクティブ・ラーニング*等の「協働的な学び」の授業の導入や、ALT(外国語指導助手)の小中学校全校配置など、未来を見据えた教育に取り組んできており、大学進学率が県内1位(2019年3月)になるなどの成果を上げています。また、子どもたちが地域の多様な人材から学ぶ仕組みとして「地域とともにある学校(コミュニティ・スクール*)づくり」にいち早く取り組んでいます。

4. 大規模災害の発生、感染症の大流行

2011年の東日本大震災は、わが国に広域かつ甚大な被害をもたらしました。また、2015年の関東・東北豪雨、2019年の台風19号による大規模な浸水被害も記憶に新しく、こうした大きな自然災害はいつ発生してもおかしくない状況です。こうした中、高度成長期以降に集中整備したインフラ*の老朽化は深刻であり、施設の長寿命化なども含めた効率的な社会資本の維持管理・更新を行っていく必要があります。

2020年の新型コロナウイルスの流行は、世界中の人の命と健康を脅かし、経済に大きな打撃となりました。事業の自粛や学校の長期休業などは、市民にとって大きな経済的損失やストレスとなりましたが、テレワーク*やオンライン診療、オンライン授業などが急速に浸透し、新しい生活様式が国から示されるなど、暮らし方に変化をもたらしました。

本市の行政においては、市民の安全や健康を最優先とし、災害や感染症などにおける様々なリスクを想定した中で、被害を最小限におさえるために必要な対策を講じていくことが求められています。

5. Society5.0の実現

Society5.0とは、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「人間中心の社会(Society)」で、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すものです。

Society5.0の実現に向けた技術(以下「未来技術」という。)は、自動化により人手不足を解消することができるとともに、地理的・時間的制約を克服することが可能となります。例えば、自動走行を含めた便利な移動・物流サービス、オンライン医療やIoTを活用した見守りサービスなどにより、高齢者も含め、利便性の高い生活を実現し、地域コミュニティの活力を高めることができます。

このように、未来技術は少子高齢化や担い手不足が進む地域社会において、住民の生活の利便性と満足度を高める上で有効であり、地域の魅力を向上させることができるものです。本市においても、医療福祉、農業やサービス、公共交通分野等での活用やデジタル人材の育成など、現在および将来の課題解決に向けた取り組みが求められています。



資料：内閣府ホームページより

6. SDGsの実現

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。SDGsは2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

SDGsは、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組むもので、「すべての人に健康と福祉を」、「質の高い教育をみんなに」、「ジェンダー平等を実現しよう」、「働きがいも経済成長も」、「住み続けられるまちづくりを」、「気候変動に具体的な対策を」などの17の目標と、これを達成するための169のターゲットを掲げています。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取り組みを推進するに当たっては、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化を図っていくことが求められています。



基本構想

第1章 まちづくりの将来像

まちづくりの将来像と基本目標

牛久市第3次総合計画によって行政運営に取り組んできた10年間は、「笑顔があふれ やすらぎのあるまち うしく」を将来像に掲げ、経済的な豊かさよりも、本市の豊かな自然や人のつながりの中でゆったりと心豊かに暮らす「スローライフ」の実現に向けたまちづくりを進めてきました。

市民アンケート(16頁参照)によると、市民の住みやすさに対する評価はおおむね良好で、また、「現在の」本市に対して「のんびりした」「自然な」「のどかな」などの温かなイメージを持っていることなどから、本市はこの将来像に向かって順調に進んでいると考えられます。

しかし、同アンケートでは「将来の」本市に対して「活気のある」「快適な」「生き生きした」といった活発なイメージを望んでいることから、今後は「やすらぎ」に加えてまちに「にぎわい」を生みだしていくことが必要と考えられます。

また、ベッドタウンとして長年続いてきた人の流入に陰りが見え始め、牛久駅周辺の市街地では高齢化や若者の流出によるまちのにぎわいの低下、東部の農村地域では農業者の減少による耕作放棄地の増加、市域全体としては団塊世代の高齢化などによる地域の担い手不足といった、長期的に解決していかなければならない課題が顕在化しています。

このような地域では、若い世代が留まる、帰ってくる、移り住んでくる、様々な世代が共に暮らし、だれもが居場所と役割を持って活躍することのできる「世代が循環する全世代・全員活躍型のまちづくり」を進め、地域の持続可能性を高めていくことが求められています。

そこで、第4次総合計画における2040年のまちづくりの将来像として、「笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく」を掲げ、これまでの牛久らしさを守りつつ、「にぎわい」づくりにより、もっと笑顔があふれるまちづくりを目指します。そして地域に愛着(郷土愛)を持つ市民(若者)を増やし、さらにそうした市民との協働により、「世代が循環する全世代・全員活躍型のまち」を目指します。

そのため基本目標として、「ふるさとを想う市民と共に「世代がめぐる」まちを創る」を掲げ、この目標に向けた政策を展開していきます。

【まちづくりの将来像】

笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく

【基本目標】

ふるさとを想う市民と共に「世代がめぐる」まちを創る

政策形成と推進の視点

まちづくりの将来像、また基本目標の実現のために、次の3つの視点に基づいて政策を形成し、推進していくこととします。

「市民とにぎわいのあるまちを育てる」

より多くの市民が一人ひとりの出来ることを持ち寄って、地域づくり活動に参加することが、地域のコミュニティの維持、にぎわいの創出、郷土愛の醸成、そして世代が循環するまちづくりにつながります。

地域づくり活動は、福祉、教育、産業振興、防犯、環境保全など多様な分野で行われ、また、異なる分野が連携した活動も行われており、本市行政は、分野ごとの地域づくり活動を支えるとともに、分野間の効果的な連携を推進します。

「市民一人ひとりが自分らしく生きる」

市民一人ひとりが世代や性別、国籍などに関わりなく、それぞれの個性や特性を存分に発揮することにより、多様な地域課題の解決や、地域社会、さらには世界を未来につなぐ取り組みが生まれます。

本市行政は、すべての市民がより健やかに、自分らしく学び、働き、生きていけるよう、福祉、教育、就業支援など、それぞれの分野での専門性を高めるとともに、多種多様なニーズに対応するため、分野間の効果的な連携を推進します。

「市民のやすらぎのある暮らしを守る」

市民一人ひとりが自分らしく、生きがいを持って生活していくためには、日常生活における安全・安心が確保されていることや、だれもが必要な都市機能にアクセスできることが不可欠です。また、豊かな自然環境は、市民の生活にうまいとやすらぎを与え、活力を生み出すものです。

本市行政は、すべての市民の暮らしやすさの向上と本市の豊かな自然を守る取り組みを推進します。

【政策形成と推進の視点】

- ・ 市民とにぎわいのあるまちを育てる
- ・ 市民一人ひとりが自分らしく生きる
- ・ 市民のやすらぎのある暮らしを守る

第2章 施策の大綱

まちづくりの将来像と基本目標、政策形成と推進の視点を踏まえた本市の総合的な行政を進めていくにあたって、次の7つの政策分野を定め、それぞれの分野が目指すまちの将来像を掲げました。政策分野の中心には世代が循環するまちづくりにおいて最も重要となる「市民共創 みんなの創意工夫で未来をつくるまち」を位置付けました。

次項からは、7つの政策分野について、現状と課題、長期的な取組の方向性を示しています。

笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく

～ ふるさとを想う市民と共に「世代がめぐる」まちを創る ～



政策分野と施策の分類一覧

7つの政策分野について、さらに以下のように分類し、次項よりそれぞれについての取組の方向性を示します。基本計画では、この政策分野と分類ごとに施策や事業を整理します。

健康・医療・福祉分野

1 すべての人が
生き生きとした
人生を送るまち



- 地域福祉
- 地域福祉・地域医療
- 子ども福祉
- 高齢者福祉・介護保険
- 障がい福祉
- 健康・医療

教育・文化分野

2 未来を拓き、
地域を担う
人が育つまち



- 学習指導
- 教育環境
- 就学前教育・家庭教育
- 生涯学習
- 文化芸術
- 生涯スポーツ

しごと分野

3 魅力ある「しごと」と
にぎわいが
生まれるまち



- 商工業振興
- 就業環境整備
- 創業支援・企業誘致
- 農業振興
- 観光振興

市民共創分野

4 みんなの
創意工夫で
未来をつくるまち



- 市民参加
- 地域コミュニティ
- 男女共同参画
- 多文化共生
- 産学官連携
- 情報共有・情報公開、市民参画

生活基盤分野

5 多様な世代が
安心快適に
住み続けられるまち



- 立地適正化
- 交通ネットワーク
- 中心市街地活性化
- 生活インフラ
- 安全安心
- 国土強靱化

環境分野

6 豊かな自然を
守り育てる
優しさのあるまち



- 自然環境
- 景観・公園
- 循環型社会
- 環境衛生

行政運営分野

7 行政が市民に
信頼されているまち



- 窓口サービス
- 行政組織
- 広域行政・民間委託
- 公共施設
- 課税・契約
- 財政運営

すべての人が生き生きとした人生を送るまち

現状と課題

- 児童福祉、高齢者福祉、障がい福祉、生活保護など、属性別・対象別の制度が充実していく一方で、核家族化や地域社会のつながりの希薄化、経済的格差の拡大などにより、子どもや高齢者、障がい者等の貧困やひきこもり、社会的孤立などといった、これまでの属性別・対象別の制度のみでは対応が困難な事例が増加しており、様々な制度を包括的・横断的に対応できる体制づくりが求められています。
- 本市では、地元の方々をはじめ、東京圏等から転入してきた多くの団塊世代の方々が、民生委員児童委員*や自治会役員等として、見守りの状況や相談の内容を関係機関につなぐなどの役割を担ってきましたが、この団塊世代の方々の高齢化や就労を継続する高齢者の増加などにより、担い手の確保が困難になってきています。
- こうした中で、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、だれもが地域の中で健康的で生きがいを持って、安心して暮らしていくためには、あらゆる世代の様々な個性をもった人々が互いを認め合い、それぞれの役割を持って、「無理なく、ほどよく(無理をしないで、出来る範囲で)」地域福祉に参加できる環境づくりが必要となっています。
- また、人生100年時代に向けて、だれもが自分らしい人生を送るためには、健康を維持・増進していくことが重要であり、食生活や運動などの生活習慣の改善や、予防接種や検診等の予防医療体制、ライフステージや障がいの種類などに応じた地域医療体制、医療と介護予防の一体的な取組体制の整備が必要です。

取組の方向性

- ➔ あらゆる世代の多様な個性や特性を持った市民が互いを認め合い、それぞれの役割を持って、「無理なく、ほどよく」助け合える地域づくりを進めます。(地域福祉)
- ➔ 行政、市民、医療・福祉事業者などが連携、協働した包括的・横断的な健康・医療・福祉サービスの提供体制を整え、すべての人に必要な支援が届く地域づくりを進めます。(地域福祉・地域医療)
- ➔ すべての子どもと親が地域の中で温かく見守られながら、安心して健やかに生まれ育つことのできる地域づくりを進めます。(子ども福祉)
- ➔ 高齢者が個々の意欲や能力に応じて活躍できる地域、すべての市民が安心して生涯を過ごすことのできる地域づくりを進めます。(高齢者福祉・介護保険)
- ➔ すべての障がい児・者本人の意思が尊重され、それぞれのライフステージにおいて主体的に社会に参加し、個性や特性を最大限発揮することのできる地域づくりを進めます。(障がい福祉)
- ➔ すべての市民が命を大切にし、自分らしく健康的な生涯を過ごすことができ、感染症流行時などにおいても迅速に命を守る対応ができる地域づくりを進めます。(健康・医療)

未来を拓き、地域を担う人が育つまち

現状と課題

- 本市は長い間ベッドタウンとして発展してきたことにより、様々な地域から多様な知識や技術を獲得してきた「人材」が豊富であり、これが大きな強みとなっています。
- 本市ではこの強みを生かし、多様な地域人材と連携・協働しながら、「地域とともにある学校(コミュニティ・スクール*)づくり」を進め、これを基盤に「一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり」に取り組んでいます。
- 本市が、この取り組みを進める中、国は社会教育法を改正し、「地域学校協働活動*」による「学校を核とした地域づくり」を推進することとしました。本市では、既に進めてきたコミュニティ・スクール*の取り組みを、就学前教育・家庭教育、社会教育(生涯学習・文化芸術・生涯スポーツ)の分野にも広げ、学校を核とした地域の学び力の向上を目指しています。
- また、グローバル化の進展、文化的、経済的関係の複雑化により、社会の将来を見通すことが一層困難となる一方で、世界と地域との距離は縮まり、世界的な課題と地域の課題を同時に考えることもできるようになっています。
- こうした中、多様な人材が地域の中で、知識や文化芸術、スポーツの技能などを持ち寄り学び合うことで、豊かな心と体を持って、変化の激しい時代を生き抜き、未来を切り開いていくことのできる人材、地域を想い、他者を想い、地域や世界の将来を担う人材を育てていくことが必要です。

取組の方向性

- ➔ 豊かな心と体をもって、新しい時代に必要な能力を身につけて国内外で活躍する人材、地域の人々とのつながりの中で世界や地域の課題解決に貢献する人材づくりを進めます。(学習指導)
- ➔ 教職員の資質向上や地域の市民との協力、保健・医療・福祉分野、地区社会福祉協議会*等との連携、学校施設の整備などにより、すべての子どもが安心して学びに向かうことのできる環境づくりを進めます。(教育環境)
- ➔ 人格形成の基礎となる乳幼児期からの学びの充実や、地域全体で親と子の学びと育ちを支える環境を整えることで、すべての親と子の生きる力を育みます。(就学前教育・家庭教育)
- ➔ あらゆる世代のすべての人が、生涯にわたって学び続けることができる、多様な人材が学び合い、高め合うことのできる地域づくりを進めます。(生涯学習)
- ➔ 文化芸術の持つ多様な価値を学び活用し、人々のふれあいの中で市民の豊かな心と本市への愛着を育み、地域の魅力を高めていきます。(文化芸術)
- ➔ 世代や価値観、ライフスタイルによって異なる多様なスポーツニーズに対応することで、健康的で活気のある地域づくりを進めます。(生涯スポーツ)

魅力ある「しごと」とにぎわいが生まれるまち

現状と課題

- 本市はベッドタウンとして、近年はひたち野うしく駅周辺の住宅地への子育て世代の転入が続く一方で、市内で生まれ育った若者が進学や就職などで転出したまま戻ってこないといった人の動きが続いていますが、新市街地の開発が終息し、子育て世代の流入が止まると、若者の流出がこれまで以上に大きな問題になっていくことが予想されます。
- 本市の若者の8割近くは大学等へ進学しており、そういった市外で学んだ若者が、市内に戻って生き生きと働くことのできる環境づくりが必要となっています。
- また、労働人口が減少する中で、価値観やライフスタイル・ワークスタイルの多様化も急激に進んでおり、若者、女性、高齢者、障がい者など、だれもが力を発揮できる就業環境や自分の居場所を見いだせる環境づくりが必要です。
- 主に本市の東部地区で営まれる農業の分野では、高齢化などに伴う廃業が続いており、耕作放棄地の増加は環境保全の面からも問題となっています。
- 農業が活力を取り戻すためには、農地の集約やスマート農業等による生産性の向上や安定した流通の確保、6次産業化や都市農村交流などによる新たな収入源の確保により、新たな担い手を呼び込んでいく必要があります。
- また、牛久シャトーの飲食・物販店再開やエスカード牛久ビルへのテナント誘致などにより、牛久駅周辺地域の活性化に取り組んでいます。
- 市民は日常生活や余暇活動、市外の友人知人との交流の場、観光への活用によるにぎわいの復活を望んでおり、地域の事業者や観光地などと連携しながら活性化を図っていくことが求められています。

取組の方向性

- ➔ 本市の就業者の割合が高いサービス産業等の生産性向上などにより、市内企業の魅力を高め、その魅力を感じてもらうことで、若者等の市内就業を促進します。(商工業振興)
- ➔ 多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルを踏まえた多様な働き方への支援、若者や女性、高齢者、障がい者など、だれもが自分らしく働き続けることができる就業環境や自分の居場所を見いだせる環境づくりを進めます。(就業環境整備)
- ➔ 地域の特色を生かした「しごと」や地域の課題を解決する「しごと」を起こす市民の支援や地域ニーズにあった事業者の誘致により、まちの魅力を高めていきます。(創業支援・企業誘致)
- ➔ 農地の集約やスマート農業等による生産性の向上や、6次産業化、都市農村交流等の新たな収入源の確保などにより、農業の魅力向上と担い手確保を促進します。(農業振興)
- ➔ 商業地や文化財、自然などの地域資源を活用した市民や市外の人々との交流促進により、まちのにぎわいづくりと市民の郷土愛の醸成を図ります。(観光振興)

みんなの創意工夫で未来をつくるまち

現状と課題

- 本市では多くの市民、企業、NPO*、市民団体、ボランティアが、地域コミュニティの維持や活性化、課題解決などのために活躍し、また、行政区では地域の集会所を常時開放する「たまり場*」の活動や、地区社会福祉協議会*では地域ごとの課題解決の取り組みなどが進められています。
- しかし、人口の多い団塊世代の方々が後期高齢者になっていくことなどにより、今後の担い手の確保が大きな課題となっています。
- 牛久駅周辺地域や東部地区などでは、少子高齢化や若者の流出が進み、地域コミュニティの維持が難しくなりつつあり、現在子育て世代が集中しているひたち野うしく駅周辺地域についても、20年後には同様の状況になることが予想されます。
- また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての希望と現実とのへだたりや、根強い性別による固定的役割分担意識、就業継続を希望する女性の出産や育児をきっかけとした離職など、男女共同参画*についての様々な問題があり、これらは少子化にも大きく関わっています。
- こうした課題を解決していくためには、世代や性別、国籍などに関わりなく、市民一人ひとりが無理のない範囲で地域に関わり、それぞれの役割や居場所を持って活躍できる地域をつくとともに、子どもや若者が未来の担い手として育つ、「世代が循環するまちづくり」を進めていく必要があります。
- またそのためには、市民と行政が地域の課題を共有し、共通の理解のもとで、「協働」「共創」のまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

取組の方向性

- ➔ より多くの市民やNPO*、事業者などが、それぞれの希望する地域づくり活動に参加できる仕組みをつくり、多様な人材が活躍できる環境づくりを進めます。(市民参加)
- ➔ 共助・公助の考え方を踏まえ、だれもが利用できる多世代交流の場づくりや、多様な人々との交流やつながりで支え合う体制づくりを進めます。(地域コミュニティ)
- ➔ 女性も男性も全ての市民が、お互いを尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮し活躍できる社会づくり、結婚・出産・子育てなどライフステージに応じた生き方がかなえられる社会づくりを進めます。(男女共同参画*)
- ➔ 国籍や価値観が異なる人々が集まる中で、多様性を認め合い、ともに地域社会を形成し、だれもが個々の能力を発揮できる社会づくりを進めます。(多文化共生)
- ➔ 地域の高校や専門学校、大学等と市民や地域企業と連携した地域学習や地域の課題解決に取り組むことで、地域の将来を担う人材づくりを進めます。(産学官連携)
- ➔ 情報の収集・公開・発信、意見交換などにおいて多様な手法の効果的・積極的な活用と市政に活かす仕組みの構築により、市民と行政の相互理解に基づいた「協働」「共創」のまちづくりを進めます。(情報共有・公開、市民参画)

多様な世代が安心快適に住み続けられるまち

現状と課題

- ひたち野うしく駅周辺の市街地では子育て世代が集中して居住し、多くの商業施設が立地していますが、牛久駅周辺の市街地や東部地区においては、高齢化と人口減少が進行し、空家の増加、商業店舗の撤退などが生じています。
- こうした流れを食い止めるためには、行政や医療・福祉、商業など、生活に必要なサービスを一定のエリアに集約(コンパクト化)して効率性を確保していくとともに、各地域を各種の交通ネットワークで結び、すべての市民が必要なサービスにアクセスできる環境整備が必要です。また空き家や空き店舗については、地域の資産として、移住定住促進や、子育て、多世代交流拠点の形成など、地域の世代循環形成のために官民で有効活用していく視点が重要です。
- 市民の日常生活においては、幅員の狭い道路や歩道の無い道路などの通行が危険な箇所や、雨水の排水能力不足により浸水被害の発生しやすい箇所があるなど、生活基盤の改善が必要な地域があります。
- 交通事故や火災、犯罪、消費者被害などの問題もあり、市民が安全・安心に暮らせる環境づくりのために、交通安全、防犯、防火のソフト・ハードの整備や市民との協働による安全確保対策が必要となっています。
- また、首都直下型地震などによる甚大な被害が予想される中、東日本大震災や関東・東北豪雨をはじめとする過去の経験を踏まえ、災害による被害を最小化する「減災」の取り組みとして、災害への備えや地域防災力の強化、発災時の応急対策などの充実が必要となっています。

取組の方向性

- ➔ 2つの駅を核とした都市機能の誘導や小学校区単位の地域生活圏、これらを結ぶ公共交通軸の形成などによる「多極ネットワーク型コンパクトシティ*」を推進し、持続可能な都市づくりを進めます。(立地適正化)
- ➔ 公共交通事業者との連携、スクールバスや総合福祉センター巡回バスなどの公共交通事業者以外の輸送サービスや自家用有償旅客運送の活用などにより、まちのネットワーク化と人にやさしい交通環境づくりを進めます。(交通ネットワーク)
- ➔ 官民連携による都市空間を活用した「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出や、空家・空き店舗等の遊休資産の再生・活用などにより、にぎわいと活力のある魅力的なまちづくりを進めます。(中心市街地活性化)
- ➔ 道路や雨水排水施設、下水道など、日常生活の基盤となる施設の計画的な整備やバリアフリー*対応などにより、快適に暮らせるまちづくりを進めます。(生活インフラ*)
- ➔ 交通安全、防火、防犯などを市民と協働で取り組むことにより、安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、消費者被害に関する知識の普及啓発や支援の取り組みにより、すべての人の健全な消費活動を支えます。(安全安心)
- ➔ 大規模災害などにおいて、すべての人の命・身体・財産が適切に保護される災害に強いまちづくりを進めます。(国土強靱化)

豊かな自然を守り育てる優しさのあるまち

現状と課題

- 本市は、昭和40年代以降、ベッドタウンとして急速な都市化が進みましたが、計画的な開発により市街地には公園や街路樹などの緑があり、また、市街地の周辺には豊かな里山や水辺環境、農地などがあり、これらの自然環境は、多様な生態系*を育み市民の生活にうるおいとやすらぎを与えています。
- また本市には、牛久シャトーなどの歴史的建造物や文化財、宿場町の街並み、牛久沼や谷津田、里山などの豊かな自然資源があり、これらの景観は市民の誇りとなっており、身近な公園や緑地では、公園里親制度などにより市民協働で緑の保全や緑化が進められています。
- しかし、森林の伐採・荒廃や農業の担い手減少による耕作放棄地の増加、外来生物*による生態系*の破壊、人口増加に伴う廃棄物の増加、不法投棄、不適切な廃水処理などがみられ、生物多様性*の損失につながる問題となっています。
- また、地球温暖化による気候変動により、本市においてもゲリラ豪雨や竜巻など、市民の安全に関わる自然現象が起こっており、本市では、2008年に「バイオマス*タウン構想」を公表し、2013年には国から「バイオマス産業都市*」に認定され、循環型社会の構築と地球温暖化の防止を目指した取り組みを進めています。
- 環境の改善のためには、すべての人の環境に配慮した取り組みを進め、大小の効果を積み上げていくことが大切であり、市民一人ひとりが日常的な環境対策に関わり、実行していくことが求められています。

取組の方向性

- ➔ 市民、事業者、行政が、「自然との共生*」「生物多様性*の確保」といった、環境の保全や活用に必要な知識を学び、個々ができることや、協力しあってできることを考え、本市の財産である自然環境の保全に向けた取り組みを進めます。(自然環境)
- ➔ 牛久シャトーなどの歴史的建造物や宿場町の街並みや身近な公園や緑地、牛久沼や谷津田、里山などの豊かな自然資源を活かした、市民がやすらげる、自慢できる景観づくりを進めます。(景観・公園)
- ➔ 2050年までに地球温暖化の原因である二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることを目指す(ゼロカーボンシティ*の表明)とともに、ごみの減量、資源化、再生可能エネルギー*や新エネルギー*利用への取り組みなどにより、資源循環型社会*の構築を目指します。(循環型社会)
- ➔ 大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、不法投棄など、環境悪化につながる問題に取り組むことにより、人と地球にやさしいまちづくりを進めます。(環境衛生)

行政が市民に信頼されているまち

現状と課題

- 本市の職員数は同規模の人口や産業構造の自治体と比較して少なく、安定した行政サービスを継続し、さらなる行政サービスの向上に取り組むための人員を確保するため、年齢構成の適正化を図りながら計画的な職員採用をすることが必要となっています。
- 一方で、人口減少、特に生産年齢人口の減少による長期的な税収の減少が見込まれる中、行政組織・運営の効率化を進めていくことも必要となっています。
- そのため、ICT*等を活用した業務の効率化や、事業の統廃合、民間委託などによるスリム化を並行して進めていくことが求められ、そうした取り組みを推進しながら、行政サービスの質の向上を図るべく、組織改革、職員の意識改革を進めていくことが必要となっています。
- また、公共施設等が老朽化しており、安定した公共サービスを提供していくためには、施設の長寿命化や配置・規模の適正化などを計画的に進めていく必要があります。
- 生産年齢人口の減少による財源の縮小や社会保障関係経費の増加などにより財政制約が強まる中では、適切な課税と徴収により財源を確保するとともに、行政運営コストの適正化を図っていく必要があります。
- また、コンプライアンス*を重視した適切な行政運営を進めるとともに、適正な財政政策を進め、それらを市民に分かりやすく説明することで、市民の理解を高めていくことが必要です。

取組の方向性

- ➔ ICT*を活用した総合窓口の機能向上やマイナンバーカードの活用などにより、市民の利便性を高めつつ、多様な相談に適切に対応できる窓口づくりを進めます。(窓口サービス)
- ➔ 人員の適正配置、ICT*等を積極的に活用した事務作業の効率化により、職員が地域により密着した仕事のできる環境づくりを進めます。また、新たな発想で挑戦できる職員の育成やコンプライアンス*を重視した組織づくりを進めます。(行政組織)
- ➔ 広域行政サービスの展開、事業の民間委託、指定管理者制度の活用などにより、経済合理性を高めつつ、市民ニーズに対応していきます。(広域行政・民間委託)
- ➔ 公共施設等の市有財産について、施設の長寿命化や配置・規模の適正化、民間資金の活用や受益者負担の適正化などにより、将来にわたって安定した公共サービスを提供していきます。(公共施設)
- ➔ 適切な課税と徴収により、税負担の公平性を維持し、安定した自主財源を確保します。また、入札や契約行為における適正な監査・検査により、公平性と経済合理性を確保します。(課税・契約)
- ➔ 財務書類を適切に作成し、経年変化や類似団体間比較を資産管理や予算編成などに活用していきます。また、市民等への分かりやすい財政情報開示に取り組むなど、透明で納得性の高い財政運営を進めます。(財政運営)

第3章 土地利用の基本的考え方

1.基本的な考え方

本市の豊かな自然や地域文化とのつながり、市民のやすらぎのある暮らしを守るとともに、まちの機能の集約と連携によりにぎわいや活力を生み出すことで、多様な世代が安心快適に暮らせる持続可能なまちづくりに向けた土地利用を目指します。

(1) 市街地と自然環境の調和

- 牛久沼、小野川とその周辺などの大きな水と緑を守りつつ、市街地を取り囲む緑が、市街地内の公園や緑地、街路樹などの緑を経由して各家庭までつながるような緑のネットワークを形成し、緑と共存するまちを目指します。

(2) 人口の変化を見通した持続可能な土地利用

- 中心市街地の活性化や主要な施設が集約された効率的な土地利用を推進し、さらに人口の変化を見通した持続可能なまちづくりに向けた土地利用を目指します。

(3) 地域の特性に合わせた生活圏の形成

- 地域の特性に合わせた暮らしやすい生活圏を形成するため、コミュニティ拠点の配置と交通ネットワークの整備により、地域コミュニティの維持、活性化を図ります。

2.エリア別土地利用の方針

本市内の土地利用を市街地エリアと自然環境保全エリアに区分し、それぞれの特徴を活かして、適切に誘導します。

(1) 市街地エリア

①牛久駅周辺地区

- 本市の長年の発展を支えてきた中心的な市街地として、都市基盤の整備や都市機能の充実を図り、安心・快適でだれもが暮らしやすいまち、にぎわいと活力のあるまちづくりを目指します。

②ひたち野うしく駅周辺地区

- 本市の近年の人口増加を牽引してきた市街地であり、長期的な視点で地域に必要な都市機能の誘導を図りつつ、市街地周辺も視野に入れながら、自然と調和した持続可能なまちづくりを目指します。

③工業、流通・業務地区

- 首都圏中央連絡自動車道の I C 周辺地域などの工業、流通・業務地区において、良好な産業基盤の維持・向上を図り、市内経済や雇用の維持・拡大を目指します。

(2) 自然環境保全エリア

① 緑地(自然環境)

- 多様な生態系*を育み、市民にうるおいとやすらぎを与える里山や市街地の公園緑地などについて、今後も積極的な保全と利活用を進めます。
- 市内に現存する希少な動植物とその生息環境の保全に努めます。

② 農地

- 農用地区域指定の農地や農業生産基盤整備事業を行った農地などの優良な農地について、積極的に保全し、営農環境の維持を図ります。
- 農業振興や環境保全の面から、耕作放棄地の未然防止と活用に向けた取り組みを進めます。

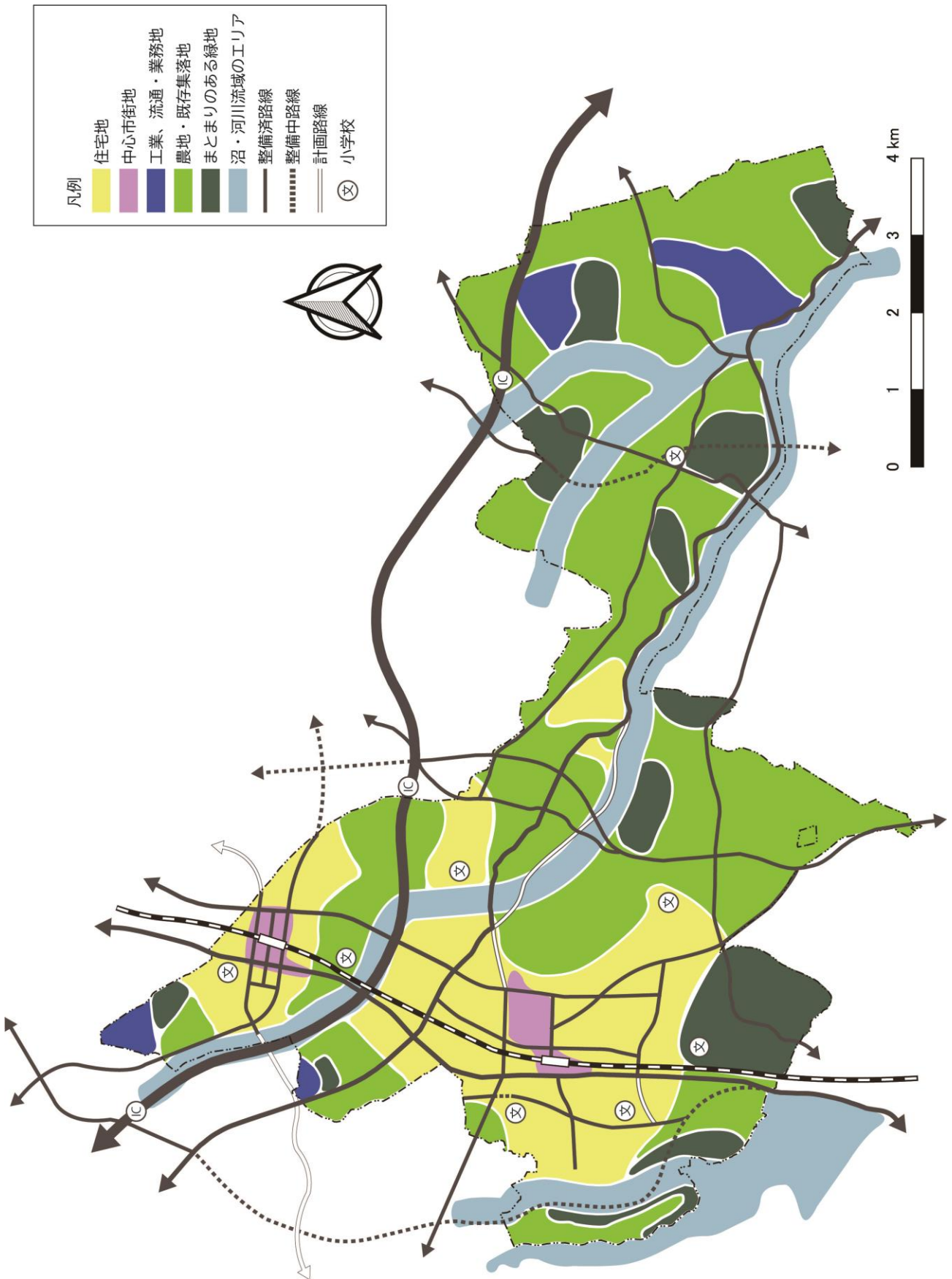
③ 既存住宅地

- 郊外の既存の集落地や住宅団地について、地域の実情に応じ、生活環境や地域コミュニティの維持・向上を図ります。

(3) 沼・河川流域のエリア

- 本市の豊かな自然環境や農業を支えてきた牛久沼や河川などの水辺環境について、今後も積極的な保全と利活用を進めます。

[土地利用構想図]



第4章 進行管理

基本構想・基本計画・実施計画で構成する総合計画の進行管理はPDCAサイクルによって行います。具体的には、以下のように行うものとします。

1. 実施計画の見直し・改善（毎年）

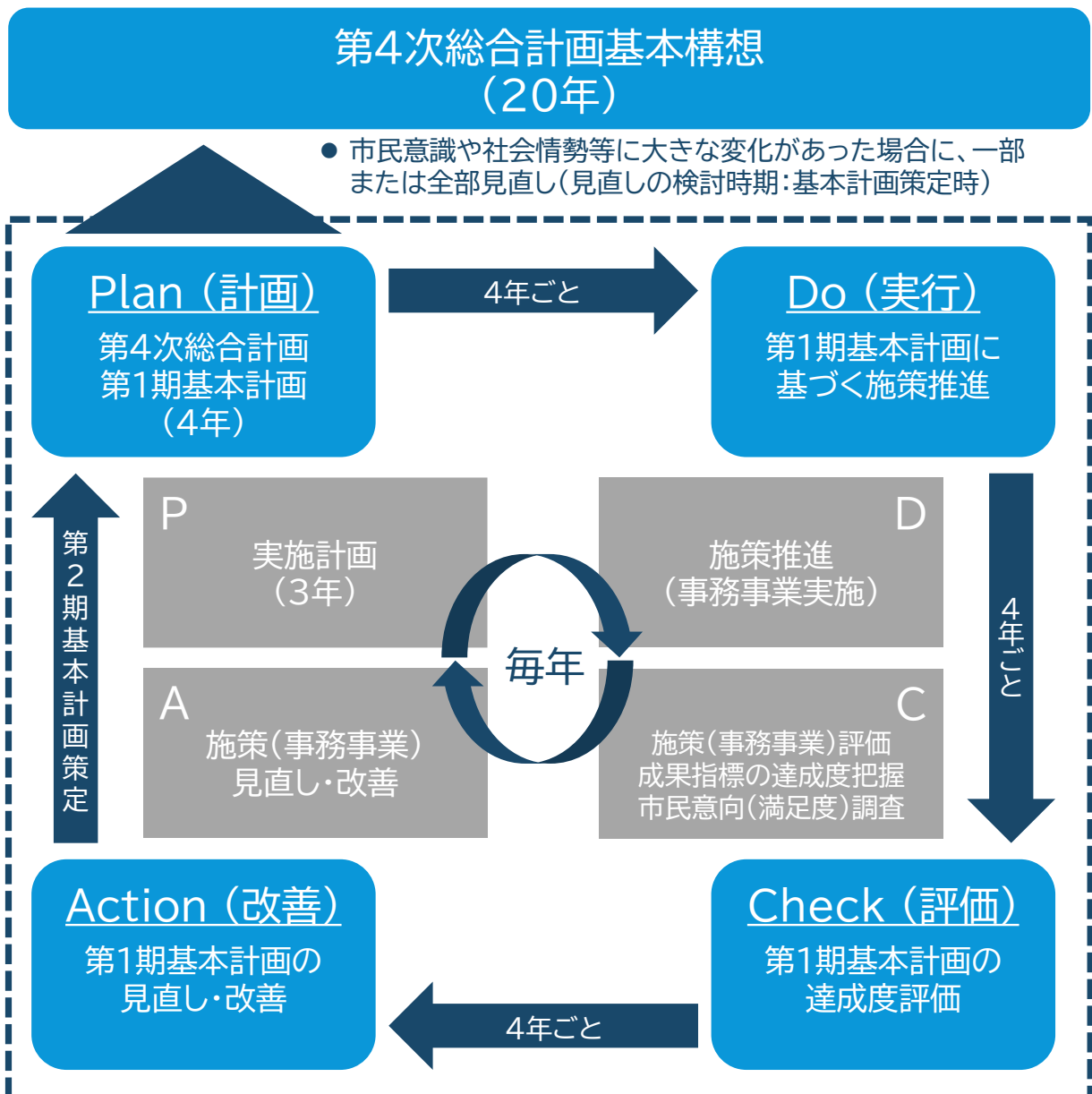
3年間を計画期間とする実施計画は、施策（事務事業）評価、成果指標の達成状況、市民意向（満足度）調査の結果などを踏まえて、毎年見直し・改善を行います。

2. 基本計画の見直し・改善（4年ごと）

4年間を計画期間とする基本計画は、毎年行う実施計画の評価や市民意向、短期・中期的な環境変化に合わせて4年ごとに見直し・改善を行います。

3. 基本構想の見直し検討（4年ごと）

20年間を計画期間とする基本構想は、市民意識や社会情勢などに大きな変化があった場合、一部または全部の見直しを行うことができます。なお、基本構想の見直しの必要性を検討するタイミングは、基本計画の見直し・改善を行う時期とします。



基本計画

基本計画の全体像

基本計画の構成

基本計画は、基本構想の第2章の施策の大綱に示されている7つの政策分野ごとに施策、施策の展開方向、取組内容を示しており、以下のように「章・節・項・目」と分類しています。

章	大分類。基本構想の施策大綱と同じ、「健康・医療・福祉」「教育・文化」など7つの政策分野です。
節	中分類。例えば「健康・医療・福祉」分野では、「地域福祉」「地域福祉・地域医療」「子ども福祉」「高齢者福祉・介護保険」「障がい福祉」「健康・医療」の6つの施策に分類しています。
項	小分類。施策ごとの具体的な「展開方向」。例えば「地域福祉」分野では、「地域福祉に関する理解促進」「市民主体の地域福祉活動の支援」「社会福祉サービスの充実」の3つの方向性に分類しています。
目	細分類。施策の「展開方向」をさらに具体化した「取組内容」を記載しています。

次項より、政策分野から施策、施策の展開方向までの一覧を掲載しています。

「節」ごとの記載内容は以下の通りです。

第1節

無理なく、ほど良く助け合える地域づくり
〔地域福祉〕

節ごとの目標

施策分類(節・中分類)

基本構想の施策大綱で示している取組の方向性

参照指標	目指す方向	基準値
現状・課題等	節ごとの目標に向かって進んでいるかどうかを検証する際に参照する指標	

本節に関連する現状や課題などを記載

本節に関連する統計データなどを記載

施策の展開方向と取組内容 ※網掛け部分は重点的に取り組む事項

(1)	①	
施策の展開方向 (項・小分類)	②	取組内容 (目・細分類)
	③	
	④	
(2)	①	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○
重点的に取り組む事項 を網掛け	②	△△△△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△
	③	□□□□□□□□□□□□ □□□□□□
	④	
(3)	①	
	②	
	③	
	④	
関連計画	本節に関連する行政計画を記載	

施策体系

章	節	項
1	すべての人が生き生きとした人生を送るまち(健康・医療・福祉)・・・P49	
1	無理なく、ほどよく助け合える地域づくり(地域福祉)・・・P50	
	(1)	市民みんなで支え合う意識を醸成する(地域福祉に関する理解促進)
	(2)	地域ぐるみの支えあい活動を促進する(市民主体の地域福祉活動の支援)
	(3)	支援の必要な市民の暮らしを守る(社会福祉サービスの充実)
2	すべての人に健康・医療・福祉サービスが届く地域づくり(地域福祉・地域医療)・・・P52	
	(1)	医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する(地域包括ケアシステム*の充実)
	(2)	制度・分野の枠を超えた福祉サービスを展開する(分野横断型支援の充実)
	(3)	医療体制の充実により市民の安心を確保する(地域医療体制の充実)
3	すべての子どもと親が安心して生まれ育つ地域づくり(子ども福祉)・・・P54	
	(1)	親子のこころと生活の安定を支援する(出産・子育てサービス(相談・交流・給付)の充実、ひとり親家庭の支援)
	(2)	安心して子どもを預けられる体制を整える(保育・預かりサービスの充実)
	(3)	子育て世帯の社会参加と家庭生活との調和を支援する(男女共同参画*、ワーク・ライフ・バランスの推進)
	(4)	地域ぐるみの子育て活動を促進する(市民による子育て活動の支援)
	(5)	すべての子どもが夢と希望を持って成長する権利を守る(有害環境からの保護、支援が必要な家庭の早期発見と対策)
4	すべての市民が安心して生涯を過ごせる地域づくり(高齢者福祉・介護保険)・・・P56	
	(1)	高齢者の生きがいづくりを支援する(社会参加、生涯学習支援)
	(2)	高齢者の心身の健康維持・向上を支援する(介護予防・生活支援)
	(3)	認知症を理解し、予防、支援する(認知症対策の充実)
	(4)	高齢者と介護者の暮らしの不安を軽減する(高齢者福祉サービスの充実)
	(5)	高齢者と介護者に必要なサービスを適切に提供する(介護保険サービスの充実)
5	すべての障がい者が個性や特性を発揮できる地域づくり(障がい福祉)・・・P58	
	(1)	障がいのある人もない人も共に生きる地域をつくる(障がいに対する理解促進、市民協働の推進)
	(2)	障がいをもつ子どもの育ちと学びを支援する(障がい児保健・療育・教育支援の充実)
	(3)	障がいのある人の生きがいづくりを支援する(障がい者の就労、地域活動への参加促進)
	(4)	障がいのある人の安定した生活を支援する(障がい者の日常生活支援)
	(5)	障がいのある人と家族に必要なサービスを適切に提供する(障がい福祉サービスの提供体制の整備)
6	すべての市民が健康的に過ごせる地域づくり(健康・医療)・・・P60	
	(1)	感染症から市民の命を守る(感染症対策の推進)
	(2)	市民の生涯を通じた健康づくりを促進する(「うしく健康プラン21」「うしく食育推進計画」の推進)
	(3)	すべての親子の健やかで心豊かな生活を支援する(妊娠・出産・子育て期の医療・保健サービスの充実)
	(4)	年代の特性にあわせた保健サービスを提供する(成人期・高齢期の保健サービスの充実)
	(5)	障がい等の特性にあわせた医療費支援や保健サービスを提供する(障がい者等に対する医療費支援・保健サービスの充実)
	(6)	こころの健康の維持・向上を促進する(精神疾患・自殺対策の推進)
	(7)	国民健康保険制度の安定化を図る(医療保険制度の安定化)

2	未来を拓き、地域を担う人が育つまち(教育・文化)・・・P63
1	一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり(学習指導)・・・P64
	(1) 主体的に学びに向かい、学びを活用する力を育てる(確かな学力の育成)
	(2) さまざまな関わりの中でよりよく生きるために、自己の生き方についての考えを深める(豊かな心の育成)
	(3) 明るくたくましく生きるための身体を育てる(健やかな身体の育成)
	(4) 社会の変化に対応するために必要な力を育てる(変化に対応する力の育成)
	(5) 地域で自立して豊かな人生を送る力を育てる(地域で自立する力の育成)
2	多様なつながりの中で豊かな学びが生まれる学校を核とした「学びの共同体」づくり(教育環境)・・・P67
	(1) 幼児期から中学校までの連続的な指導を充実する(保幼小中連携の推進)
	(2) コミュニティ・スクール*の充実と地域とともにある学校づくりを推進する(コミュニティ・スクールの推進)
	(3) 安心・居場所感のある教室、主体的・対話的で深い学び*のある授業をつくる(教職員の指導力向上)
	(4) 教職員が働きやすく、質の高い授業ができる環境を整える(教職員の働き方改革の推進)
	(5) 配慮の必要な児童生徒を組織的・計画的に支援する(教育センター*機能の充実)
	(6) 地域の人々との協働により子どもたちの学びの質を高める(地域人材による教育の推進)
	(7) 安心して通学と学習ができる環境をつくる(学校・通学路の安全・安心確保)
	(8) 時代の変化にあわせて学校施設を整備する(学校施設の整備)
3	すべての親と子の生きる力を育む地域づくり(就学前教育・家庭教育)・・・P70
	(1) 義務教育への適応力や人格形成の基礎となる資質・能力を育成する(就学前教育の充実)
	(2) 親と子が地域とのつながりの中で安心して学べる環境をつくる(親と子の学びの支援)
4	多様な人材が学び合い高め合う地域づくり(生涯学習)・・・P72
	(1) だれもが学びに向かうことのできる環境を整える(学習機会の提供・活動支援)
	(2) 市民の学びと暮らしの向上に寄与する「頼れる図書館」をつくる(図書館機能の充実)
	(3) 子どもも大人も学び合い・育ち合う環境をつくる(地域と学校の連携強化)
	(4) 地域づくり人材等の育成や学び直し*を支援する(地域人材の育成)
	(5) 地域とのつながりで子どもたちを守り育てる(青少年の健全育成)
	(6) だれもが快適に学べる生涯学習施設を整備する(生涯学習施設の整備)
5	文化芸術を学び活かした魅力ある地域づくり(文化芸術)・・・P75
	(1) 文化芸術のまちづくりに取り組む市民を育てる(文化芸術活動参加促進・人材育成)
	(2) 郷土に対する愛着をはぐくみ地域づくりにつなぐ(文化遺産の保存活用と日本文化の伝承)
	(3) 文化芸術のコミュニティづくりと活性化を促進する(コーディネート機能と広報の強化)
	(4) 文化芸術施設を整備し交流を促進する(文化芸術施設の整備)
6	生涯スポーツによる健康的で活気ある地域づくり(生涯スポーツ)・・・P77
	(1) 市民の生涯スポーツへの意識向上を促進する(スポーツ活動の啓発)
	(2) より多くの市民が日常的にスポーツに取り組む環境をつくる(スポーツ活動機会の提供・活動支援)
	(3) スポーツ選手・指導者・ボランティアを育成する(スポーツ人材・組織の育成)
	(4) 多様なニーズにあわせてスポーツ施設を整備する(スポーツ施設の整備)

3	魅力ある「しごと」とにぎわいが生まれるまち(しごと)・・・P79
1	若者等が働きたくなる「しごと」づくり(商工業振興)・・・P80
	(1) 市内企業の魅力を高める(経営力向上支援)
	(2) 市内企業と市内外の若者をつなぐ(若者等とのマッチング支援)
	(3) 魅力ある事業の継続を支援する(事業継続支援)
	(4) 市民の暮らしやすさを高める「しごと」を支援する(市民生活の向上に資する事業の支援)
2	すべての市民が自分らしく働き続けられる環境づくり(就業環境整備)・・・P82
	(1) 市内で安心して働ける環境を整える(労働環境の向上)
	(2) 市内雇用を維持・拡大し、就業を促進する(市内就業の促進)
	(3) 職業能力向上により市民の就業機会を増やす(職業訓練等による就業支援)
	(4) ライフスタイル・ワークスタイルの変化に対応する(多様な働き方への対応)
3	新しい「しごと」が生まれるまちづくり(創業支援・企業誘致)・・・P84
	(1) 新しい「しごと」にチャレンジする市民を応援する(創業支援)
	(2) まちの将来に必要な企業(産業)を誘致する(企業誘致)
	(3) 立地特性を生かした企業誘致により雇用機会を拡大する(IC周辺地域への企業誘致)
4	未来へとつながる農業と担い手づくり(農業振興)・・・P86
	(1) 農業者の経営基盤を強化する(農業生産環境の整備)
	(2) チャレンジする農業者を育成・支援する(収益力向上支援)
	(3) 次代の農業を担う若者を確保・育成する(新規就農者の支援)
	(4) 地域の農産物の市内消費を促進する(地産地消の促進)
	(5) 地域の農産物で市外のお金を獲得する(地産外商の促進)
	(6) 農村地域の魅力で多様な交流を促進する(農村交流の促進)
	(7) 貴重な農村の原風景を保全する(農村環境の保全)
5	市民も市外の人にも楽しめるにぎわいのあるまちづくり(観光振興)・・・P89
	(1) 日本遺産*「牛久シャトー」を軸とした新しい観光振興体制を構築する(観光振興体制の整備)
	(2) 「ワインと食」による観光振興事業を推進する(滞在型観光の推進)
	(3) 地域の観光資源を磨き上げ活用する(観光資源の整備・活用)
	(4) 観光客に訪れてもらう仕組みをつくる(観光ルート形成、回遊促進)
	(5) 市の魅力を知ってもらう機会を増やす(イベント等による集客促進)

4	みんなの創意工夫で未来をつくるまち(市民共創)・・・P91
1	すべての世代の多様な人材が活躍できる環境づくり(市民参加)・・・P92
	(1) 市民・団体が活動しやすい環境を提供する(市民や団体の主体的な活動支援)
	(2) 市民活動に参加しやすい環境を提供する(市民活動への参加促進)
	(3) すべての世代が暮らしやすい地域をつくる(多世代共生の推進)
2	多世代交流の場と多様な人々が支えあう体制づくり(地域コミュニティ)・・・P94
	(1) 地区ごとの市民活動の活性化を支援する(地域活動支援)
	(2) 多世代交流を促進する「たまり場*」の運営を支援する(たまり場*の運営支援)
	(3) 市民による地域課題の解決を支援する(地域の課題解決支援)
3	男性も女性も個性や能力を発揮して暮らすことのできる社会づくり(男女共同参画*)・・・P96
	(1) 性別にかかわらず活躍できる社会をつくる(あらゆる分野への男女共同参画*の推進)
	(2) 多様なライフスタイルを可能にする環境を整備する(ワーク・ライフ・バランスの推進)
	(3) 男女の人権尊重を推進する(男女間の暴力やハラスメント*、差別などのない社会づくり)
4	国籍や文化の違いを認め合い個々の能力を発揮できる社会づくり(多文化共生)・・・P98
	(1) 市民の異文化との交流を活性化する(異文化交流の促進)
	(2) 地域の外国人が暮らしやすい環境を整える(多文化共生の推進)
5	産学官連携による地域の将来を担う人材づくり(産学官連携)・・・P100
	(1) 地域の高校生・大学生、社会人による地域課題の解決を推進する(将来人材の育成)
	(2) 専門的な知見をまちづくりに活用する(大学の知見活用)
6	市民の声が市政に生きるまちづくり(情報共有・情報公開、市民参画)・・・P102
	(1) 市民へ市政情報を伝えながら意見を集め施策に反映する(市民との情報交換と施策への反映)
	(2) すべて市民に身近な議会づくりを促進する(市民に身近な議会づくり)
	(3) 市民の市政や選挙への関心を高める(主権者意識*の醸成)
	(4) 地域の統計情報を多面的に収集し活用する(統計情報の収集・活用)
	(5) 情報の適正な管理・共有化を推進する(情報の適正管理)
	(6) 市内外へのより効果的な情報発信を推進する(情報発信・シティプロモーション*強化)

章	節	項
5	多様な世代が安心快適に住み続けられるまち(生活基盤)…P105	
	1	「多極ネットワーク型コンパクトシティ*」による持続可能な都市づくり(立地適正化)・P106
		(1) 牛久駅周辺地域に高次・広域的な都市機能と居住を誘導する(中心拠点の充実)
		(2) ひたち野うしく駅周辺地域に日常生活を支える都市機能と居住を誘導する(地域拠点の充実)
		(3) 地域コミュニティ拠点における生活利便性を維持・活性化する(地域生活圏の形成)
		(4) 空家等を活用した世代循環形成や地域コミュニティの活性化を推進する(空家活用の推進)
		(5) 市民ニーズを活かし、時代にあった土地活用を推進する(適切な土地利用の推進)
	2	まちのネットワーク化と人にやさしい交通環境づくり(交通ネットワーク)…P108
		(1) まちの拠点と地域生活圏との交通ネットワークを整備・改善する(市内公共交通ネットワークの整備)
		(2) 近隣市町村へ移動しやすい交通ネットワークを構築する(広域公共交通ネットワークの整備)
		(3) 交通弱者等の移動手手段の確保・充実を推進する(交通弱者等の移動支援)
		(4) 駅利用者の利便性を向上させる(JR常磐線利用環境の向上)
		(5) 市民の快適な自転車利用を促進する(自転車利用環境の整備)
	3	にぎわいと活力のある魅力的なまちづくり(中心市街地活性化)…P110
		(1) 牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり(牛久駅周辺の活性化)
		(2) ひたち野うしく駅周辺における未来を見据えたまちづくり(ひたち野うしく駅周辺の活性化)
	4	すべての人が快適に暮らせるまちづくり(生活インフラ)…P112
		(1) 便利で快適な移動を支える道路交通網を整備する(主要道路・幹線道路の整備)
		(2) 安全で快適に利用できる道路環境を整備する(生活道路等の安全確保)
		(3) 集中豪雨などによる浸水被害への対策を推進する(雨水排水施設の整備)
		(4) 市内どこでも安心して水道が利用できる環境を整備する(水道水の安定供給)
		(5) 生活排水・事業用排水の適正な処理を推進する(下水施設の整備促進)
		(6) 集落地で安心して暮らせる環境を整備する(集落地の環境整備)
		(7) 住宅セーフティネット*を構築する(市営住宅の整備)
	5	事故や犯罪のない安心して住み続けられるまちづくり(安全安心)…P115
		(1) 交通安全に対する意識やマナーの向上を促進する(交通ルール等の普及啓発)
		(2) 交通事故の防止と被害軽減対策を推進する(交通安全対策の実施)
		(3) 交通事故当事者の経済的・精神的な負担を軽減する(交通事故当事者への支援)
		(4) 防犯に取り組む意識を醸成する(防犯意識の向上促進)
		(5) 市民協働による犯罪の起こらない地域づくりを推進する(防犯活動の推進)
		(6) 夜間や人通りの少ない場所における安全を確保する(防犯灯・防犯カメラの整備)
		(7) 市民の健全な消費活動を促進する(消費者意識の普及啓発)
		(8) 消費者被害の回避と解決促進を支援する(消費者の保護)
	6	すべての人の命を守る災害に強いまちづくり(国土強靱化)…P117
		(1) 平時において防災への意識向上を促進する(防災に関する啓発)
		(2) 災害時等に迅速に対応できる体制づくりを推進する(防災・救急体制の強化)
		(3) 災害に強い地域づくりに向けた基盤整備を推進する(防災施設・設備の整備)
		(4) 広域連携等による災害への対応力強化を推進する(防災分野での連携・協力体制整備)

6	豊かな自然を守り育てる優しさのあるまち(環境)・・・P119
1	多様な自然と人々が共に生きるまちづくり(自然環境)・・・P120
	(1) 自然や生き物を大切にすることを意識を高める(環境保全に関する啓発)
	(2) 自然や生き物と市民が共生する里山づくりを推進する(里山保全活動の推進)
	(3) まちにうるおいをもたらす水辺環境を保全する(水質改善対策の推進)
2	市民がやすらげる、自慢できる景観・公園づくり(景観・公園)・・・P122
	(1) 歴史や文化、自然と調和した景観づくりを推進する(景観形成)
	(2) 市民生活にやすらぎをもたらす公園・緑地を整備する(公園・緑地の計画的整備)
3	資源が循環する「ゼロカーボン」のまちづくり(循環型社会)・・・P124
	(1) 市民や事業者の環境に配慮した活動を促進する(環境に関する普及啓発)
	(2) 行政、市民、事業所の省エネルギー*対策を推進する(省エネルギー*対策の推進)
	(3) エネルギー等の地産地消を推進する(バイオマス*タウン構想の推進)
	(4) ごみの減量、分別に関する市民意識の向上を促進する(ごみ処理に関する意識向上)
	(5) ごみを減らし、再資源化する取り組みを推進する(ごみの減量、再資源化の推進)
	(6) 適切なごみ処理体制の確立を推進する(ごみ処理体制の確立)
4	人と地球にやさしいまちづくり(環境衛生)・・・P126
	(1) 空気のきれいなまちづくりを推進する(大気環境の保全)
	(2) 騒音や悪臭、土壌汚染等に悩まないまちづくりを推進する(公害対策の推進)
	(3) 動物と市民がともに暮らせるまちづくりを推進する(動物愛護・適正飼育)
	(4) 周辺環境に配慮した墓地や埋火葬の適正な管理を推進する(墓地や埋火葬の適正管理)


7	行政が市民に信頼されているまち(行政運営)・・・P129
1	市民が利用しやすい、やさしい窓口づくり(窓口サービス)・・・P130
	(1) ICT*の活用による市民サービスの利便性向上を推進する(ICT*活用による利便性向上)
	(2) 市民が安心して利用できる窓口づくりを推進する(窓口サービスの満足度向上)
2	地域に密着した職員、コンプライアンス*重視の組織づくり(行政組織)・・・P132
	(1) 多様化する課題やニーズに柔軟に対応できる組織をつくる(組織体制の整備)
	(2) 行政サービスの質を高める職員を採用する(計画的な職員採用)
	(3) 市民に信頼され課題に挑戦する職員を育成する(人財の育成)
3	近隣市町村や民間との連携による時代にあったサービスづくり(広域行政・民間委託)・P134
	(1) 市民ニーズと時代の変化に対応した広域行政を推進する(広域行政の推進)
	(2) 民間のノウハウ活用による経済性とサービスの向上を推進する(民間委託の推進)
4	公共施設の整備による安定した行政サービスの提供(公共施設)・・・P136
	(1) 予防保全による公共施設の長寿命化を推進する(公共施設長寿命化の推進)
	(2) 市民ニーズや時代にあった施設整備を推進する(公共施設利用環境の整備)
	(3) 公共施設、公用車等を適切に維持管理、運用する(公共施設、公用車の管理運用)
	(4) 公共施設や公用車における感染症対策を推進する(公共施設の感染症対策)
5	課税や契約行為における公平性や透明性の確保(課税・契約)・・・P138
	(1) 税の公平性を維持し自主財源を確保する(市税の公平な賦課徴収)
	(2) 適正な監査や検査、審査により公平性、透明性、経済合理性を確保する(適正な監査、検査等の実施)
6	財政運営の透明性、納得性の確保(財政運営)・・・P140
	(1) 正確な公金管理を推進する(正確な公金管理)
	(2) 合理的で効果的な予算を編成、執行を管理し、分かりやすく公表する(適切な財政運営)

第1章

すべての人が生き生きとした 人生を送るまち 【健康・医療・福祉】

3 すべての人に
健康と福祉を



参照指標	目指す方向	基準値
主観的幸福度の高い市民の割合		市民意識調査により設定 (2021年度から)

第1節

無理なく、ほどよく助け合える地域づくり

〔地域福祉〕

あらゆる世代の多様な個性や特性を持った市民が互いを認め合い、それぞれの役割を持って、「無理なく、ほどよく」助け合える地域づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
ボランティア団体数・加入者数	↗	239 団体、5,359 人（2019 年度）
地域の中で助け合いが行われていると感じる市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021 年度から）

現状・課題等

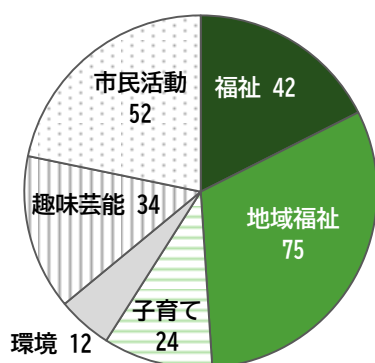
本市は、ボランティアや市民活動が活発なまちであり、多くの市民や団体が地域福祉の重要な担い手となって、多様な取り組みを展開しています。しかし、団塊世代の方々の高齢化や就労を継続する高齢化の増加などにより、担い手の確保が困難になってきています。

こうした中で、地域の中での見守りや支え合いの活動を維持していくためには、現役世代や子どもたちも含めて、「無理なく、ほどよく（無理をしないで、出来る範囲で）」地域福祉に参加できる環境づくりが必要です。

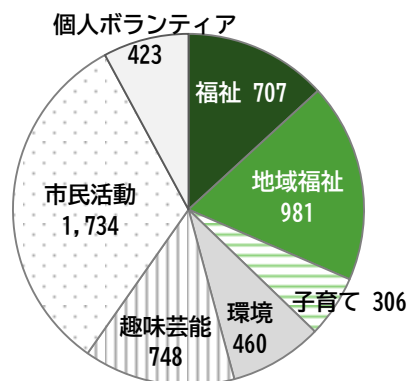
そしてそのためには、支え合いの大切さや地域の人々と交流することの楽しさを、子どもの頃から学ぶことや、地域福祉活動に参加しやすい雰囲気づくりやきっかけづくりが必要で、これまで本市が力を入れて進めてきた「コミュニティ・スクール*」や「たまり場*」の活動のさらなる発展や、地域活動の情報が得られやすい環境の整備などが求められています。

また市内では、要介護認定者や障がい児・者、貧困状態の世帯などが増加しており、このような支援が必要な市民の暮らしを守るためには、地域の方々の協力を得ながら、困っている人を見逃さずに適切な支援につないでいくことが重要です。

ボランティア登録団体数（239 団体）



ボランティア登録人数（5,359 人）



2020 年 3 月末現在

資料：社会福祉協議会

施策の展開方向と取組内容

※網掛け部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市民みんなで支え合う意識を醸成する (地域福祉に関する理解促進)</p>	<p>① 家庭や学校、地域における福祉学習の取り組みを促進します。</p> <p>② 地域や学校などにおける人権に関する教育や啓発を推進します。</p> <p>③ 学校教育や市民活動などにおいて、世代等の異なる人々の交流を促進します。</p> <p>④ 地域や事業所等と連携し、幅広い世代が地域福祉活動に参加できるきっかけづくりを進めます。</p> <p>⑤ 市の福祉施設を拠点とした人々のつながりづくりを促進します。</p>
<p>(2) 地域ぐるみの支えあい活動を促進する (市民主体の地域福祉活動の支援)</p>	<p>① 民生委員児童委員*活動の支援や「見守り台帳*」の整備などにより、地域による見守り支援を促進します。</p> <p>② 行政区への加入促進や「たまり場*」づくりの支援などにより、地域コミュニティの活性化を図ります。</p> <p>③ 小学校区単位の地区社会福祉協議会*の活動支援、地域福祉活動の拠点整備を進めます。</p> <p>④ 活動場所や情報の提供などにより、ボランティア・NPO法人*等の活動を支援します。</p> <p>⑤ 市社会福祉協議会の運営を支援し、市民協働による福祉活動を推進します。</p>
<p>(3) 支援の必要な市民の暮らしを守る (社会福祉サービスの充実)</p>	<p>① 成年後見制度の利用環境を整備し、高齢者や障がいのある人の権利と利益を守ります。</p> <p>② 官民の移送サービスの充実により、高齢者や障がいのある人の日常生活を支援し、社会参加を促進します。</p> <p>③ 高齢者、障がい者、子育て世帯などを対象とした住宅セーフティネット*の充実を図ります。</p> <p>④ 感染症大流行や自然災害などにより生活が困難となった市民に対する迅速な支援を行います。</p> <p>⑤ 貧困状態にある市民に対し、衣食住の支援などの基礎的な行政サービスを提供します。</p> <p>⑥ 戦没者の遺族、旧軍人、行旅病人*などの援護が必要な人を支援します。</p>

<p>関連計画</p>	<p>地域福祉計画・地域福祉活動計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プラン・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、成年後見制度利用促進計画、市営住宅長寿命化計画</p>
-------------	--

第2節

すべての人に健康・医療・福祉サービスが届く地域づくり

〔地域福祉・地域医療〕

行政、市民、医療・福祉事業者などが連携、協働した包括的・横断的な健康・医療・福祉サービスの提供体制を整え、すべての人に必要な支援が届く地域づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
人口 10 万人あたり医師数	↗	204.0 人（2018 年）
医療・福祉が充実していると感じる市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021 年度から）

現状・課題等

児童福祉、高齢者福祉、障がい福祉、生活保護など、属性別・対象別の制度が充実していく一方で、核家族化や地域社会のつながりの希薄化、経済的格差の拡大などにより、子どもや高齢者、障がい者等の貧困やひきこもり、社会的孤立などといった、これまでの属性別・対象別の制度のみでは対応が困難な、多様化・複雑化した課題を持った家庭や個人が増加しています。

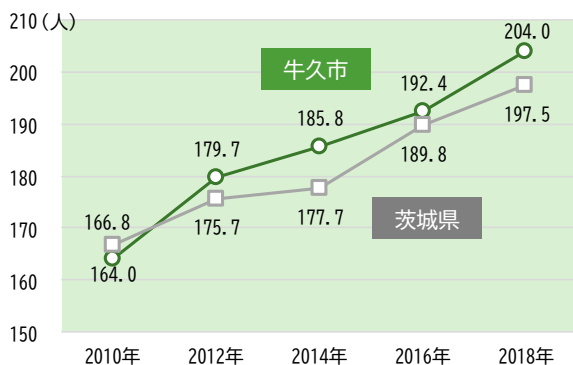
こうした中で、国は、「地域共生社会*の実現」という目標を掲げました。地域共生社会*とは、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者など、すべての人が生きがいと役割を持ち、地域の人と繋がりを持って助け合いながら暮らす社会のことです。

これまで国は、高齢者福祉の分野において、医療、介護、介護予防、住まいおよび日常生活の支援を包括的に提供する「地域包括ケアシステム*」の構築を地方自治体に求め、本市においても医療と介護分野の連携強化に取り組んできました。

さらに国は、このシステムの対象を障がい児・者にも広げていくことや、保健、医療、福祉、教育などの分野を超えて、多様化・複雑化した課題を包括的に受け止め適切な支援につなぐことのできる体制（「重層的支援体制*」）づくりを求めています。

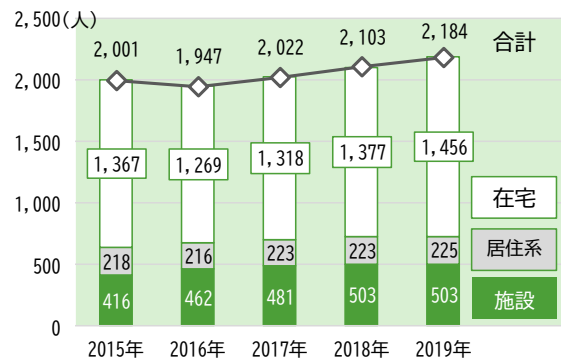
この重層的支援体制*を構築していくためには、行政、市民、医療・福祉事業者等が地域課題を共有すること、そして連携・協働による人材の確保・育成などを進めていくことが必要です。

人口 10 万人あたりの医師数



各年 12 月末現在 資料：茨城県医師・歯科医師・薬剤師調査

介護サービス受給者数



各年 12 か月の平均 資料：厚生労働省「介護保険事業報告」

施策の展開方向と取組内容

※網掛け部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する (地域包括ケアシステム*の充実)</p>	<p>① 市社会福祉協議会や民間事業者等との連携による、総合的な相談支援と情報提供を推進します。</p> <p>② 地域包括支援センター*の増設や相談・支援体制の強化により、高齢者一人ひとりに必要な支援につなぎます。</p> <p>③ 地域ケア会議*により個別ケースの課題分析と対応の実績を積み重ね、地域特有の課題を見だし施策の形成につなぎます。</p> <p>④ 在宅医療・介護連携、住まいや移動など日常生活に関する多様な連携により、高齢者や障がいのある人の地域生活を支えます。</p> <p>⑤ 高齢者と障がいのある人を対象とした共生型サービス*の整備など、地域包括ケアシステム*による支援対象の拡大を図ります。</p> <p>⑥ 福祉人材の育成や事業者の指導・監督により、利用者が安心してサービスを受けられる体制整備を促進します。</p>
<p>(2) 制度・分野の枠を超えた福祉サービスを展開する (分野横断型支援の充実)</p>	<p>① 家庭や個人の様々な相談を受け止め、制度・分野の枠を超えて対応する、または関係機関につなぐ機能を整備します。</p> <p>② 高齢者や障がいのある人、児童等への虐待の早期発見・対応とともに、虐待を行った養護者または保護者が抱える課題の解決を支援します。</p> <p>③ 既存の制度や地域資源を活用しながら、生活困窮者や障がいのある人、ひきこもりの人などの就労や社会参加を支援します。</p> <p>④ 介護分野と障がい福祉分野の連携により、高齢の障がい者等への適切な福祉サービスの提供を進めます。</p>
<p>(3) 医療体制の充実により市民の安心を確保する (地域医療体制の充実)</p>	<p>① 医師会および近隣市町村と協力し、夜間・休日などの診療体制、小児救急医療体制等の拡充を支援します。</p> <p>② AED*配備による救急救命体制の充実を図ります。</p>
<p>関連計画</p>	<p>地域福祉計画・地域福祉活動計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プラン・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画</p>

第3節

すべての子どもと親が安心して生まれ育つ地域づくり

〔子ども福祉〕

すべての子どもと親が地域の中で温かく見守られながら、安心して健やかに生まれ育つことのできる地域づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
合計特殊出生率	↗	1.47人（2013-2017年）
年間出生者数	↗	530人（2019年）
子育てしやすい地域だと感じる市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

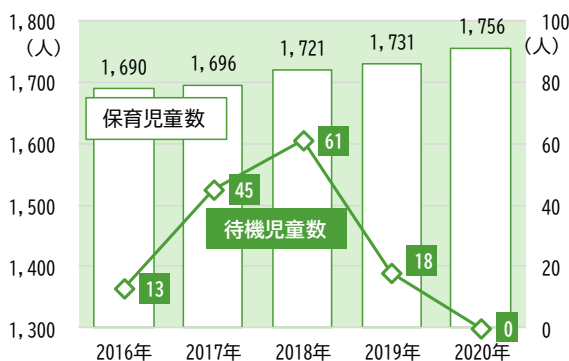
本市では、「妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援」を掲げ、母子保健、児童福祉、保育、幼児教育、学校教育等の分野が連携し、相談支援の充実、地域の親子の交流機会の充実、妊娠、出産、子育てに関する経済的支援の拡充に取り組んでいます。また、一時預かり、病後児保育、延長保育、朝7時から夜7時までの児童クラブなどにより、在宅保育者や共働き世帯等を支援していますが、保育士不足により待機児童が発生しており、処遇改善などによる保育士の確保が必要になっています。

児童虐待やひとり親家庭等での生活困窮など、子どもの心身の健康や人権に関わる問題も、依然として発生しています。関係機関や地域が連携して支援を行っていますが、子育ての悩みを抱えている親や、経済的に困窮している家庭などを見逃すことなく、適切な支援につないでいくためには、より身近な人々が、地域の子どもを守り育てる環境づくりが必要です。

保育料の無償化や不妊治療の保険適用など、国の制度的な支援の拡充が進められている中で、地方行政においては、市民協働による子育て支援のネットワークづくり、子どもの居場所づくり、父親や祖父母も参加しやすい交流の場づくりなど、「人のぬくもりを感じる」子育て支援の充実が求められています。

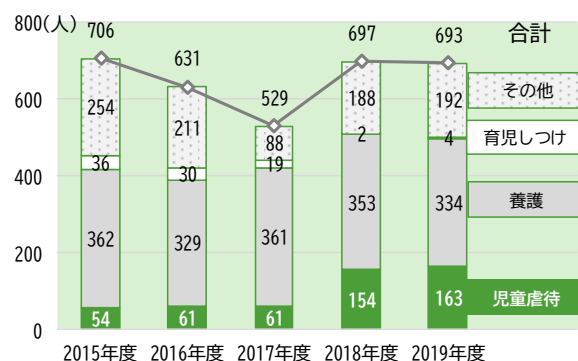
認可保育園・認定こども園（保育）の

保育児童数・待機児童数



各年4月1日現在 資料：保健福祉部（保育課）

家庭児童相談における相談件数（対応実人数）



資料：保健福祉部（こども家庭課）

施策の展開方向と取組内容

※網掛け部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 親子のこころと生活の安定を支援する (出産・子育てサービス(相談・交流・給付)の充実、ひとり親家庭の支援)</p>	<p>① 一人ひとりに寄り添うことにより、子育てに関する情報を的確に提供し必要な子育てサービスにつながります。</p> <p>② 「子育て世代包括支援センター*」の充実などにより、妊娠・出産・子育てに関する多様な相談に対応し、切れ目ない支援を提供します。</p> <p>③ 子育て広場*や保育施設における地域子育て支援拠点*事業を運営し、身近な地域での交流や相談のできる機会を提供します。</p> <p>④ 出産育児一時金、児童手当、児童扶養手当、医療福祉費支給などにより、出産・育児に関する経済的な負担を軽減します。</p> <p>⑤ ひとり親家庭に対する総合的な自立支援により、親子の健康で文化的な生活を確保します。</p> <p>⑥ 「子ども家庭総合支援拠点*」を設置し、子どもの健やかな成長を目指して子どもやその保護者に寄り添った支援を行います。</p>
<p>(2) 安心して子どもを預けられる体制を整える (保育・預かりサービスの充実)</p>	<p>① 保育需要にあわせて施設を整備し、受入体制の充実を図るとともに、保育士不足解消のための処遇改善に努めます。</p> <p>② 「病児・病後児保育」「延長保育」「一時預かり」などの保育サービスの充実により、仕事と家庭の両立や在宅保育者等を支援します。</p> <p>③ 保育士や放課後児童支援員*などの研修により資質の向上を図り、子どもの個性や発達の状況に応じた保育を提供します。</p> <p>④ 放課後児童クラブの運営により共働き世帯などを支援します。</p>
<p>(3) 子育て世帯の社会参加と家庭生活との調和を支援する (男女共同参画*、ワーク・ライフ・バランスの推進)</p>	<p>① 男女共同参画*の推進により、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるまちづくりを促進します。</p> <p>② ワーク・ライフ・バランスの推進により、仕事と家庭のバランスが取れた生活環境づくりを促進します。</p> <p>③ 子育て中の親が、それぞれの能力を活かして活躍できるよう、ICT*を活用した子育て支援や多様な働き方への支援を推進します。</p>
<p>(4) 地域ぐるみの子育て活動を促進する (市民による子育て活動の支援)</p>	<p>① ファミリー・サポートセンター*事業の協力会員や市民ボランティアの育成などにより、子育て支援のネットワークづくりを促進します。</p> <p>② 「たまり場*」を活用し、地域住民による子どもの居場所づくりを促進します。</p> <p>③ 新しく転入してきた親子や祖父母も参加しやすい交流の場づくりを進めます。</p> <p>④ 子育てサークル等の活動の場の提供や周知などにより活動の活発化を促進します。</p>
<p>(5) すべての子どもが夢と希望を持って成長する権利を守る (有害環境からの保護、支援が必要な家庭の早期発見と対策)</p>	<p>① スマートフォンやインターネット等のトラブル、いじめや非行、薬物乱用など、有害環境から子どもを守るための対策を推進します。</p> <p>② 関係機関と連携し、子どもに関する相談に対応し支援します。</p> <p>③ 行政、学校、児童相談所、警察などの関係機関や地域との連携、要保護児童対策地域協議会*の充実・強化により、児童虐待を未然に防止するとともに、早期発見と早期対応を推進します。</p> <p>④ 総合的な教育支援や相談支援、保護者の自立支援、子ども食堂の活動支援など、子どもの貧困対策を推進します。</p>

関連計画

子ども・子育て支援事業計画、男女共同参画*推進基本計画

第4節

すべての市民が安心して生涯を過ごせる地域づくり

〔高齢者福祉・介護保険〕

高齢者が個々の意欲や能力に応じて活躍できる地域、すべての市民が安心して生涯を過ごすことのできる地域づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
要支援・要介護認定率	▽	12.5%（2020年度）
主観的幸福度の高い高齢者の割合	△	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

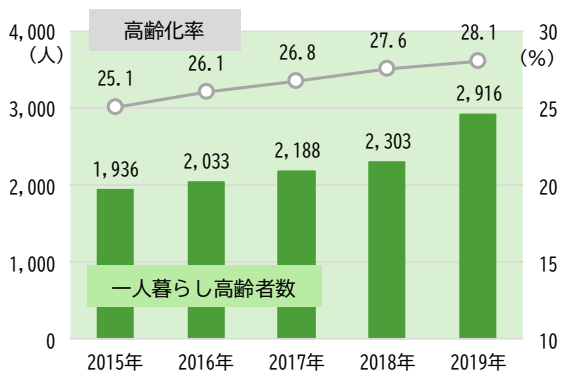
少子高齢化の進展により高齢化率が上昇しています。一人暮らしの高齢者も大きく増加しており、閉じこもりがちになり生活機能が低下する高齢者の増加が懸念されています。また、介護保険事業における要支援・要介護認定者数が増加し、社会保障費用も増加しています。

より多くの高齢者が、心身ともに健康で元気に活躍していくためには、現役時代に培った能力や趣味を活かせる機会づくりや世代間交流などにより、生きがいを感じて過ごす高齢者を増やしていくことが重要です。

また、高齢者が身体能力や認知機能の低下を抑えながら地域で自立した生活を送るためには、介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に進めていくことが重要です。認知症については、その予防に加えて、早期発見と早期対応、地域の人々による認知症の理解と見守り体制の確保などが求められています。

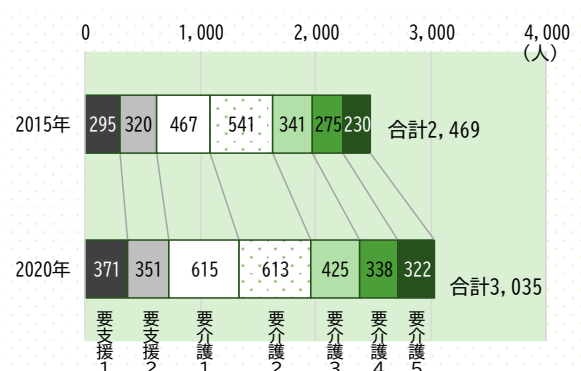
高齢者福祉サービスおよび介護保険サービスについては、要支援高齢者と介護者が、希望する場所で適切なサービスが受けられるよう、福祉事業所や医療機関などと連携したサービス提供体制の整備が必要です。それに加えて、在宅介護による心身の疲労のケアや、介護離職の防止なども踏まえた支援を行っていくことも重要です。

高齢化率と一人暮らし高齢者数



各年 4月1日現在 資料：住民基本台帳、高齢福祉課

要支援・要介護認定者数 ※第2号被保険者を含む



各年 3月末現在 資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

施策の展開方向と取組内容

※網掛け部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 高齢者の生きがいづくりを支援する (社会参加、生涯学習支援)</p>	<p>① 社会活動や生涯学習、地域交流・世代間交流の促進などによる、高齢者の生きがいづくりを支援します。</p> <p>② 高齢者が長年にわたり培ってきた能力を、地域活動等に活かせる機会づくりを推進します。</p> <p>③ ハローワークやシルバー人材センターとの連携などにより、高齢者の就労を支援します。</p> <p>④ 地域や事業所等と連携し、幅広い世代が地域福祉活動に参加できるきっかけづくりを進めます。(1節(1)④の再掲)</p>
<p>(2) 高齢者の心身の健康維持・向上を支援する (介護予防・生活支援)</p>	<p>① 要介護状態になるリスクの高い人を把握し、早期の介護予防につなげます。</p> <p>② ボランティアの支援や専門職等の活用により、地域における介護予防の取り組みを強化します。</p> <p>③ 介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備し、健康に不安のある高齢者の自立した生活を支援します。</p>
<p>(3) 認知症を理解し、予防、支援する (認知症対策の充実)</p>	<p>① 認知症予防のための運動や検査等や情報提供により、市民の認知症予防に向けた主体的な取り組みを促進します。</p> <p>② 「認知症カフェ*」を開催し、認知症の人やその家族の地域交流や悩みごと相談などにより、地域生活の継続を支援します。</p> <p>③ 「認知症ケアパス*」による情報・制度の周知や「認知症サポーター*」の養成などにより、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを進めます。</p> <p>④ 「認知症初期集中支援チーム*」の活動で、認知症の早期発見、対応力強化、見守り体制の充実などを図り、認知症の人とその家族を支援します。</p> <p>⑤ 徘徊行動のある認知症の人を介護している家族に携帯用位置情報検索機(GPS)を貸与し、行方不明時の早期発見を図ります。</p>
<p>(4) 高齢者と介護者の暮らしの不安を軽減する (高齢者福祉サービスの充実)</p>	<p>① 在宅の要援護高齢者や一人暮らし高齢者への配食サービスの提供により、生活の質の確保とともに安否を確認します。</p> <p>② 一人暮らし高齢者や高齢者世帯に緊急通報装置を設置し、急病や災害等の緊急時には迅速かつ適切に対応します。</p> <p>③ 外出支援用具の購入費助成や訪問理美容サービスなどにより、高齢者の心身の健康維持を図ります。</p> <p>④ 介護者が交流する場の提供により、介護者相互の情報交換や心身のリフレッシュを図ります。</p> <p>⑤ 寝たきりの人や認知症の人の介護者に慰労金を支給します。</p>
<p>(5) 高齢者と介護者に必要なサービスを適切に提供する (介護保険サービスの充実)</p>	<p>① 居宅介護サービス、地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の充実により、要介護認定者等の住み慣れた地域での生活継続を支援します。</p> <p>② 施設介護サービスにより、要介護認定者等の施設における生活を支援します。</p> <p>③ 要介護認定者の増加見込みを踏まえて必要な施設の公募を行い、効果的に配置していきます。</p> <p>④ 介護保険料の適切な賦課・徴収、適切な介護認定、介護給付の適正化により、介護保険制度を健全に運営していきます。</p>

関連計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
------	--------------------

第5節

すべての障がい者が個性や特性を発揮できる地域づくり

〔障がい福祉〕

すべての障がい児・者本人の意思が尊重され、それぞれのライフステージにおいて主体的に社会に参加し、個性や特性を最大限発揮することのできる地域づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
施設から地域生活へ移行した障がい者の人数	↗	2人(2017～2019年度)
地域で暮らしていきたいと考える障がい児・者の割合	↗	61.98%(2020年度アンケート)

現状・課題等

国際社会では、障がい者の権利保障に向け、2006年の国連総会において「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択されました。日本は、2014年にこの条約に批准(国家が条約に拘束されることに同意する手続き)をしました。

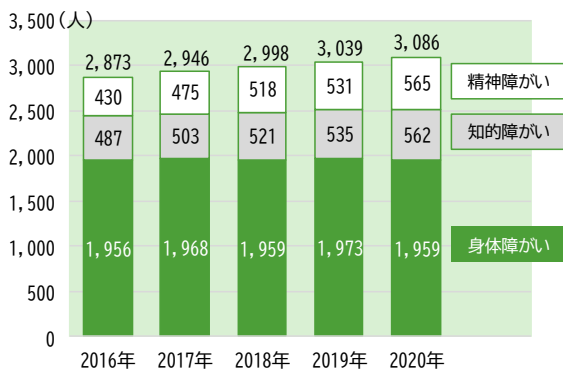
障害者権利条約では、様々な政策分野において、障がいを理由とする差別の禁止と「合理的配慮*(障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること)」などが掲げられています。

また、国は、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者などすべての人が生きがいと役割を持ち、地域の人と繋がりを持って助け合いながら暮らす「地域共生社会*の実現」を目指しています。

障がいのある人もない人も、一人ひとりの個性や意思が尊重され、同じ社会の一員として共に暮らしていくためには、第一に市民の障がいに関する理解を深めていくことが必要です。

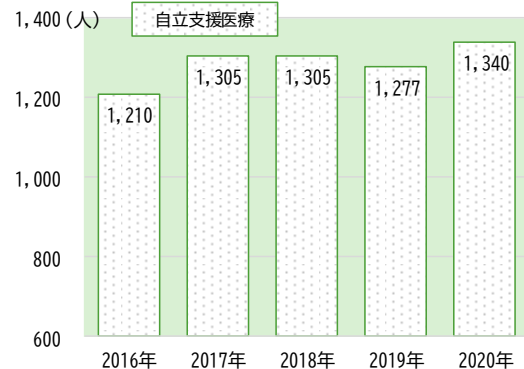
本市では、障がいのある人の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、また、障がいのある人を高齢の家族が介助しているケースも増加しています。こうした中、障がいのある人やその家族が、地域の中で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉、教育、雇用、住まいなどに関して、ライフステージや障がいの特性に応じた支援をきめ細かく提供していくことや、生き生きと暮らしていくための居場所づくりなどが求められています。

障害者手帳所持者数



各年3月31日現在 資料：社会福祉課

自立支援医療受給者数



各年3月31日現在 資料：社会福祉課

施策の展開方向と取組内容

※網掛け部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 障がいのある人もない人も共に生きる地域をつくる (障がいに対する理解促進、市民協働の推進)</p>	<p>① 障がいに関する理解促進・啓発活動を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人に対する理解を促進します。</p> <p>② 障害者自立支援協議会や福祉事業所等と連携・協力し、障がいのある人に対する虐待や身体拘束の防止・差別の解消を図ります。</p> <p>③ 市職員の障がいに関する知識取得促進や手話通訳者の設置など、合理的配慮*のある行政サービスを提供します。</p> <p>④ ボランティアや市民団体、地区社会福祉協議会*などへの支援により、地域住民主体の福祉活動や交流を促進します。</p>
<p>(2) 障がいをもつ子どもの育ちと学びを支援する (障がい児保健・療育・教育支援の充実)</p>	<p>① 妊産婦・乳幼児の定期健康診査などによる障がいの早期発見と、相談体制の充実などによる早期療養を促進します。</p> <p>② 「こども発達支援センター*のぞみ園」の専門機能を活用し、地域の中核的な療育支援施設として整備します。</p> <p>③ すべての子どもが初等教育を受けることができるよう、質の高い乳幼児の発達支援*やケア、就学前教育・家庭教育を進めます。</p> <p>④ 障がいのあるなしにかかわらず同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育*システム」を構築するため、教育指導体制の充実や学校施設のバリアフリー*化を推進します。</p> <p>⑤ 重症心身障がい児等の医療的ケアが必要な人に対する支援について、福祉・医療・教育等の関連機関と共通の理解を持って支援できるように体制づくりに努めます。</p>
<p>(3) 障がいのある人の生きがいづくりを支援する (障がい者の就労、地域活動への参加促進)</p>	<p>① 障がいのある人の社会生活に対する啓発活動などにより、市民や企業等の理解と協力を得られる地域づくりを促進します。</p> <p>② 福祉的就労*を提供する事業所や市内農業生産者との連携などにより、障がいのある人のしごとづくりを推進します。</p> <p>③ ハローワークや民間事業者等との連携により、障がいのある人の就労を促進するとともに、職場への定着を支援します。</p> <p>④ 「地域活動支援センター*」の運営により、障がいのある人の自立や社会参加の促進、居場所づくりを支援します。</p> <p>⑤ 生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障がいのある人の多様な活動を促進します。</p>
<p>(4) 障がいのある人の安定した生活を支援する (障がい者の日常生活支援)</p>	<p>① 相談支援や自立支援、地域生活支援などの充実により、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう支援します。</p> <p>② 年金・手当等の金銭給付や優遇措置、貸付に関する情報提供などにより、障がいのある人の経済的な自立を支援します。</p> <p>③ 市営住宅への優先入居やグループホーム整備の促進、施設のバリアフリー*化などにより、障がいのある人の暮らしやすい環境をつくります。</p>
<p>(5) 障がいのある人と家族に必要なサービスを適切に提供する (障がい福祉サービスの提供体制の整備)</p>	<p>① 市民・行政・福祉事業所との連携により、障がいのある人とその家族に対する適切な情報提供・相談対応・サービス提供をすすめます。</p> <p>② 福祉事業所との連携により、日中活動系サービスやデイサービス事業などの障がい福祉サービスを提供する場の確保を促進します。</p> <p>③ 発達障がい*や高次脳機能障がい*、難病*に対する福祉サービス情報の提供、利用支援、支援内容の拡充を推進します。</p> <p>④ 障がい福祉事業所職員への研修や、市民向けの手話講習会や手話サロンの開催などにより、福祉に関わる人材を育成します。</p> <p>⑤ 保健・医療・福祉・教育など関係機関との連携により、支援体制の充実を図ります。</p>

関連計画

障がい者プラン・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第6節

すべての市民が健康的に過ごせる地域づくり

〔健康・医療〕

すべての市民が命を大切に、自分らしく健康的な生涯を過ごすことができ、感染症流行時などにおいても迅速に命を守る対応ができる地域づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
障害調整健康余命	↗	2022年度に設定
国民健康保険医療費（被保険者1人あたり）	↘	332,490円（2019年度）
主観的健康観の高い市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

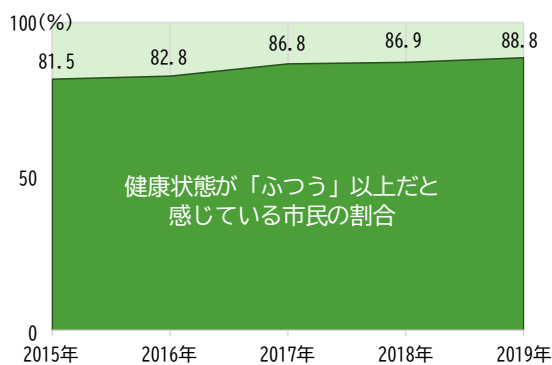
本市では、適度な運動や良い食生活など、日常生活における健康づくりを推進しており、主観的に健康だと感じている市民の割合は上昇しています。また、妊娠、出産、育児、成年期から老年期と、それぞれの年代に合わせた保健・医療サービスを提供しています。しかし、中高年の特定健診の受診率が低く、生活習慣病の早期発見、早期対応の観点などから、改善していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の大流行は、世界中の人の命と健康を脅かし、経済にも甚大な被害をもたらしました。感染者以外においても、閉じこもりがちになった高齢者などでは、身体機能や認知機能の低下、診療の自粛による重大な疾患の発見の遅れなど、健康面における様々な問題が生じました。

今後の市民の健康づくりや保健・医療サービスの提供については、特に妊婦や高齢者、障がい児・者において、感染症流行に配慮した方法の検討が必要になっています。

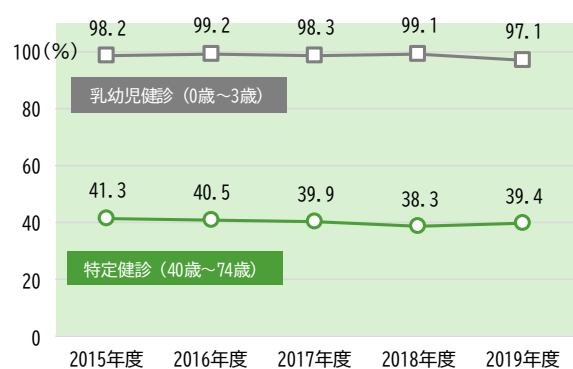
また、外出自粛等の影響により、うつ病やアルコール依存症などのこころの病気も増加しているといわれています。自宅に閉じこもることにより、周囲が気づくことが困難な状況にある中で、どうやって個人の問題に気が付き、適切な支援につないでいくかについても、重要な検討課題になっています。

自分が健康だと感じている市民の割合



資料：市民満足度調査（政策企画課）

乳幼児健診・特定健診受診率



資料：健康づくり推進課、医療年金課

施策の展開方向と取組内容

※網掛け部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 感染症から市民の命を守る (感染症対策の推進)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型のウイルス等への感染リスクの低減や、万一の事態を想定した医療体制の確保や連絡・相談体制の確保などについて、県や近隣市町村と連携した対策計画と実施体制の整備を進めます。 ② 感染症流行時に避難が必要な自然災害等が発生した場合の避難所運営や避難方法を検討し、周知します。 ③ 予防接種の接種率向上を図り、子どもや高齢者等の各種感染症の発症予防や重症化防止を図ります。 ④ オンライン診療やオンラインによる介護予防事業など、感染症の予防と健康の維持・増進を図るための取り組みを支援します。
<p>(2) 市民の生涯を通じた健康づくりを推進する (「うしく健康プラン21」「うしく食育推進計画」の推進)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 適度な運動や良い食生活、規則正しい生活の習慣化、健康阻害要因の抑制など、日常生活における健康づくりを推進します。 ② 各種健康診査の受診率向上により、生活習慣病等の発症予防と重症化予防を図ります。 ③ 乳幼児期から高齢期までの世代に応じた歯科検診や歯磨き指導など、生涯を通じた歯科保健対策を推進します。 ④ 保健センターを健康づくりの拠点として、市民に身近な保健サービスを総合的に実施します。
<p>(3) すべての親子の健やかで心豊かな生活を支援する (妊娠・出産・子育て期の医療・保健サービスの充実)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 妊娠期から乳幼児期、学童期や思春期といったライフステージに応じた保健対策を推進します。 ② 子どもの発育の基礎となる乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を促進します。 ③ 「子育て世代包括支援センター*」の包括的で切れ目のない支援により、妊産婦および乳幼児の健康を守ります。 ④ 乳幼児の健やかな成長発達の確認と育児支援、および発育発達の遅れの早期発見と療育支援を推進します。 ⑤ 不妊や不育症*に対する治療費の助成、子どもの予防接種自己負担費用の助成、医療福祉費支給制度(マル福)における対象年齢の高校生相当までの拡大など、妊娠期から子育て期の経済的負担の軽減を図ります。
<p>(4) 年代の特性にあわせた保健サービスを提供する (成人期・高齢期の保健サービスの充実)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 特定健康診査や各種がん検診等の健診体制や保健指導の充実を図るとともに、健康・医療に関する教室・講演会の実施などにより、市民の主体的な健康づくりを促進します。 ② 「特定健康診査・特定保健指導実施計画・評価」「牛久市国民健康保険データヘルス計画」に基づき、国保データベースシステム*を活用して、生活習慣病の発症や重症化予防などの保健事業を推進します。 ③ 高齢者の介護予防事業、健康増進事業の実施により、高齢者保健の充実を図ります。 ④ 高齢者に対する個別的支援、通いの場等への積極的な関与などにより、保健事業と介護予防の一体的な実施を図ります。

<p>(5) 障がい等の特性にあわせた医療費支援や保健サービスを提供する (障がい者等に対する医療費支援・保健サービスの充実)</p>	<p>① 未熟児養育医療費給付、自立支援医療給付、医療福祉費支給、難病*福祉見舞金の給付など、年代や障がいの特性にあわせた医療・福祉・保健サービスを提供します。</p>
<p>(6) こころの健康の維持・向上を促進する (精神疾患・自殺対策の推進)</p>	<p>① 市民の精神的健康の維持・向上と、こころの病気への理解を深めるための啓発活動を推進します。</p> <p>② 「こころの健康相談」の実施や市内外の各種相談窓口の紹介などにより、思春期特有のこころと体の問題、出産・育児や仕事、介護等により生じた精神的な不調などの改善を支援します。</p> <p>③ 心の不調を抱える人や自殺に傾くサインに気づき、専門機関につなぐことのできる「ゲートキーパー*」を養成します。</p> <p>④ 統合失調症*やアルコール等依存症などへの支援として、適切な医療機関への受診を促すとともに、家族会等の自助グループと連携を図ります。</p>
<p>(7) 国民健康保険制度の安定化を図る (医療保険制度の安定化)</p>	<p>① 国民健康保険の適切な運用とともに医療費の適正化に取り組み、制度運営の安定化を図ります。</p>

<p>関連計画</p>	<p>牛久市新型インフルエンザ等対策行動計画、うしく健康プラン 21・うしく食育推進計画、国民健康保険事業実施計画・特定健康診査等実施計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、いのち対策計画、地域福祉計画・地域福祉活動計画</p>
-------------	--

第2章 未来を拓き、地域を担う 人が育つまち 【教育・文化】

4 質の高い教育を
みんなに



参照指標	目指す方向	基準値
市内にいるだれもが、 地域の中で学ぶことのできる環境 づくりが進んでいる と感じる市民の割合		市民意識調査により設定 (2021年度から)

第1節

一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり

〔学習指導〕

豊かな心と体をもって、新しい時代に必要な能力を身につけて国内外で活躍する人材、地域の人々とのつながりの中で世界や地域の課題解決に貢献する人材づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
大学等進学率	↗	78.4%（2018年度）
小中義務教育学校*の経営方針を理解し満足している保護者の割合	↗	保護者アンケートにより設定（2021年度から）

現状・課題等

グローバル化の進展、生産年齢人口の減少、絶え間ない技術革新などにより、社会構造や雇用環境は大きく、かつ急速に変化しており、予測が困難な時代になっています。また、急速な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国においては、一人ひとりが持続可能な社会の担い手となり、その多様性を原動力として質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな視点を生み出していくことが期待されています。

こうした中で、文部科学省では新しい学習指導要領を公示し、これまでの教科固有の知識理解から、「何を学ぶか」に加えて「何ができるようになるか」「どのように学ぶか」の3つの視点で、新しい時代に必要な資質・能力を育成することとしています。

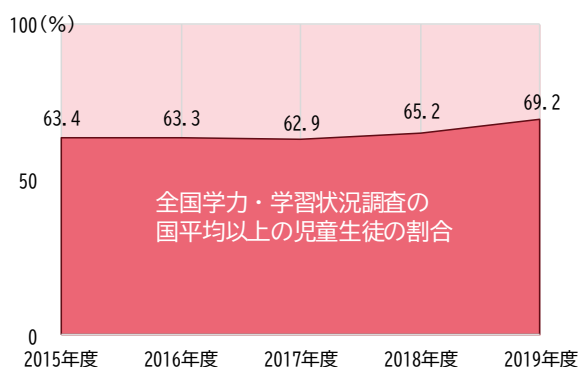
授業で育成する資質・能力には「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力」や協働する力や感性や優しさ、持続可能な社会づくりに向けた態度なども示されています。そして、同指導要領の「どのように学ぶか」においては、「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)*」により能動的に学び続ける力を養おうとしています。

本市では、従来から「協働的な授業づくり」に取り組んでおり、授業を通して豊かな心と確かな学力の育成に取り組んできました。全国学力・学習状況調査では、6割以上の児童生徒が国の平均正答率を上回っています。さらに、学校や学級の満足度や居場所感の実態把握をするC&S質問紙*では、6割以上の児童生徒が満足群に該当し、その割合は年々高まっています。

今後も、このような取り組みを継続するとともに、1人1台のタブレット端末の整備完了を受けたGIGAスクール構想*の実現や、地域の人的・物的資源や土曜日や日曜日の社会教育との連携を進めた教育の質の向上を目指していく必要があります。

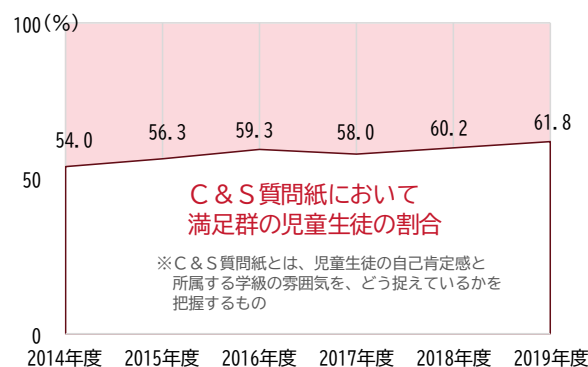
特別な支援を必要とする児童生徒については、保幼小中の一貫した教育、教育センター*や医療機関との連携を通して、障がいの状態や教育的ニーズに応じた学びの提供により、地域で自立した豊かな人生を送る力を養っていくことが大切です。

全国学力・学習状況調査の国平均以上の児童生徒の割合



資料：教育委員会（指導課）

C & S 質問紙*において満足群の児童生徒の割合



*C & S 質問紙とは、児童生徒の自己肯定感と所属する学級の雰囲気や、どう捉えているかを把握するもの

資料：教育委員会（指導課）

<p>(1) 主体的に学びに向かい、 学びを活用する力を育てる (確かな学力の育成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 主体的・対話的で深い学び*の視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメント*の確立により、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。 ② 全国学力・学習状況調査の結果を各学校における教育内容・方法に照らして分析し、具体的な指導の改善・充実を目指します。 ③ 学校図書館ネットワークの活用や学校司書の資質向上などにより、読書に親しみ図書を活用し、学び続ける子どもを育成します。 ④ 家庭と学校、図書館が連携した「うちどく(家読)」事業の推進などにより、家庭で読書に取り組む環境をつくります。
<p>(2) さまざまな関わりの中で よりよく生きるために、 自己の生き方についての 考えを深める (豊かな心の育成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 日々の協働的な学びによる授業を通して、子どもたちのつながりをつくり、よりよい人間関係の中で自己有用感を育みます。 ② 道徳科を要に道徳教育や人権教育を充実させ、家庭や地域との連携を深めながら、豊かな心を育む教育を推進します。 ③ 平和教育や芸術鑑賞などの体験学習を通して、他者への思いやりや豊かな感性などを育みます。 ④ 授業における見取りやアンケート調査等により、学校や家庭生活に悩みや不安を抱える子どもを早期に発見し、家庭・地域とともに早期対応を図ります。 ⑤ 不登校・いじめ・虐待等に対しては学校がプラットフォーム*的役割を果たし、スクールカウンセラー*やスクールロイヤー*(弁護士)等の専門家や、警察・児童相談所・福祉部やきぼうの広場*等の専門機関を活用し、組織的な対応をすることで早期解消を図ります。
<p>(3) 明るくたくましく生きる ための身体を育てる (健やかな身体の育成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 地場産食材を多用した自校式給食*や栄養士の指導などにより、食育を推進します。 ② 学校体育、健康教育の推進により、生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成します。 ③ 定期的な健康診断や健康管理指導により、児童・生徒・職員の健康を確保します。 ④ 安全教育の推進により、登下校中や日常生活における交通事故の防止や災害時等の安全確保を図ります。
<p>(4) 社会の変化に対応するた めに必要な力を育てる (変化に対応する力の育成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国人の英語指導助手(ALT)*の配置等などにより、英語でのコミュニケーション能力を育成します。 ② 英語指導助手*や姉妹都市・友好都市の子どもたちとの交流などにより、異なる文化への理解を促します。 ③ 授業やクラブ活動などにおいてプログラミング教育を推進し、子どもたちの情報活用能力やプログラミング的思考*を育成します。 ④ ICT*機器の活用を通して、情報ネットワークにある危険を回避する力、あふれる情報の中から必要な情報を選択し、活用する力を育成します。 ⑤ 主権者教育*や市政運営をテーマとした小中学生等議会などにより、小中学生のうちから政治や社会についての関心を高めます。 ⑥ SDGs教育*などを通して、持続可能な開発を促進するために必要な知識や技能の習得を進めます。

(5) 地域で自立して豊かな人
生を送る力を育てる
(地域で自立する力の育成)

- ① 保育園・幼稚園への巡回相談、就学支援等を通して、「気になる子」の早期発見・早期支援および就学の円滑化を図ります。
- ② 特別支援学級での支援や通常学級での支援など、子どもの障がいの状態や教育的ニーズに応じて、柔軟に学びの場を提供します。
- ③ 学校訪問、教育相談等を通して、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の継続的な見取りと支援を推進します。
- ④ 特別支援教育(インクルーシブ教育*)に関する研修により、教職員やスクールアシスタント*、放課後児童支援員*の資質向上を図ります。
- ⑤ 地域の人材をスクールアシスタント*として学校へ派遣し、教職員と連携しながら教育的支援の必要な子どもの支援を行います。

関連計画

教育振興基本計画



ICTを活用したアクティブ・ラーニング

第2節

多様なつながりの中で豊かな学びが生まれる学校を核とした「学びの共同体」づくり

〔教育環境〕

教職員の資質向上や地域の市民との協力、保健・医療・福祉分野、地区社会福祉協議会*等との連携、学校施設の整備などにより、すべての子どもが安心して学びに向かうことのできる環境づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
総合的な学習の授業の時間で、地域の人・モノ・コトを活用している学年の数の割合	↗	指導課集計
学校施設長寿命化計画・短期計画の年度末事業達成率	↗	学校教育課集計

現状・課題等

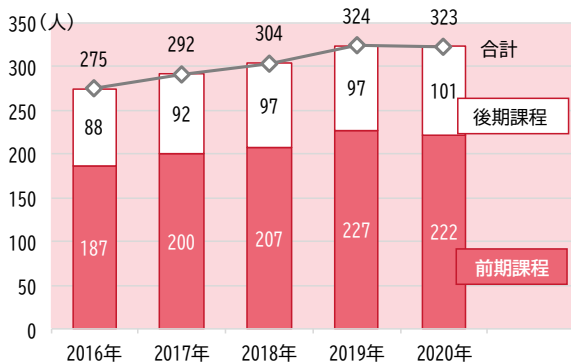
本市では、「安心・居場所感のある教室で、主体的・対話的で深い学び*のある授業づくり」を目指して、教職員が働きやすい環境づくりとともに、教職員の指導力向上に取り組んでいます。不登校児童生徒や障がいのある子どもなどの配慮が必要な幼児、児童生徒に対しては、教育センター「きぼうの広場」*が中心となり、保健・医療・福祉分野とも連携して、個々のニーズに応じた支援を行っています。

また本市では、「コミュニティ・スクール*(学校運営協議会)」の形成に取り組んでおり、地区社会福祉協議会*や地域の方々などとの連携・協働による「地域とともにある学校づくり」を目指した活動が定着してきました。

地域の横のつながりによる「コミュニティ・スクール*」とともに、縦のつながりとして小中一貫教育*を推進しており、2020年4月には「おくの義務教育学校*」を設立しました。今後は、中学校区ごとの地域の特性や学校の状況を踏まえた小中一貫教育*を市内全域に展開していきます。また、保幼小連携と合わせて幼児期から中学校卒業までの円滑な接続を図っていきます。

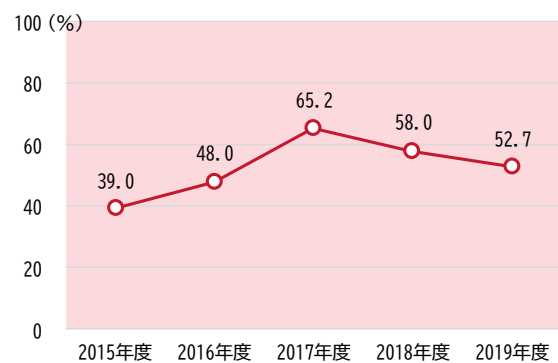
安全・安心な通学環境、学習環境の整備においては、感染症流行時の対応が新たな課題となっています。現在、教育現場へのICT*導入を進めていますが、オンライン授業が可能な環境の整備などにも取り組んでいくことが必要となっています。

おくの義務教育学校*の児童生徒数



資料：教育委員会（指導課）

教育センターきぼうの広場*を利用した児童生徒のうち学校に復帰した児童生徒の割合



資料：教育委員会（指導課）

<p>(1) 幼児期から中学校までの連続的な指導を充実する (保幼小中連携の推進)</p>	<p>① 小中一貫したアクティブ・ラーニング*等の協働的な学びによる授業を通して、子どもたちの義務教育9年間の学びを支えます。</p> <p>② 小中一貫して子どもの学校生活を見取り、安心・居場所感のある教室で、他者を思いやる心や多様性を尊重する態度を養います。</p> <p>③ 保幼小教職員の情報交換や研修等を通して、幼児期と小学校教育の連携を図ります。</p> <p>④ 保幼小の幼児・児童の交流活動を通して、幼児期の遊びを通じた学びから小学校での生活や学習へとスムーズにつながります。</p>
<p>(2) コミュニティ・スクール*の充実と地域とともにある学校づくりを推進する (コミュニティ・スクール*の推進)</p>	<p>① 学校運営協議会による学校経営への参画を通じた多様な地域人材との連携から、学校マネジメント力の向上と教職員の専門性の向上を図り、子どもたちに質の高い学びを提供します。</p> <p>② 学校の授業作りに様々な地域人材や地域教材を取り入れることによって、新たな地域とのつながりを生み出し、地域の活性化につながる素地を作ります。</p> <p>③ 奥野さくらふれあい保育園、おくの義務教育学校*、奥野生涯学習センターで構成される「おくのキャンパス」での取り組みを実践・検証しながら、学校が地域と一体となって子どもたちをはぐくむ教育活動を展開します。</p>
<p>(3) 安心・居場所感のある教室、主体的・対話的で深い学び*のある授業をつくる (教職員の指導力向上)</p>	<p>① 学校ごとに組織目標を設定し、その目標を保護者や地域住民と共有化しながら、教育現場の組織的で継続的な改善を図ります。</p> <p>② 教育委員や指導主事、専門家等が小中義務教育学校*を訪問し、学校長との意見交換や授業支援を行うことで授業の質の改善を図ります。</p> <p>③ 計画的な外部研修参加や教育研究、研究成果の発表などにより、教職員の学びを深め、指導力を高めていきます。</p> <p>④ 新しい時代の教育にも対応していけるよう、適切な教科書や教材を選定し、提供していきます。</p>
<p>(4) 教職員が働きやすく、質の高い授業ができる環境を整える (教職員の働き方改革の推進)</p>	<p>① 校内業務の見直しや学校事務の業務改善を行い、教職員が子どもと向き合う時間の創出を図ります。</p> <p>② 統合型校務支援システム*の導入など、ICT*の活用による業務効率化と効果的な情報共有を進めます。</p> <p>③ 校長等のマネジメント能力の育成や教職員の意識改革などにより、適正な勤務時間の設定と運用の定着を図ります。</p>
<p>(5) 配慮の必要な児童生徒を組織的・計画的に支援する (教育センター*機能の充実)</p>	<p>① 適応指導教室*により不登校児童生徒の居場所をつくり、集団への適応能力を高め、学校復帰・社会的自立を支援します。</p> <p>② 図書館や中学校内において、不登校児童生徒の居場所づくりに取り組みます。</p> <p>③ 特別な教育的支援が必要な子どもの行動観察・発達検査・保護者面接などにより、適切な教育環境の整備に向けた助言を行います。</p> <p>④ 小学校入学前の幼児を対象に、教育的ニーズと必要な支援に応じた就学先決定のための相談や見取りを行います。</p> <p>⑤ 特別支援教育(インクルーシブ教育*)に関する研修により、教職員やスクールアシスタント*、放課後児童支援員*の資質向上を図ります。</p>

(6) 地域の人々との協働により子どもたちの学びの質を高める

(地域人材による教育の推進)

- ① 地域の人材をスクールアシスタント*として学校へ派遣し、教職員と連携しながら教育的支援の必要な子どもの支援や学校運営に関わる支援を行います。
- ② 優れた知識や技能を持った地域の人材を学校サポーター*として学校へ派遣し、学習指導や部活動指導の充実を図ります。
- ③ 学校支援ボランティア*の発掘、育成、活用により、放課後や土曜日も含めた教育や子どもの見取りの充実を図ります。
- ④ 保護者や地域へ学校の情報を発信し、相互理解を図ることで、子どもたちの育ちの姿を共有します。

(7) 安心して通学と学習ができる環境をつくる

(学校・通学路の安全・安心確保)

- ① 警察OBの「スクールガードリーダー*」による防犯カメラの設置に関する助言などにより、学校の防犯力を強化します。
- ② 通学路交通安全プログラムにより、関係各課が連携して通学路の危険箇所を調査し、安全確保のための改良を推進します。
- ③ 保護者やボランティア等との連携により、子どもの登下校時の見守りを推進します。
- ④ 通学用ヘルメットを市内全児童に配布します。
- ⑤ オンライン授業など、感染症流行時等の通学が困難な状況となっても学習が継続できる環境を整備します。
- ⑥ 市内各小学校・中学校およびPTAと連携し、子どもが犯罪被害に遭遇した場合に安心して避難できる場所となる「子どもを守る110番の家*」の周知促進を図ります。

(8) 時代の変化にあわせて学校施設を整備する

(学校施設の整備)

- ① 大型モニタ、デジタル教科書、タブレットなどについて、国の導入目標等を踏まえて整備します。
- ② 全小中学義務教育学校*において自校式炊飯施設を整備し、計画的に維持管理していきます。
- ③ 障がいのある子どもが、同じ小中一貫校に通うことが出来るような学校施設のバリアフリー*化を推進します。
- ④ 学校遊具やプールなどについて、計画的な更新、改修を進めます。
- ⑤ 学校施設長寿命化計画等に基づき、学校施設の改築や大規模改修を計画的に実施していきます。

関連計画

教育振興基本計画、学校施設長寿命化計画

第3節

すべての親と子の生きる力を育む地域づくり

〔就学前教育・家庭教育〕

人格形成の基礎となる乳幼児期からの学びの充実や、地域全体で親と子の学びと育ちを支える環境を整えることで、すべての親と子の生きる力を育みます。

参照指標	目指す方向	基準値
子どもの教育には地域の大人の協力が必要だと考える市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

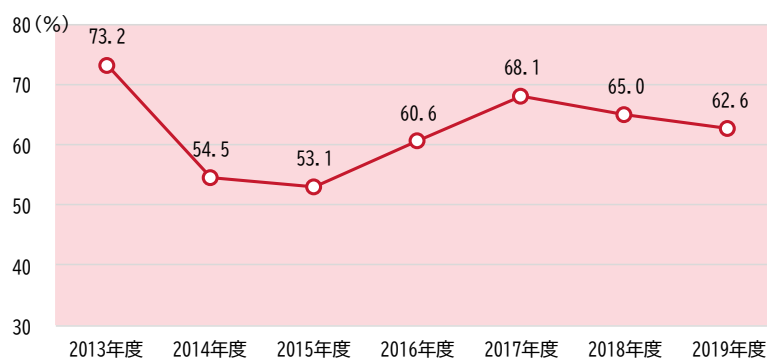
近年、自尊心や忍耐力、感情をコントロールする力といった「社会情動的スキル*」や「非認知的能力*」を幼児期に身に着けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせることや、幼児期における語彙数、多様な運動経験などが、その後の学力、運動能力に大きな影響を与えることなどの研究が進んでおり、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性に対する認識が高まっています。

本市では、教育委員会や教育委員会事務局、指導主事や専門家等が公立幼稚園を訪問し、園長との意見交換や授業支援を行っています。また、市内全ての保育園や幼稚園との保幼小連携事業を長年実施し、小中一貫教育*の推進と合わせて、保幼小中の連続性を確保する取り組みを進めています。

家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、社会的マナーなどを身に着けるうえで重要な役割を果たしていますが、核家族化の進行や地域社会とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、家庭の教育力の低下が指摘されており、家庭が抱える課題も多様化しています。

本市では、家庭相談員*、民生委員児童委員*、主任児童委員*などが、悩みを抱える家庭への対応を行っています。また、「放課後児童クラブ」「うしく放課後カッパ塾」「うしく土曜カッパ塾」において、児童の居場所と学びの場を提供しています。今後についても、福祉部門と教育部門、市民との連携強化により、課題を抱える親子を見逃さず、適切な支援につないでいくことが求められています。

家庭教育学級の総学級生数に対する延べ参加者数の割合



資料：教育委員会（生涯学習課）

(1) 義務教育への適応力や人格形成の基礎となる資質・能力を育成する

(就学前教育の充実)

- ① 保幼小の幼児・児童の交流活動を通して、幼児期の遊びを通じた学びから小学校での生活や学習への円滑な接続を推進します。
- ② 「幼児教育センター*」機能を整備し、保幼小教職員の情報交換や研修、保護者への学びの機会の提供等を通して、質の高い幼児教育を提供します。
- ③ すべての子どもが適切な初等教育を受けることができるよう、質の高い乳幼児の発達支援*やケア、就学前教育・家庭教育を進めます。

(2) 親と子が地域とのつながりの中で安心して学べる環境をつくる

(親と子の学びの支援)

- ① 教育機関と家庭相談員*、民生委員児童委員*、主任児童委員*との連携などにより、家庭教育において学校や地域とのつながりが持てるよう支援します。
- ② 訪問型家庭教育支援を実施し、外国籍の保護者や不登校ぎみの児童・生徒を抱えた家庭への個別相談や情報提供を行います。
- ③ 子どもの成長段階にあった親の学びの場の提供により、家庭の教育力向上と子どもの健やかな成長を支援します。
- ④ 「放課後児童クラブ」の着実な運営により、すべての児童の安全・安心な遊び場や生活の場を確保します。
- ⑤ 「うしく放課後カップ塾」において学びの場を提供し、児童・生徒の基礎学力の向上や学習習慣の定着を促進します。
- ⑥ 「うしく土曜カップ塾」において、学習や体験活動などを提供し、学力向上を図るとともに地域とのつながりを深めていきます。
- ⑦ 児童・生徒への奨学金の給付や就学援助などの支援により、すべての子どもたちの教育を支えます。

関連計画

教育振興基本計画



うしく土曜カップ塾

第4節

多様な人材が学び合い高め合う地域づくり

〔生涯学習〕

あらゆる世代のすべての人が、生涯にわたって学び続けることができる、多様な人材が学び合い、高め合うことのできる地域づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
生涯学習に取り組んでいる市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

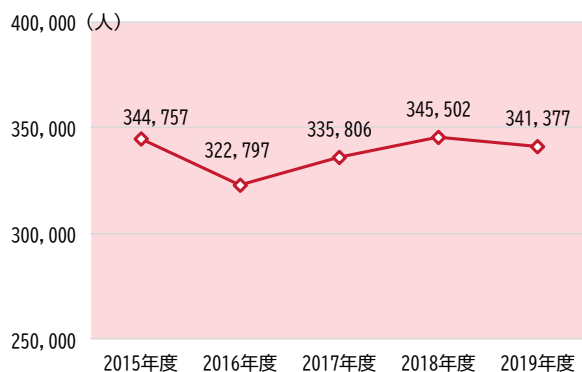
少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少していく中、女性や高齢者の社会参加の重要性がますます高まっています。また、社会の変化のスピードが速まる中では、求められる知識やスキルも変わっていくため、社会に出てからの「学び直し(リカレント教育)*」の重要性が高まっています。そのため、若者から高齢者まで、だれもが学びに向かうことのできる環境づくりが求められています。

図書館は、地域の知の拠点として多様な利用者の学習活動を支え、地域の抱える様々な課題解決支援や地域の実情に応じた情報サービスの提供など、幅広い視点から社会貢献や地域発展のために寄与することが期待されています。本市の図書館は、乳幼児期からの読書活動やNPO*との連携による学習機会の提供、レファレンスサービス*の強化を推進しています。

市内すべての公立の小中義務教育学校*にコミュニティ・スクール*が設置され、地域総ぐるみで子どもたちを育てる仕組みを構築しています。さらに、学校を核とした「学びの共同体」による地域づくりを、学校教育、就学前教育・家庭教育、社会教育の一体的な取り組みをもとに推進しています。これにより、生涯にわたって学び続けることのできる環境をつくり、小学校区単位での地域の学び力の向上を目指しています。

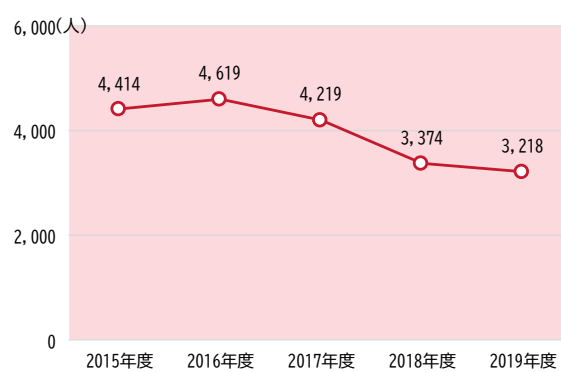
両親の共働きや離婚などが原因で、家庭内でのふれあいや教育の時間が少なくなったことにより、周囲の環境になじめなくなる青少年が増加しています。また、新型コロナウイルス感染症流行による休校などが、ネットいじめ、ゲーム依存症、児童虐待の増加につながっているとされており、こういった外から見えにくい問題を、どうやって見つけて適切な支援につないでいくかが課題となっています。

生涯学習施設の利用者数



資料：教育委員会（生涯学習課）

生涯学習講座の受講者数



資料：教育委員会（生涯学習課）

(1) だれもが学びに向かうことのできる環境を整える
(学習機会の提供・活動支援)

- ① 多様な生涯学習プログラムの提供により、市民の幅広いニーズに対応するとともに、若者から高齢者までの多様な世代が学び始めるきっかけづくり、仲間とつながりながら楽しく学ぶ機会づくりを進めます。
- ② 市民の自発的・自主的な講座の開催について、NPO*等市民団体との連携や支援内容の拡充などを検討し、推進します。
- ③ 定期的な利用者調査などにより利用者本位の施設運営を行い、より多くの市民の利用を促進します。

(2) 市民の学びと暮らしの向上に寄与する「頼れる図書館」をつくる
(図書館機能の充実)

- ① 図書館での各種おはなし会やイベントの開催、地域での読書活動など、すべての子どもが読書活動を経験する機会づくりを進めます。
- ② ヤングアダルトコーナーの設置や、中学校や高等学校との連携強化により、読書離れが進む中高生の読書活動を推進します。
- ③ 市内の学校の学びのサポートとして、図書館見学や職業体験の受け入れを行うとともに、学校図書館ネットワーク事業により、学校教育のための資料提供を支援します。
- ④ 講座の開講や学習室の提供などにより、市民の自主的・自発的な学びを支援します。
- ⑤ 乳幼児とその保護者、高齢者、障がい者、外国人など、多様な利用者のニーズに合わせたサービスを提供します。
- ⑥ 郷土資料や図書雑誌、視聴覚資料、特殊コレクションの充実を図るとともに、電子書籍の導入や地域資料の電子化などのICT*活用を検討していきます。
- ⑦ 司書の資格を生かした専門業務化により、利用者が求める資料を的確に探し出し解決策を提供するレファレンスサービス*の充実を図ります。
- ⑧ 司書が行政区、各種団体、福祉施設等への訪問活動を積極的に展開し、図書館の利用促進を図ります。
- ⑨ NPO*や市民ボランティアとの連携体制強化により、図書館サービスの拡大を図ります。

(3) 子どもも大人も学び合い・育ち合う環境をつくる
(地域と学校の連携強化)

- ① 学校運営協議会の活動を促進し、充実させることにより、学校が地域と一体となって子どもたちを育む教育活動を展開する「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- ② 地域学校協働活動推進員*の研修や活動を支援することにより、地域と学校との連携・協働のためのコーディネート機能を強化し、「学校を核とした地域づくり」を推進します。
- ③ 地域の人材、団体、機関と連携・協働し、地域学校協働活動*の継続的・安定的な活動を推進します。

<p>(4) 地域づくり人材等の育成や学び直し*を支援する (地域人材の育成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① いばらきっ子郷土検定の開催などにより、茨城県および本市に対する愛着や誇りを持った人材を育成します。 ② 本市の自然、文化、歴史、まちづくりなどの講座の提供により、市民の地元への親しみや関心を高めます。 ③ 変化の激しい社会への対応や、地域でのビジネス創出、地域社会への貢献など、人生100年時代を豊かに生きるための学びを支援します。 ④ 市内での就業・起業を希望する若者や出産・育児等によりライフスタイルが変化する女性などが、多様な働き方でそれぞれの個性や能力を発揮できるよう、資格取得や技能習得などを支援します。 ⑤ 家庭や学校、地域における福祉学習の取り組みを促進します。 ⑥ 地域や学校などにおける人権に係る教育や啓発を推進します。 ⑦ 職場や家庭、学校などあらゆる機会を通じた男女共同参画*に関する啓発活動を推進します。 ⑧ 消費者教育*の推進により、自主的かつ合理的に選択できる消費活動を行える消費者を育成します。 ⑨ 持続可能な開発を促進するために必要な知識や技能を習得する機会を提供します。
<p>(5) 地域とのつながりで子どもたちを守り育てる (青少年の健全育成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 青少年育成牛久市民会議の活動支援などにより、地域社会と青少年との結びつきを強化します。 ② 携帯電話やインターネット等のトラブル、いじめや非行、薬物乱用など、有害環境から子どもを守るための対策を推進します。 ③ 家庭相談員*、民生委員児童委員*、主任児童委員*、人権擁護委員*との連携などにより、家庭や学校の問題に関する相談に対応し、解決を促進します。 ④ 行政、学校、児童相談所などの関係機関と地域との連携、要保護児童対策地域協議会*の充実・強化により、児童虐待を未然に防止するとともに、早期発見と早期対応を推進します。
<p>(6) だれもが快適に学べる生涯学習施設を整備する (生涯学習施設の整備)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民のだれもが快適に利用できるよう、適切な保守管理を継続します。 ② 今後も地域の拠点施設として利用していけるよう、計画的に修繕・補修を実施していきます。 ③ 市民ニーズを踏まえ、施設の新設や拡充を検討します。 ④ 生涯学習施設の管理運営について市民サービスの向上と行政運営の効率化、経費の縮減を図るため、民間活力の活用を推進します。

<p>関連計画</p>	<p>教育振興基本計画</p>
-------------	-----------------

第5節

文化芸術を学び活かした魅力ある地域づくり

〔文化芸術〕

文化芸術の持つ多様な価値を学び活用し、人々のふれあいの中で市民の豊かな心と本市への愛着を育み、地域の魅力を高めていきます。

参照指標	目指す方向	基準値
文化芸術活動に取り組んでいる市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

文化芸術は人々の豊かな心を育むとともに、お互いを理解し尊重しあう社会の形成や、質の高い経済活動の促進など、さまざまな役割を担っています。国では、このように多様な価値を持つ文化芸術を、教育や地域コミュニティの形成、観光等、まちづくりに活用することを推進しています。

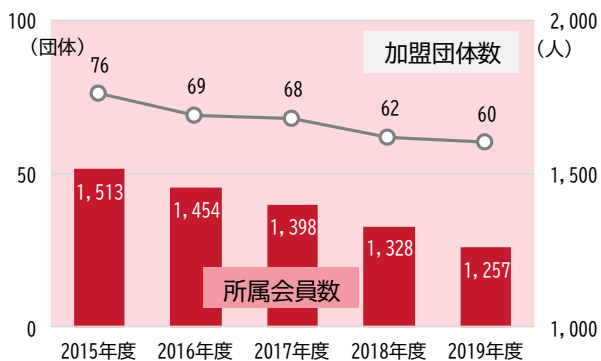
2020年6月、山梨県甲州市と本市の日本ワインに関する歴史、文化遺産が「日本遺産*」に認定されました。観光資源として牛久シャトーを保存・活用するとともに、この機会に市内の歴史や文化を改めて見直すことで、市民の郷土への愛着を育んでいくことも重要です。

本市ではアマチュアからプロまで様々な分野の文化芸術団体による活動が活発に行われており、文化公演、コンサート、展覧会、文化祭などのイベントが一年を通して開催されています。2020年については、新型コロナウイルス感染症の流行により、ほとんどのイベントが中止となってしまいましたが、ウェブ上で美術展を開催したり、野外音楽コンサートを開催したりと、本市の文化芸術をつないでいこうとする市民の活動がみられました。

しかし、文化芸術活動に取り組んでいる市民の高齢化により、市民文化祭の参加人数の減少や、牛久市文化協会の加盟団体数と所属会員数の減少などがみられ、未来につないでいくためには若者の参加を促していくための工夫が必要となります。

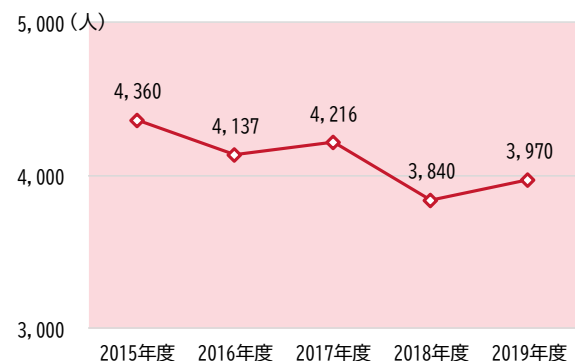
幼いころから文化芸術に親しむ機会を持つことが、将来生涯にわたり文化芸術活動に取り組んだり、積極的に参加していくことに大きく影響するものです。そのため本市では、学校関連のアウトリーチ*（体験・鑑賞等の芸術普及活動）の充実などにより、子どもの感性を育み、文化芸術の次世代を担う人材の育成に取り組んでいます。

牛久市文化協会の加盟団体数と所属会員数



資料：教育委員会（文化芸術課）

市民文化祭参加人数



資料：教育委員会（文化芸術課）

<p>(1) 文化芸術のまちづくりに取り組む市民を育てる (文化芸術活動参加促進・人材育成)</p>	<p>① 多種多様な講座や公演の開催などにより、文化芸術に親しむ機会の少ない層も取り込み、あらゆる世代の文化芸術活動への参加を促進します。</p> <p>② 多様な発表の機会や日常的に文化芸術活動に触れる機会の提供などにより、次世代を担う芸術家や企画運営力のある人材を育成します。</p> <p>③ 学校関連のアウトリーチ*(体験・鑑賞等の芸術普及活動)の充実などにより、子どもの感性を育む取り組みを推進します。</p> <p>④ 独創的な事業等を企画する団体の支援や、分野の異なる団体間の連携強化の促進などにより、地域独自の文化芸術活動を促進します。</p>
<p>(2) 郷土に対する愛着をはぐくみ地域づくりにつなぐ (文化遺産の保存活用と日本文化の伝承)</p>	<p>① 郷土の歴史や伝統文化を学ぶ機会の提供や文化財や歴史的資料の展示公開などにより、市民の郷土への理解を促進するとともに、市外の人々にもその価値を伝えていきます。</p> <p>② 市域の文化財や歴史文化の特徴や文化財相互の関連性を踏まえたストーリーの構築や、だれもがアクセス可能なコンテンツ*の制作など、多面的な普及啓発、公開活用を推進します。</p> <p>③ 学校教育の場における文化財の積極的な活用により、子どもたちの郷土に対する愛着をはぐくみます。</p> <p>④ 地域の歴史文化をより身近なものとするため、市域の歴史文化の特徴をより顕在化させるための調査研究を推進します。</p> <p>⑤ 文化財および文化財を取り巻く環境を次世代へ継承していけるよう、官民協働による管理や市民と文化財の橋渡し役となる人材育成などを推進します。</p> <p>⑥ 民間の文化施設等、文化財や歴史文化に関連する施設との連携を進め、文化財の新たな活用に向けた「場」の創出を支援します。</p> <p>⑦ 日本遺産*認定牛久シャトー等の文化財を観光資源として保存活用を推進し、地域活性化につなげます。</p> <p>⑧ 小川芋銭*、住井すゑ*ら郷土の偉人の功績を次世代へ継承するとともに、郷土への誇りと郷土愛の醸成を目指します。</p>
<p>(3) 文化芸術のコミュニティづくりと活性化を促進する (コーディネート機能と広報の強化)</p>	<p>① 市のコーディネート機能を強化することにより、文化芸術を軸とした市民・企業・学校・団体間のネットワークづくりを推進します。</p> <p>② 市内外への情報発信を強化することにより、文化芸術活動における多様な交流を促進します。</p>
<p>(4) 文化芸術施設を整備し交流を促進する (文化芸術施設の整備)</p>	<p>① 市有の文化財施設の役割を整理し、各施設の連携によって市全体で歴史文化の特徴を体感できる体制を構築します。</p> <p>② 既存施設の有効利用を踏まえつつ、文化財を適切に収蔵管理し、展示公開する施設を整備します。</p> <p>③ 文化財の長期的な保存・活用の観点から、計画的な修繕・補修を実施していきます。</p> <p>④ 市民の文化芸術活動の拠点となる市民ギャラリーを活用し、文化芸術のコミュニティ創出と駅周辺の活性化を促進します。</p> <p>⑤ 文化芸術施設の管理運営について市民サービスの向上と行政運営の効率化、経費の縮減を図るため、民間活力の活用を推進します。</p>

<p>関連計画</p>	<p>教育振興基本計画、文化芸術振興基本計画、牛久市文化財保存活用地域計画</p>
-------------	---

第6節

生涯スポーツによる健康的で活気ある地域づくり

〔生涯スポーツ〕

世代や価値観、ライフスタイルによって異なる多様なスポーツニーズに対応することで、健康的で活気のある地域づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
週1回30分以上の運動をしている市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

スポーツは、青少年の健全育成、心身の健康増進、地域経済の活性化など多様な役割を果たしています。スポーツを推進するためには、「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材の育成・場の創出が求められています。

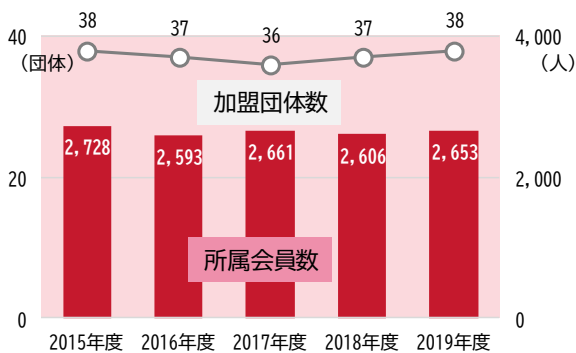
また、スポーツを通じた健康増進を図っていくためには、「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができるよう、ライフステージや個々のニーズに合った、健康づくりのためのスポーツプログラムを提供していくことが重要です。

本市では、スポーツに対する市民の意識を向上させるために、市民のスポーツ活動の状況やニーズに応じた情報提供や、プロ野球公式戦などを「みる」機会を提供しています。また、より多くの市民が「する」スポーツに親しむことができるよう、市民体育祭の開催や、子どもや高齢者や障がい者が参加できる、ニュースポーツ*やファミリースポーツ*の普及などに取り組んでいます。

スポーツ協会加盟団体やスポーツ少年団では、多くの市民が活発なスポーツ活動に取り組んでいます。本市では、地域のスポーツ活動の活性化のため、指導者講習会の開催や、大会の開催や参加に対する支援など、スポーツ活動を「ささえる」取り組みを行っています。

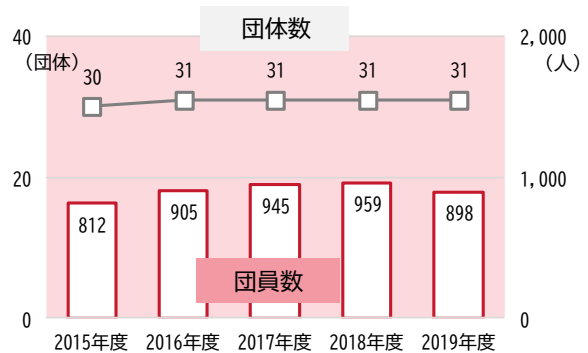
運動公園や武道館などの体育施設は、防災拠点としての役割も担っており、そういった利用にも配慮した施設整備が必要です。運営については、サービスの向上や効率化などを図るため、民間活力を導入していくことも求められています。

牛久市スポーツ協会の加盟団体数と所属会員数



資料：教育委員会（スポーツ推進課）

牛久市スポーツ少年団団体数と団員数

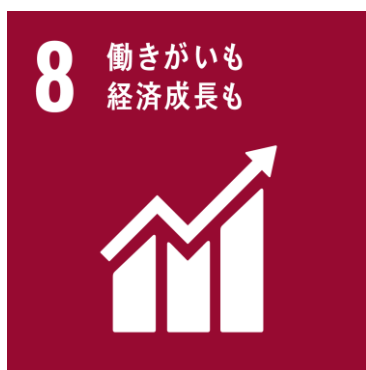


資料：教育委員会（スポーツ推進課）

<p>(1) 市民の生涯スポーツへの意識向上を促進する (スポーツ活動の啓発)</p>	<p>① 市民のスポーツ活動の状況やニーズなどを調査し、それに応じた地域のスポーツ情報を提供します。</p> <p>② プロ野球の公式戦など、市内でスポーツを観戦する機会を提供し、市民のスポーツに対する関心を高めます。</p>
<p>(2) より多くの市民が日常的にスポーツに取り組む環境をつくる (スポーツ活動機会の提供・活動支援)</p>	<p>① 手軽に参加できるスポーツイベントを開催し、生涯スポーツに取り組むきっかけを作ります。</p> <p>② 一流スポーツ選手によるトップスポーツ教室の実施など、より高い技術の獲得を目指す市民ニーズに対応します。</p> <p>③ ニュースポーツ*やファミリースポーツ*など、子どもや高齢者、障がい者等が参加できるスポーツをはじめ、だれもが参加し交流できるスポーツの普及・振興を推進します。</p> <p>④ 社会活動や生涯学習、スポーツ活動への参加などによる、高齢者の生きがいと健康づくりを支援します。</p> <p>⑤ 生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障がいのある人の多様な活動を促進し生活の質の向上を図ります。</p> <p>⑥ 利用者に対する調査を定期的に行い分析することなどにより、利用者の増加を促す利用者本位の施設運営を推進します。</p>
<p>(3) スポーツ選手・指導者・ボランティアを育成する (スポーツ人材・組織の育成)</p>	<p>① 体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの運営支援などにより、市民主体のスポーツ組織を育成します。</p> <p>② スポーツ組織における指導者やスポーツ推進委員、ボランティアの育成などにより、競技者の育成や、競技者の増加を図ります。</p> <p>③ 学校部活動の地域部活動への移行に対応するため、地域部活動の指導者育成を図ります。</p>
<p>(4) 多様なニーズにあわせてスポーツ施設を整備する (スポーツ施設の整備)</p>	<p>① 市内スポーツ施設の計画的な改修・整備、学校体育施設の活用、新たな運動施設の整備を推進します。</p> <p>② 健康増進や生涯スポーツの促進、地域コミュニティ活動や災害時の防災拠点としての活用など、多目的利用に配慮した施設整備を推進します。</p> <p>③ 施設ごとの利用目的に合わせて、計画的な修繕・補修を実施していきます。</p> <p>④ スポーツ施設の管理運営について市民サービスの向上と行政運営の効率化、経費の縮減を図るため、民間活力の活用を推進します。</p>

<p>関連計画</p>	<p>教育振興基本計画</p>
-------------	-----------------

第3章 魅力ある「しごと」と にぎわいが生まれるまち 【しごと】



参照指標	目指す方向	基準値
市内に魅力的な「しごと」がある とを感じる市民の割合		市民意識調査により設定 (2021年度から)

第1節

若者等が働きたくなる「しごと」づくり

〔商工業振興〕

本市の就業者の割合が高いサービス産業等の生産性向上などにより、市内企業の魅力を高め、その魅力を感じてもらうことで、若者等の市内就業を促進します。

参照指標	目指す方向	基準値
市内従業者数	↗	13,129人(2015年)
市内従業率	↗	34.7%(2015年)
事業実施による市内企業就職者数 (地元就職、UIターン)	↗	2020年度から集計

現状・課題等

1970年代から東京圏のベッドタウンとして発展してきた本市は、近年、近隣市町村のベッドタウンに変遷しており、市民の従業地は県内他市町村が最も多くなっています。東京圏を中心とした県外に従業する市民は、退職等により大きく減少しています。直近の市内の従業者の増加は、企業誘致によるものと考えられます。

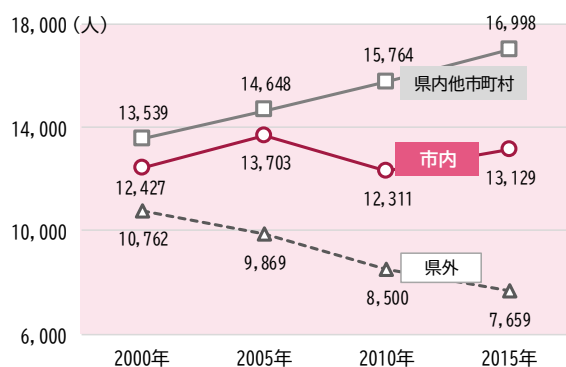
産業構造としては第3次産業*の割合が高く、特に小売業や医療福祉サービスなどの労働集約型産業*が集積しており、労働生産性*は茨城県平均よりも低い水準です。また、本市は大学等進学率が高く、その際に多くの若者が市外に転出し、そのまま戻ってこない傾向があります。これまでは多くの子育て世代の転入がありましたが、今後は労働力人口*が急速に減っていくことが予想されます。

そのため、市内企業の経営力強化による生産性の向上、魅力の発信、マッチングの支援などにより、進学で転出した若者や近隣市町村の若者の市内企業就職による転入促進を図っていく必要があります。

また、市内には長年続く魅力ある企業がありますが、後継者がいないことによる廃業もみられます。こうした企業については、M&A*などによる事業継続を支援し、市内の雇用を確保していくことが必要です。

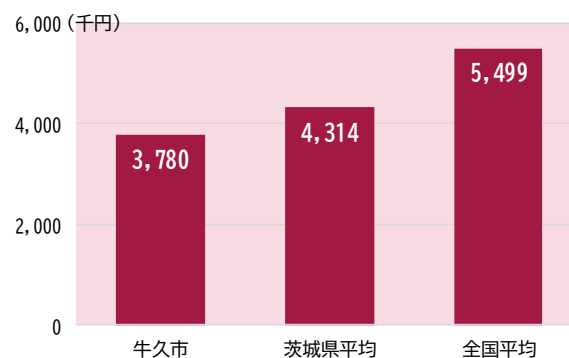
新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の継続が困難になっている企業もみられます。感染拡大期においては、様々な緊急対策で事業継続を支援していきますが、長期的な視点では、このような緊急時に対応するためのBCP(事業継続計画)*の作成などを支援することも重要です。

市民の従業地



資料：国勢調査

労働生産性*の比較



資料：RESAS* (経済センサス再編加工)

<p>(1) 市内企業の魅力を高める (経営力向上支援)</p>	<p>① 牛久市商工会の取り組む経営改善普及事業などとの協働により、市内中小企業の経営基盤強化を促進します。</p> <p>② 牛久市商工会や金融機関と連携した各種融資制度や助成金の活用支援などにより、市内投資拡大による生産性向上を図ります。</p> <p>③ プレミアム付き商品券(ハートフルクーポン券)の発行などにより、市内商業の活発化を促進します。</p> <p>④ 市内企業間のマッチングによる市内取引拡大と市内消費拡大により、地域経済循環*の改善を図ります。</p> <p>⑤ 市内事業者の生産性向上と人手不足の解消を促進します。</p> <p>⑥ D2C(ダイレクト トウ コンシューマー)*やEコマース*の取り組み支援などにより、商品の付加価値向上や販売促進を図ります。</p>
<p>(2) 市内企業と市内外の若者をつなぐ (若者等とのマッチング支援)</p>	<p>① 小中学生を対象とした職業体験により、市内企業への就職を選択肢とする若者を増やします。</p> <p>② マイタウンうしく就職フェアの開催やホームページで求人情報を発信する牛久市商工会と連携し、市内企業の魅力発信と求人・求職のマッチングを支援します。</p>
<p>(3) 魅力ある事業の継続を支援する (事業継続支援)</p>	<p>① 感染症の流行により、飲食店の店内利用が大幅に減少した場合などにおいて、テイクアウトやデリバリーによる販売や店内の感染症対策への支援などにより、営業の継続を支援します。</p> <p>② 感染症や自然災害等により事業の中断を余儀なくされた場合などにおいて、緊急融資等の情報を迅速に収集、周知広報、相談対応にあたるなど、事業の継続に向けた支援を徹底します。</p> <p>③ BCP(事業継続力強化計画)*の作成のための研修などにより、市内の事業者の緊急事態発生時の対応力強化を支援します。</p> <p>④ 後継者不在で廃業を検討している経営者に対し、商工会や地域金融機関との連携により、M&A*等による事業承継を支援します。</p>
<p>(4) 市民の暮らしやすさを高める「しごと」を支援する (市民生活の向上に資する事業の支援)</p>	<p>① 牛久市商工会と連携し、地域ニーズにあった商業やサービス業に取り組む事業者を支援します。</p> <p>② 産婦人科・小児科の拡充や、病児保育サービスの開業など、出産・子育て環境の向上につながる事業を支援します。</p> <p>③ 買物弱者向けサービスなど、地域の課題解決につながる事業を支援します。</p>

第2節

すべての市民が自分らしく働き続けられる環境づくり

〔就業環境整備〕

多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルを踏まえた多様な働き方への支援、若者や女性、高齢者、障がい者など、だれもが自分らしく働き続けることができる就業環境や自分の居場所を見いだせる環境づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
就業率	↗	男性 65.8%、女性 46.6% (2015年)
一人当たり市民所得	↗	2,946千円 (2017年)
事業実施により新規就業・転職した市民の数	↗	2021年度から集計

現状・課題等

少子高齢化により労働力人口*が減少しており、若者や女性、高齢者、障がい者など、だれもが力を発揮できる就業環境や居場所づくりが必要となっています。

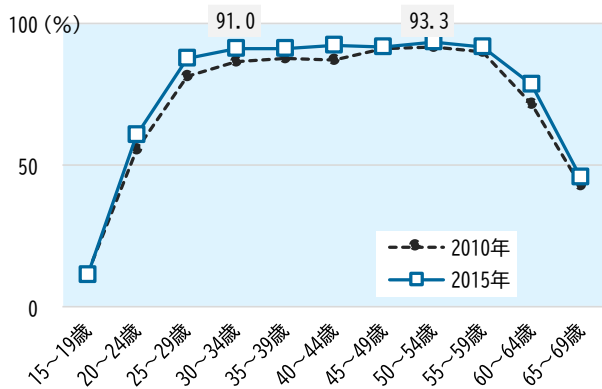
本市の2015年の15歳から69歳の就業率は、2010年と比べて男女ともおおむね上昇していますが、女性の就業率では、出産・育児期に低下するM字カーブが依然としてみられます。女性と男性の就業率を比較すると、3割程度低い水準となっています。

子育て期においては、夫婦のどちらか一方は自宅の近くで働くことが多いため、市内に希望する職種が無いことや、市内企業が求める職業能力を持っていないことなどが、女性の就業が促進されない理由となっている可能性があります。そのため、市内企業の求める技術や知識を身に付けるための職業訓練などが必要と考えられます。

一方、社会全体では、人々の価値観が多様化しライフスタイルやワークスタイルの変化がみられ、テレワーカー*が増加しています。新型コロナウイルス感染症の大流行により、こうした動きはさらに加速しています。

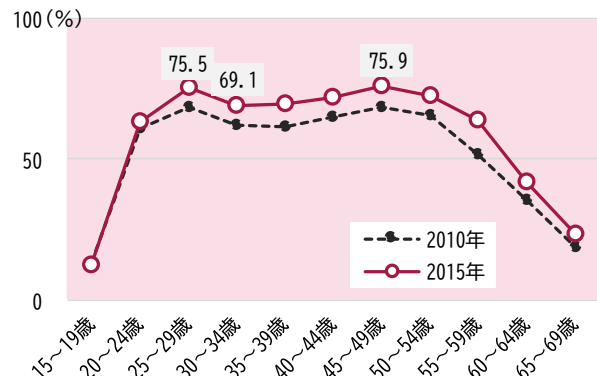
これを好機と捉えると、市内女性の就業促進や、牛久市出身の東京圏の若者のUターンや田舎暮らし希望者のIターンを期待することができます。そのため、テレワーク*に必要な技術の取得支援や、レンタルオフィス*やコワーキングスペース*等の整備などを検討していく必要があります。

就業率（男性・15から69歳）



資料：国勢調査

就業率（女性・15から69歳）



資料：国勢調査

<p>(1) 市内で安心して働ける環境を整える (労働環境の向上)</p>	<p>① 労働条件の改善や労働福祉向上のための啓発活動の充実を図ります。</p> <p>② 中小企業退職金共済への加入促進などにより、市内企業の雇用条件の改善、向上を図ります。</p>
<p>(2) 市内雇用を維持・拡大し、就業を促進する (市内就業の促進)</p>	<p>① ハローワークやシルバー人材センター、民間事業者等との連携により、若者や女性、高齢者、障がいのある人の市内就業を支援します。</p> <p>② 福祉的就労*を提供する事業所や市内農業生産者との連携などにより、障がいのある人のしごとづくりを推進します。</p> <p>③ 既存の工業団地の操業環境の維持、立地企業との連絡調整などにより、大規模な雇用の維持に努めます。</p> <p>④ 新規雇用を行なう事業者に対する助成により、企業立地や事業規模拡大、新規事業展開、新規開業などに伴う新規雇用を促進します。</p>
<p>(3) 職業能力向上により市民の就業機会を増やす (職業訓練等による就業支援)</p>	<p>① 市内企業が求める技能等を修得するための職業訓練などの受講を支援することにより、市内企業への就業を促進します。</p> <p>② ひとり親の高等職業訓練などの受講を支援することにより、市内企業への就業と家庭の経済的安定を促進します。</p> <p>③ ICT*の活用能力向上支援などにより、女性等の就業機会の拡大を図ります。</p>
<p>(4) ライフスタイル・ワークスタイルの変化に対応する (多様な働き方への対応)</p>	<p>① コワーキングスペース*等を設置し、託児所との連携などにより、乳幼児のいる親のテレワーク*を支援します。</p> <p>② クラウドソーシング*に必要な技術の取得などにより、主婦(夫)等の収入確保を支援します。</p> <p>③ テレワーク*の普及を好機と捉え、東京圏の牛久市出身者のUターンや田舎暮らし希望者のIターンを支援します。</p>

第3節

新しい「しごと」が生まれるまちづくり

〔創業支援・企業誘致〕

地域の特色を生かした「しごと」や地域の課題を解決する「しごと」を起こす市民の支援や地域ニーズにあった事業者の誘致により、まちの魅力を高めていきます。

参照指標	目指す方向	基準値
創業比率	↗	6.26% (2014-2016年)
起業・創業に関心のある市民の割合	↗	市民意識調査により設定 (2021年度から)

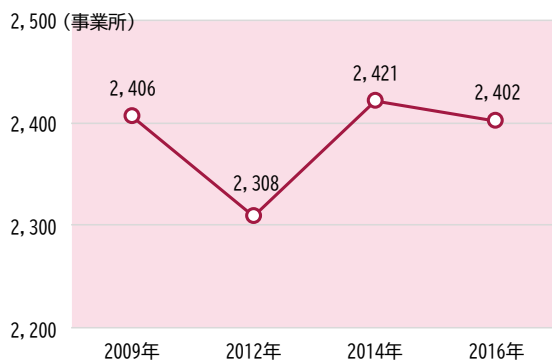
現状・課題等

本市の創業比率(期間中の事業所開設数÷期初の事業所数)は、国や県と比較して高い水準となっています。牛久商工会では創業塾の開催などの創業支援を行っていますが、より創業者数を増やしていくためには、政府系金融機関や民間金融機関などとの連携を強化し、事業計画作成や資金調達の支援などを行っていく必要があります。市内、特に牛久駅周辺地域には空き店舗や空き事務所があり、情報を集約して創業希望者とマッチングすることで、市内での創業を促進していくことも重要です。

また、中心市街地の空き店舗への飲食店や商店の創業支援や誘致により、生活利便性の向上やまちの活性化を図っていくことや、今後増加する買い物弱者や交通弱者対策を業務とする社会的起業の支援なども必要です。

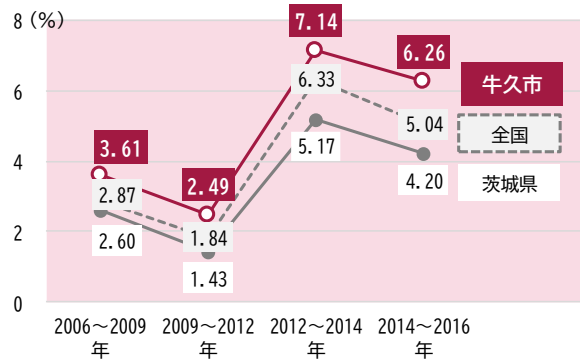
圏央道のインターチェンジ周辺地域の工業団地への企業誘致は完了していますが、良好な立地であるため、流通・業務地として整備して企業を誘致するなど、市内雇用の拡大につながる計画も検討していく必要があります。

市内の事業所数の推移



資料：RESAS* (経済センサス再編加工)

創業比率の推移



資料：RESAS* (事業所・企業統計調査、経済センサス再編加工)

<p>(1) 新しい「しごと」にチャレンジする市民を応援する (創業支援)</p>	<p>① 創業塾を開催する牛久市商工会との連携などにより、創業希望者を支援します。</p> <p>② ウィズコロナ*社会に対応した飲食店や小売店の創業を希望する人を支援します。</p> <p>③ 市内の空き店舗と創業希望者のマッチングを支援し、市内での創業を促進します。</p> <p>④ 新しい生活様式対応等、地域の課題を解決する事業の創業を支援します。</p>
<p>(2) まちの将来に必要な企業(産業)を誘致する (企業誘致)</p>	<p>① 市内経済や雇用、まちづくりの観点などから、まちの将来に必要な企業(産業)を検討し、誘致活動を推進します。</p> <p>② 牛久駅周辺の空き店舗への商店・飲食店などの誘致により、生活利便性の向上や交流の増加を図ります。</p> <p>③ ひたち野うしく駅周辺地区への小売店や企業の誘致により、住まいの近くで買物やしごとのできる環境づくりを促進します。</p>
<p>(3) 立地特性を生かした企業誘致により雇用機会を拡大する (IC周辺地域への企業誘致)</p>	<p>① 土地利用方針との整合を図りながら、牛久市独自の「オーダーメイド方式*」による企業誘致を推進します。</p> <p>② つくば牛久IC周辺において、周辺地域の自然環境や農地の状況に配慮しながら、圏央道などの交通基盤を活かした流通・業務地として整備を検討します。</p> <p>③ 阿見東IC周辺において、周辺地域の自然環境や農地の状況に配慮しながら、既存の工業団地や、圏央道などの交通基盤を活かした流通・業務地として整備を検討します。</p>

<p>関連計画</p>	<p>都市計画マスタープラン</p>
-------------	--------------------

第4節

未来へとつながる農業と担い手づくり

〔農業振興〕

農地の集約やスマート農業等による生産性の向上や、6次産業化、都市農村交流等の新たな収入源の確保などにより、農業の魅力向上と担い手確保を促進します。

参照指標	目指す方向	基準値
農業者数	↗	1,038人（2015年）
耕作放棄地率	↘	35.7%（2015年）
農業産出額	↗	28.5億円（2018年）
牛久市認定農家および認定新規就農者数	↗	101人（2019年度末）

現状・課題等

主に本市の東部地区で営まれる農業の分野では、野菜、米、花き、豆類の生産、畜産などが行われています。気候が良く多種多様な農作物が育つ土地柄で、野菜類では河童大根、河童西瓜がブランド化しています。また、農薬・化学肥料を通常の半分以下に抑えて作った河童米も、県の特別栽培農産物認証を受けています。

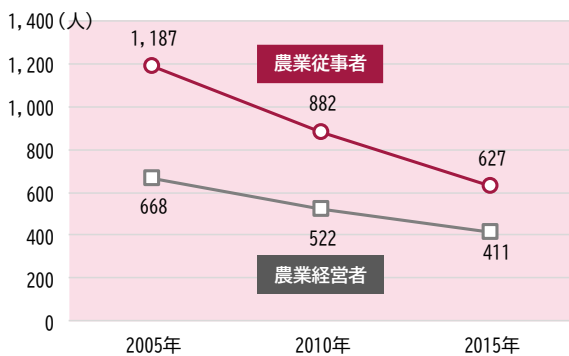
若手農業者の結束力も高く、こだわりをもって安全・安心な農作物を育てており、学校給食においては食育にも役立っています。市が出資している農業法人では、新規就農希望者の受け入れも行っており、市内での独立を支援しています。

しかし、後継者のいない農業者の高齢化などに伴う廃業が続き、農業者数は大きく減少、耕作放棄地は大きく増加しています。耕作放棄地の増加は、環境保全や景観の面からも問題となっています。

そのため、意欲ある農業者を支援し、農地の集約による生産性の向上や、付加価値の高い品種の生産などによって収益力の向上を図り、本市の農業の魅力を高め、それを市内外に発信することにより、後継者や新規就農者を確保していくことが必要です。なお、新規就農者の定着のためには、生産技術の取得、農地や農機、住居の確保、地域住民との交流などにおいて、きめ細かく支援していくことも重要です。

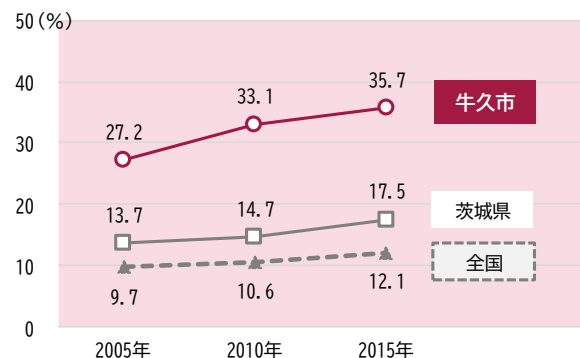
また、特産品開発や、農業体験等の農村交流の推進などにより、市の内外に本市の農業に関心を持つ人を増やしていくことも必要です。

農業者数の推移



資料：RESAS*（農林業センサス再編加工）

耕作放棄地率の推移



資料：RESAS*（農林業センサス再編加工）

<p>(1) 農業者の経営基盤を強化する (農業生産環境の整備)</p>	<p>① かんがい施設の整備、機械化体系の確立、農道および圃場等の条件整備などにより、生産性の高い作物への転換を促進します。</p> <p>② 農地中間管理事業*の活用などによる農地の流動化と効果的な利用集積を促進します。</p> <p>③ 農地貸借と農作業受託の一体的促進により、意欲的な農業者の経営規模拡大を支援します。</p> <p>④ 経営耕地面積の拡大を志向する農家と集約的経営*を展開する農家との、農地貸借や労働力提供における協力関係構築を支援します。</p> <p>⑤ 水稻農家、畜産農家、野菜農家、果樹農家、花き農家等の連携強化により、地域が一体となった環境保全型農業*を促進します。</p> <p>⑥ 農業資材の廃棄や農薬使用について、すべての農業者がルールを順守するよう周知徹底し、循環型農業*を促進します。</p> <p>⑦ 牛久市市営青果市場の運営により、市内農業者の経営安定、高齢零細農家の保護、学校給食における地産地消の推進を図ります。</p>
<p>(2) チャレンジする農業者を育成・支援する (収益力向上支援)</p>	<p>① 認定農業者や今後認定を受けようとする農業者などを重点的に支援し、農業の効率化・安定化による生産拡大と所得の向上を促進します。</p> <p>② 特定農業法人*および特定農業団体制度*の普及啓発などにより、農業の組織化、法人化を促進します。</p> <p>③ 市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者の積極的な参加・協力を促進します。</p> <p>④ 施設園芸農家や露地野菜農家の消費者のニーズの変化などに基づいた作型・品種の改善や加工部門の導入による高付加価値化を支援します。</p> <p>⑤ 借入金の利子補給や農業用資材の購入費用補助などの経費支出削減支援により、設備投資や経営規模拡大を促進します。</p>
<p>(3) 次代の農業を担う若者を確保・育成する (新規就農者の支援)</p>	<p>① 農業後継者や新規就農希望者に対する農地の紹介や技術指導など、就農から定着までのきめ細かな支援により、若手農業者の育成を図ります。</p> <p>② Iターンなどによる新規就農希望者に対する空家の紹介や農地の仲介により、市内への移住定住を促進します。</p> <p>③ 農業ヘルパー制度*により農業者の労働環境の改善を図るとともに、農業への参入に関心を持つ若者の増加を図ります。</p>
<p>(4) 地域の農産物の市内消費を促進する (地産地消の促進)</p>	<p>① 学校等給食使用や農産物販売所等での直売などにより、地元農産物の市内での消費拡大を促進します。</p> <p>② 地元産の菜種油の廃食用油をバイオディーゼル燃料*に加工して公用車の燃料に使用するなど、エネルギーの地産地消も推進します。</p>

<p>(5) 地域の農産物で市外のお金を獲得する (地産外商の促進)</p>	<p>① 市内の調理専門学校と農業者の連携などによる特産品の開発や、販路開拓、市内観光等での消費促進を支援します。</p> <p>② ふるさと納税(ふるさと牛久広援寄付)の返礼品として品質の高い特産品を贈呈することで、本市の農産品の認知度向上を図ります。</p>
<p>(6) 農村地域の魅力で多様な交流を促進する (農村交流の促進)</p>	<p>① 農産物のオーナー制度*などにより、本市の農産物の魅力を消費者に直接伝えるとともに、農業体験など、地域資源を活かした体験型観光メニューの開発および実施を支援します。</p> <p>② 首都圏立地の強みを活かし、観光農園や貸し農園としての農地活用を促進します。</p> <p>③ 元気農園の活用などにより農業者以外の市民にも農業に関わる機会をつくり、地元農業に対する理解と農村交流を促進します。</p>
<p>(7) 貴重な農村の原風景を保全する (農村環境の保全)</p>	<p>① 市民やNPO法人*、民間企業などとの協働により、農村の原風景の残る本市の貴重な自然環境を保全します。</p> <p>② 農地の利用状況調査・利用意向調査の実施により、高齢や後継者不在を理由とした耕作放棄地の発生を防止します。</p> <p>③ 農地パトロールの実施により、違反転用の早期発見、早期是正を図り、遊休農地への不法投棄などを防止します。</p> <p>④ 有害鳥獣や外来種の駆除により、農地や自然環境への悪影響の低減を図ります。</p>
<p>関連計画 農業基本構想、環境基本計画</p>	



中根町の水田と圏央道



東部地区の農村風景

第5節

市民も市外の人にも楽しめるにぎわいのあるまちづくり

〔観光振興〕

商業地や文化財、自然などの地域資源を活用した市民や市外の人々との交流促進により、まちのにぎわいづくりと市民の郷土愛の醸成を図ります。

参照指標	目指す方向	基準値
観光入込客数 (牛久シャトー・牛久大仏・ポケットファームどきどき)	↗	938,732人(2019年度)
楽しいイベントが増えたと感じる市民の割合	↗	市民意識調査により設定(2021年度から)

現状・課題等

2017年2月の「エスカード牛久」のキーテナント*撤退、2018年12月の「牛久シャトー」の飲食店および物販店撤退は、にぎわいが失われつつある牛久駅周辺地区にとって大きな痛手となる出来事でした。

エスカード牛久については、食品スーパーやその他テナントを誘致、牛久シャトーについても、市の出資法人を設立し、飲食店および物販店を一部再開するなど、復活に向けた取り組みを進めているところです。

こうした中で、山梨県甲州市と本市の日本ワインに関する歴史、文化遺産が「日本遺産*」に認定されたことは、とても明るいニュースとなりました。

本市では、「エスカード牛久」と「牛久シャトー」の復活をかけて、「創生プロジェクト推進課」を立ち上げ、この2大拠点の振興に力を注いでいます。

にぎわいづくりには市民の方々も積極的で、牛久市商工会青年部主催の「うしくピザフェスタ」が恒例行事化するなど、「ワインと食の街うしく」を目指す取り組みも進められています。また現在、高校生のアイデアによる牛久シャトーの活性化にも取り組んでいます。

「観光」という言葉からは、市外県外の人や外国人を呼び込むことがイメージされますが、本市の観光地は大規模に集客出来るものではないため、まずは市民が日常的に利用して楽しむこと、そしてそれを発信して人を呼び込むことで、市内での持続的な観光消費を促進していくことが必要です。

また、市内外の人々と自分の住むまちを楽しむことは、郷土愛の醸成にもつながり、若者の流出対策にもつながっていくことが期待できます。



【近年の牛久シャトー】

- 2008年6月 旧醸造場施設が国指定重要文化財指定
- 2018年12月 飲食店および物販店撤退
- 2020年1月 牛久シャトー株式会社設立
- 2020年6月 飲食店と物販店再開(一部)
- 2020年6月 山梨県甲州市とともに日本遺産*認定

<p>(1) 日本遺産*「牛久シャトー」を軸とした新しい観光振興体制を構築する (観光振興体制の整備)</p>	<p>① 地域の商店や「牛久シャトー株式会社」などとの連携により、「ワインと食」による観光振興事業の推進体制を整備します。</p> <p>② 「甲州市・牛久市ワイン文化日本遺産協議会*」が中心となった甲州市との広域的な観光振興体制を整備します。</p>
<p>(2) 「ワインと食」による観光振興事業を推進する (滞在型観光の推進)</p>	<p>① 牛久シャトー内および牛久駅・牛久シャトー周辺において、飲食店や小売店などと協力し、「歩いて楽しめるまちづくり」を推進します。</p> <p>② 牛久市商工会青年部が進める「ピザの里」づくりの取り組み支援などにより、「ワインと食の街うしく」のイメージづくりを推進します。</p> <p>③ 市内農業者等が取り組む収穫体験やピザづくり体験など、市内外の人々が楽しめるイベントを支援し交流を促進します。</p> <p>④ 甲州市やイタリア・グレーヴェ・イン・キアンティ市等の友好都市と連携し、ワインをはじめとした地産品の流通と消費を支援します。</p>
<p>(3) 地域の観光資源を磨き上げ活用する (観光資源の整備・活用)</p>	<p>① 日本遺産*である牛久シャトーをはじめ、県や市指定の文化財、小川芋銭*、住井すゑ*の遺産などを観光資源として活用します。</p> <p>② 里山や牛久沼周辺の自然資源、史跡などを有機的に結び付けた散策路を整備し、河川や遊歩道と連携した水と緑のネットワークを形成します。</p> <p>③ サイクリングロードの整備により、自転車による観光スポットの周遊や、スポーツサイクリストの交流増加を促進します。</p> <p>④ 小中学生観光まちづくりコンテストを開催し、新鮮なアイデアの創造や子どもたちの本市への愛着の醸成を促進します。</p> <p>⑤ 観光案内所、物産展の運営支援により、観光客の滞在時間の増加と特産品等の消費促進を図ります。</p>
<p>(4) 観光客に訪れてもらう仕組みをつくる (観光ルート形成、回遊促進)</p>	<p>① 牛久沼周辺や牛久シャトーを中心とする市街地、牛久大仏や牛久自然観察の森、市に隣接するアウトレットモールなど、市内や周辺に立地する観光資源の回遊による相乗効果を高めるため、それらを結ぶ道路の整備や誘導サインの整備を図ります。</p> <p>② わかりやすい案内板や情報通信基盤、休憩所の整備などにより、観光客が安心して滞在できる環境をつくります。</p> <p>③ 空港との良好なアクセスや充実した道路交通網を活かし、県内外と連携した観光ルート形成により、外国人観光客等の増加を図ります。</p> <p>④ 旅行代理店の観光プランへの組込みを要請し、県外や外国からの観光客の誘致促進を図ります。</p> <p>⑤ 一人旅や少人数旅行者向けの滞在プラン提案や ICT*を活用した観光案内など、旅行者が「新しい旅のエチケット*」を守りやすい環境整備に取り組めます。</p>
<p>(5) 市の魅力を知ってもらう機会を増やす (イベント等による集客促進)</p>	<p>① うしくかっぱ祭り、うしくWaiワイまつり、うしく鯉まつり、うしく菊まつりなど、イベントの内容充実や広報活動を支援し、集客増加を促進します。</p> <p>② フィルムコミッション*の推進により、市の魅力を知りロケ地などに訪れる観光客の増加を促進します。</p> <p>③ SNSなどを活用した効果的なPR展開でまちに人を呼び込み、市内外の人々の交流を促進します。</p>

<p>関連計画</p>	<p>「ワインと食」による観光振興事業計画、都市計画マスタープラン</p>
-------------	---------------------------------------

第4章 みんなの創意工夫で 未来をつくるまち 【市民共創】



参照指標	目指す方向	基準値
市民の力でまちはより良くできると考える市民の割合		市民意識調査により設定 (2021年度から)

第1節

すべての世代の多様な人材が活躍できる環境づくり

〔市民参加〕

より多くの市民やNPO*、事業者などが、それぞれの希望する地域づくり活動に参加できる仕組みをつくり、多様な人材が活躍できる環境づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
市民活動・ボランティア登録者数	↗	5,359人（2019年度）
地域づくり活動に参加している市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

本市は、行政区や地区社会福祉協議会*、NPO*、ボランティア等による市民活動が盛んですが、高齢化の進展により、徐々に人数が減少しています。

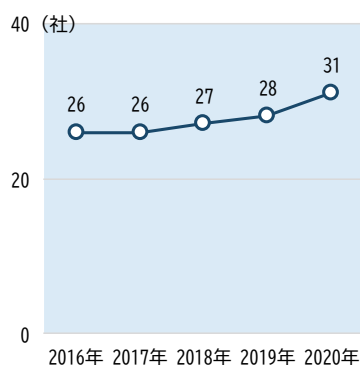
2019年に実施した市民アンケートによると、地域づくり活動に「参加している」方は2割以下ですが、「参加したい」と回答している方が約6割もいます。この方々が参加できれば、8割近くの市民による地域づくりが進むことになります。

しかし、参加したい方の多くは、「参加したいが今は忙しくて参加できない」と回答しています。

そこで、出来るだけ多くの市民が、手の空いた時間や都合の良い時間に、無理のない範囲で、希望する活動に参加できるよう、一人ひとりの役割分担を見直すことや、活動の内容や時間などの情報を分かりやすく提供する仕組みなどを作っていくことが必要と考えられます。

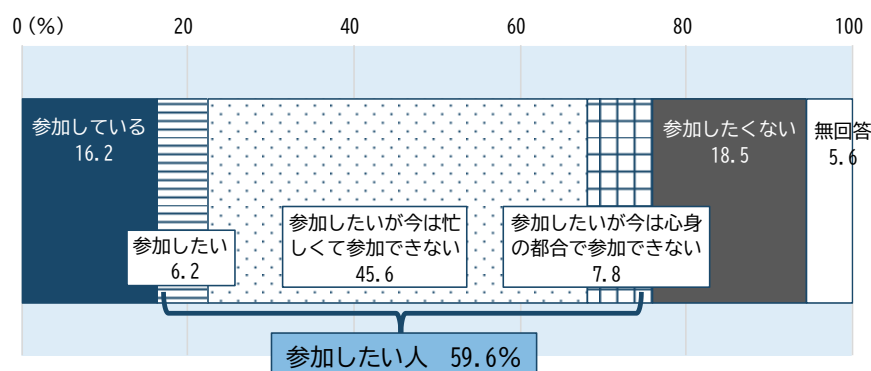
また本市では、地域ごとに世代の構成が大きく異なっており、高齢化が進んでいる地域では、若者の流入により次世代につないでいくこと（世代循環）が必要です。そしてそれを実現していくためには、すべての世代が支え合うことのできる地域づくりが必要であり、まずは地域の中で顔の見える関係づくりが重要だと考えられます。

NPO法人*数



資料：市民活動課

地域づくり活動への参加について

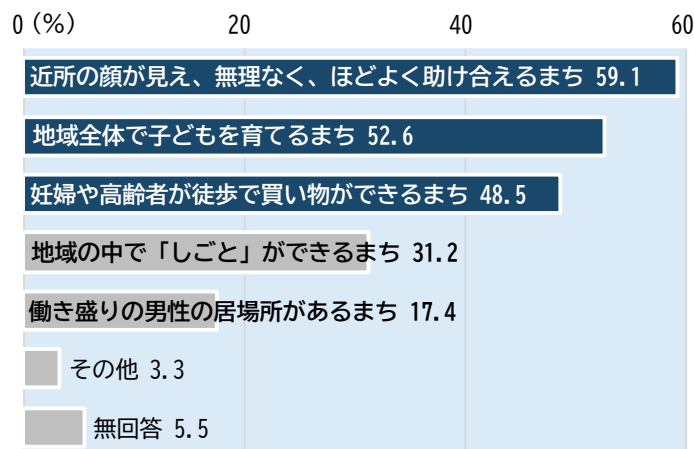


資料：「牛久市総合計画・総合戦略の検討に係るアンケート」より

<p>(1) 市民・団体が活動しやすい環境を提供する (市民や団体の主体的な活動支援)</p>	<p>① 様々な媒体による市民活動団体やボランティア団体への情報提供や、市民活動ネットワークの強化を促進します。</p> <p>② 市民活動等の拠点として、既存の公共施設や教育施設などの活用を促進します。</p> <p>③ 市民活動団体などの活動中の事故による傷害や第三者に対して与えた損害について、賠償責任を負った場合にこれを補償する制度である、市民活動災害補償制度の利用を促進します。</p>
<p>(2) 市民活動に参加しやすい環境を提供する (市民活動への参加促進)</p>	<p>① 行政区や地区社会福祉協議会*、NPO*、ボランティア等による市民活動を多様な媒体で広く周知します。</p> <p>② 市民活動の参加募集や参加希望者の受付などにおけるICT*の活用を強化します。</p> <p>③ 市民活動への参加のきっかけづくりとして、だれもが参加できるイベントなどの企画・運営を支援します。</p> <p>④ 市民活動に対する各種表彰制度の活用などにより、市民の参加意識のさらなる向上を促進します。</p>
<p>(3) すべての世代が暮らしやすい地域をつくる (多世代共生の推進)</p>	<p>① 地域の人とあいさつをする際に「あいさつプラスワン運動*」により、地域の中で顔の見える関係づくりを進めます。</p> <p>② 全国各地で展開されているまちづくりに関するコミュニティ活動などの情報を積極的に収集・発信します。</p> <p>③ すべての世代が暮らしやすい地域づくりを目指し、子育て中の親同士や高齢者同士、高齢者から子どもへ、若い世代から高齢者へなど、それぞれが出来ることを少しずつ「シェア」する仕組みづくりを支援します。</p>

関連計画	都市計画マスタープラン、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
------	--------------------------------

世代が循環するためには、どのようなまちづくりが必要だと思いますか？



資料：「牛久市総合計画・総合戦略の検討に係るアンケート」より

第2節

多世代交流の場と多様な人々が支えあう体制づくり

〔地域コミュニティ〕

共助・公助の考え方を踏まえ、だれもが利用できる多世代交流の場づくりや、多様な人々との交流やつながりで支え合う体制づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
行政区加入率	↗	67.4%（2019年度）
たまり場*利用者数	↗	218,188人（2019年度）
地域の中で異なる世代の人との交流がある 市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

本市では、行政区や地区社会福祉協議会*の役員が中心となって、地域住民主体の福祉活動が行われています。その役員の方々が高齢になっており、後任を育てていく必要がありますが、次の担い手をなかなか見つけられない状況です。

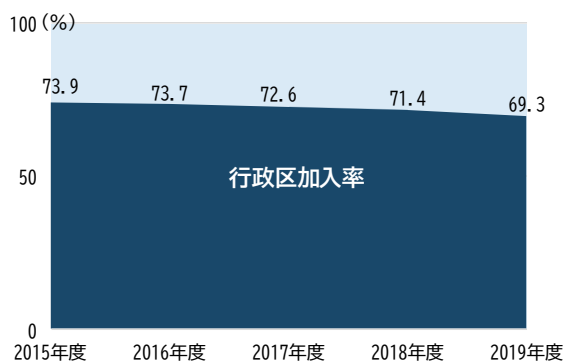
原因の一つとして、退職年齢が上がっていることが挙げられます。役員の役割が大きく、働きながらその役割を担うことが困難であることから、退職者を待っていると、担い手がいまいという状況になります。

そのため、役割の見直しや分業の方法などを検討し、地域の若い世代も含めて新たな担い手を確保していく必要があります。

本市の行政区の特徴的な活動の一つとして「たまり場*」があります。地域の集会所を常時開放し、高齢者を中心とした日中の居場所を提供しており、一人暮らし高齢者の孤立化防止などにも役立っています。

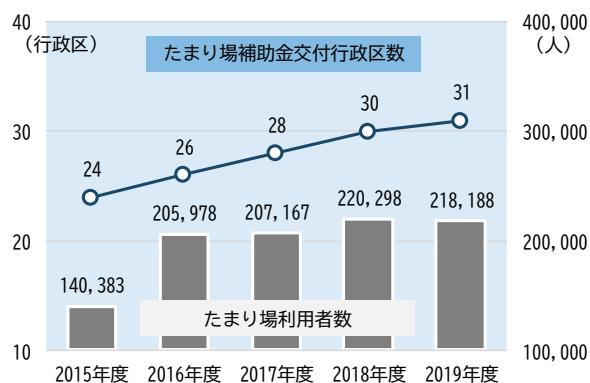
本市では、この「たまり場*」を、だれでも利用でき、多世代が交流する場としていくことを目指しています。在宅で子育てしている親子や共働き世帯の児童生徒などが、気軽に利用できるようになることで、自然と多世代の交流が生まれることが期待できます。

行政区加入率



資料：市民活動課

たまり場*補助金交付行政区数と利用者数



資料：市民活動課

<p>(1) 地区ごとの市民活動の活性化を支援する (地域活動支援)</p>	<p>① 行政区や地区社会福祉協議会*などの活動に必要な情報を適切に提供します。</p> <p>② 行政区や地区社会福祉協議会*などの活動主体間の情報交換等による地域活動の高度化を支援します。</p> <p>③ 行政区活動に参加しやすい環境づくりと行政区への加入を支援します。</p> <p>④ 地域の実情に合わせた活動に対するきめ細やかな補助を実施します。</p>
<p>(2) 多世代交流を促進する「たまり場*」の運営を支援する (たまり場*の運営支援)</p>	<p>① 行政区の運営や地域の拠点となる集会場の新設や修理などにより、地域活動拠点となる「たまり場*」づくりを支援します。</p> <p>② 地域の集会所をたまり場*として常時開放する行政区を支援し、幼児から高齢者まで多世代の居場所づくりを促進します。</p>
<p>(3) 市民による地域課題の解決を支援する (地域の課題解決支援)</p>	<p>① 地区社会福祉協議会*を支援し、地域住民主体の福祉活動を推進します。</p> <p>② 区長会研修や市と区長との会議を通して、「地域の問題を解決する」支援をします。</p>

<p>関連計画</p>	<p>地域福祉計画・地域福祉活動計画</p>
-------------	------------------------



たまり場の活動



地区社会福祉協議会

第3節

男性も女性も個性や能力を発揮して暮らすことのできる 社会づくり〔男女共同参画*〕

女性も男性も全ての市民が、お互いを尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮し活躍できる社会づくり、結婚・出産・子育てなどライフステージに応じた生き方がかなえられる社会づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
市職員（男性）の育児休業取得率	↗	0%（2019年度）
審議会等における女性委員の割合	↗	20.9%（2019年度）
男は仕事、女は家庭という考え方に同感しない市民の割合	↗	72.6%（2019年度）

現状・課題等

本市では、2003年に「牛久市男女共同参画*推進条例」を制定し、その実現に向けた取り組みを推進してきましたが、根強い性別による固定的役割分担意識、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての希望と現実のへだたり、就業継続を希望する女性の出産や育児をきっかけとした離職など、様々な問題が残っており、これらは少子化にも大きく関わっています。

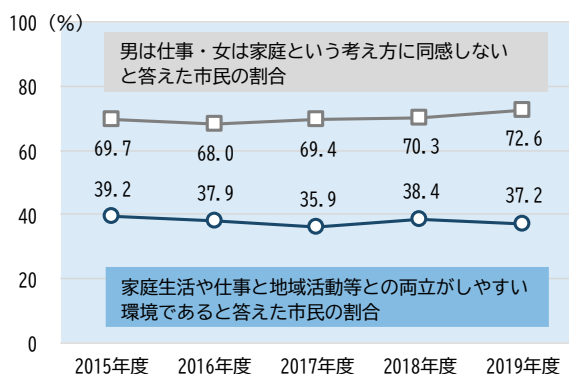
毎年度行っている市民満足度調査（市民アンケート）によると、「男は仕事・女は家庭という考え方に同感しない」と答えた市民の割合は上昇傾向にあります。一方、「家庭生活や仕事と地域活動との両立がしやすい環境である」と答えた市民の割合が上昇しておらず、男女共同参画*に対する意識は改善しているものの、実際の生活には反映できていない現状があると考えられます。

行政においては、審議会等における女性委員の割合や男性の育児休業取得率など、まだまだ改善すべきものがあり、これらに率先して取り組み、市民に公表していくことが必要です。

地域社会においても、行政区は男性中心、PTAは女性中心といった性別の慣習が根強く残っていますが、こうした慣習は、働き盛りの男性の地域コミュニティとの関わりが薄いことも要因と考えられます。

こうした中、働き方が多様化し、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、在宅でテレワーク*を行う市民が増加したり、平日の日中に子どもと公園で遊ぶ父親の姿もみられたりするようになってきました。この変化を好機と捉え、働き盛りの男性の育児コミュニティや地域コミュニティへの参加を進めるなど、これまでの慣習を少しずつ改善していくことが必要です。

男女共同参画*社会に関する市民意識



資料：市民満足度調査（政策企画課）

審議会等における女性委員の割合



資料：市民活動課

<p>(1) 性別にかかわらず活躍できる社会をつくる (あらゆる分野への男女共同参画*の推進)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 職場や家庭、学校などあらゆる機会を通じた男女共同に関する意識啓発活動を推進します。 ② 行政区やPTAの役員などにおける性別の慣習の見直しを推奨します。 ③ 地域活動などにおける女性リーダーの育成や、市における女性管理職への登用を促進します。 ④ 政策形成に関わる審議会や委員会等において、女性の委員としての参加を推進します。
<p>(2) 多様なライフスタイルを可能にする環境を整備する (ワーク・ライフ・バランスの推進)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 出会いの場を提供する団体を支援し、結婚を希望する男女の結婚を応援します。 ② 妊産婦が安心して働ける職場環境づくりや男性の育児・家事への参加を促進します。 ③ 保育需要にあわせて施設を整備し、受入体制の充実を図るとともに、保育士不足解消のため処遇改善に努めます。 ④ 子育て中の親が、それぞれの能力を活かして活躍できるよう、ICT*を活用した子育て支援や多様な働き方への支援を推進します。 ⑤ 子育て中の「父親」が、子育てを楽しみつつ地域にも馴染めるよう、子どもを中心としたネットワークづくりを支援します。 ⑥ 子育てや介護のために離職した女性(男性)の就業を支援します。 ⑦ だれもが育児休業や介護休業等を取得しやすい環境づくりを促進します。
<p>(3) 男女の人権尊重を推進する (男女間の暴力やハラスメント*、差別などのない社会づくり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① ドメスティック・バイオレンス*、セクシュアル・ハラスメント*、ストーカー行為、性犯罪など、男女間のあらゆる暴力に関する相談体制の充実を図ります。 ② 男女間のあらゆる暴力に関する防止対策の推進を図ります。 ③ 県と連携しLGBT(性的少数者)*に対する相談体制の充実を図ります。 ④ 広報紙・ホームページ・出前講座*等により男女共同参画*の意識づくりを図ります。

関連計画	男女共同参画*社会推進基本計画
------	-----------------

第4節

国籍や文化の違いを認め合い個々の能力を発揮できる 社会づくり〔多文化共生〕

国籍や価値観が異なる人々が集まる中で、多様性を認め合い、ともに地域社会を形成し、だれもが個々の能力を発揮できる社会づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
青少年派遣事業応募者数	↗	15人（2019年度）
国際交流協会会員数	↗	178人（2019年度）
文化の違う外国人と交流することが楽しいと感じる市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

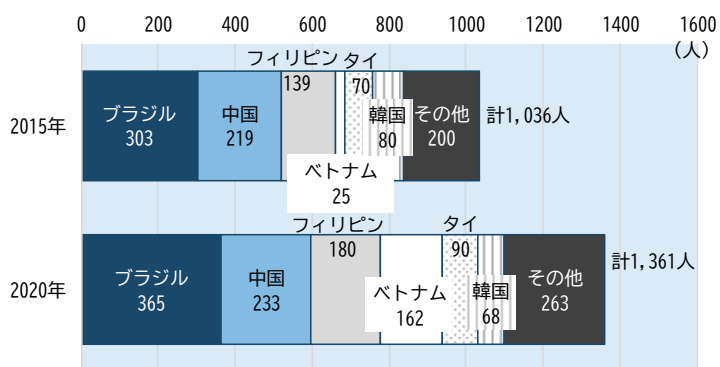
市内には様々な国籍の市民が居住しており、多様な文化交流が可能な環境となっています。グローバル化が進展する中、国際理解を深めることは、自国への理解を深め、郷土愛の醸成にもつながるものであり、様々な機会により交流を図っていく必要があります。

本市では、姉妹都市・友好都市への青少年団や市民団の派遣や受け入れ、世界家庭料理の会での市内の外国人との交流などに取り組んでいます。

外国人住民数は、5年間で300人以上増加しています。人口減少社会において、外国人材は地域における新たな担い手としても期待されており、地域の中でともに暮らしていけるよう、必要な支援を行っていく必要があります。

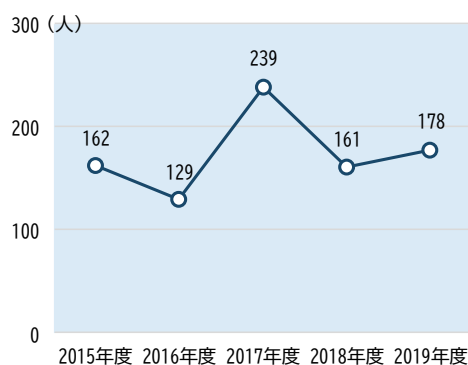
本市では、国際交流協会等の協力を得て、外国人居住者向けの行政手続き支援や生活相談、日本語教室などに取り組んでいます。

外国人住民数



資料：総合窓口課

国際交流協会の会員数



資料：牛久市国際交流協会

<p>(1) 市民の異文化との交流を活性化する (異文化交流の促進)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 姉妹都市・友好都市への青少年団や市民団の派遣や受け入れを推進します。 ② 姉妹都市・友好都市のイベントなどへ継続的に参加し、各都市との良好な関係の維持・向上を図ります。 ③ 学校教育における外国人の英語指導助手*や姉妹都市・友好都市の子どもたちとの交流などにより、異文化への理解を促します。
<p>(2) 地域の外国人が暮らしやすい環境を整える (多文化共生の推進)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティアによる日本語教室の開催により、地域の外国人の日本語学習を支援します。 ② ホームページやSNSなどを通じて、地域の外国人へ行政・生活情報をタイムリーに発信します。 ③ 英語通訳者による窓口での手続き援助や、県や市の国際交流協会と連携し日本で生活する上での相談体制を構築します。 ④ 世界家庭料理の会や国際理解教育講座など地域の外国人と市民との交流を通じて、多文化共生を推進します。

<p>関連計画</p>	<p>教育振興基本計画、男女共同参画*推進基本計画</p>
-------------	-------------------------------



青少年団派遣事業（ホワイトホース市）



青少年団受入事業（オレンジ市）

第5節

産学官連携による地域の将来を担う人材づくり

〔産学官連携〕

地域の高校や専門学校、大学等と市民や地域企業と連携した地域学習や地域の課題解決に取り組むことで、地域の将来を担う人材づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
産学官連携事業や政策形成に参加した 高校・専門学校・大学生の数	↗	2021年度から集計

現状・課題等

本市の若者は大学等への進学率が高く、進学のために転出した後、東京圏や他市町村に就職し、地元には帰ってこないといった傾向があります。

一般に、出身市町村に親しみを持つ人、高校時代までの間に地元企業を知っていた人は、将来出身市町村へのUターンを希望する割合が高いと言われており、地域の将来を担う人材を確保していくためには、大学等へ進学する前の段階でのアプローチが重要と考えられます。

本市には、4つの高校、1つの専門学校があり、筑波大学とは連携・協力に関する協定を締結しています。これらの学校の生徒や学生と、地域の民間企業やNPO*等によって地域課題を解決するプロジェクトに取り組むなど、若いうちから地元のことを学び、地域の人と関わりを持ち、活躍する体験をすることで、本市に愛着を持ち、進学時に出ていっても帰ってくる、また、市外にいても出身地として関わり続けるような人材の育成に取り組むことが必要と考えられます。

また、筑波大学との連携・協力に関する協定により、研究機関の持つ専門的な知見をまちづくりに生かしていくことも重要です。本市では、様々な審議会や委員会において、筑波大学の教員を委員に委嘱し、行政や市民との意見交換を行っています。

<p>(1) 地域の高校生・大学生、社会人による地域課題の解決を推進する (将来人材の育成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 高校・専門学校・大学、民間企業やNPO*と本市のコンソーシアム*を構築し、地域の特産品の活用や地域課題を解決するビジネス創出に取り組みます。 ② データに基づいた地域課題の共有が促進されるよう、オープンデータ*の整備やRESAS*の活用を推進します。 ③ 政策形成に関わる審議会や委員会等において市内在住の高校生や大学生の委員としての参加を推進します。
<p>(2) 専門的な知見をまちづくりに活用する (大学の知見活用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 筑波大学との連携・協力により、専門的な知見を活かした地域課題への適切な対応、活力ある地域社会の形成に取り組みます。

第6節

市民の声が市政に生きるまちづくり

〔情報共有・情報公開、市民参画〕

情報の収集・公開・発信、意見交換などにおいて多様な手法の効果的・積極的な活用と市政に活かす仕組みの構築により、市民と行政の相互理解に基づいた「協働」「共創」のまちづくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
選挙投票率	↗	市長選挙 37.8%、市議会議員選挙 42.2% (2019年)
市政に市民の意見が反映されていると感じる市民の割合	↗	市民意識調査により設定 (2021年度から)

現状・課題等

市民の満足度や幸福度の高い「協働」「共創」のまちづくりを進めていくためには、市民と行政の相互理解を深め、市民の声が行政に活かされていることを、市民が実感できていることが大切です。

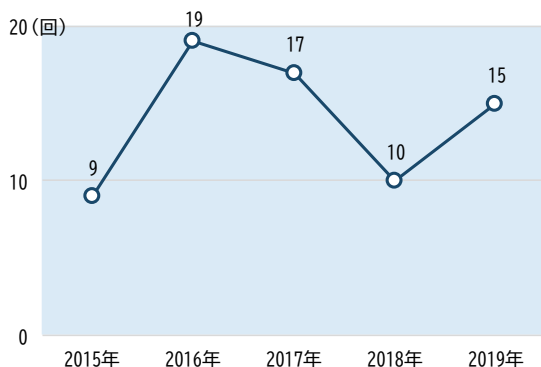
本市では、タウンミーティング*等による市民との意見交換や、各種アンケートによる市民ニーズの収集分析などを行っていますが、より多様な手法で市民の意見を収集して、市政に活かす仕組みづくりが必要です。

また、市民の積極的な市政への参加を促すためには、主権者意識*の醸成も重要ですが、直近の市長選挙の投票率は37.8%、市議会議員選挙は42.2%と低い水準となっています。

市議会議員は住民の代表であり、市民の意見が議員を通して市政に反映されていることを市民が実感できるよう、議会活動を積極的に発信するとともに、市議会議員と市民の情報交換の場づくりなど、議会を市民の身近なものにしていくための取り組みを一層進めていく必要があります。

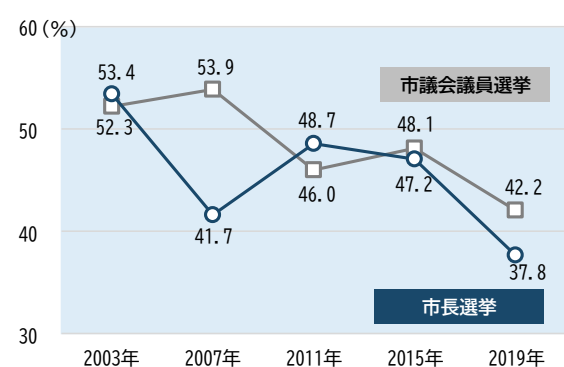
高度情報化社会となり、地域情報の収集・分析、発信する手段が多様化しています。各種統計情報や行政情報などを適切に管理し、最適な方法で公開、発信することで、市民とのタイムリーな情報共有を推進していくことも、「協働」「共創」のまちづくりのためには重要なことです。

タウンミーティング*の開催回数



資料：秘書課

選挙投票率



資料：総務課

<p>(1) 市民へ市政情報を伝えながら意見を集め施策に反映する (市民との情報交換と施策への反映)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① タウンミーティング*や行政区役員との意見交換会、毎年の市民満足度調査などにより、市民ニーズを積極的に把握します。 ② 広報紙、ホームページ、かっぱメール(牛久市メールマガジン)やコミュニティFMおよび出前講座*などにより、市政に関する積極的な情報発信を行います。 ③ 地域の推薦制度を活用した行政各種委員の選任などにより、地域ごとの課題を把握します。 ④ 公共施設への「市長への手紙」ポストの設置など、市民からの市政に対する意見や提案を多様な方法で受付し迅速に回答します。 ⑤ 各種行政計画策定時において、市民アンケートやパブリックコメントなどの実施により、市民ニーズや意見を把握します。 ⑥ 審議会や委員会等の傍聴や議事内容の公表により、政策形成過程の市民との共有を図ります。
<p>(2) すべての市民に身近な議会づくりを促進する (市民に身近な議会づくり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 牛久市議会だよりの発行や傍聴、ホームページによる議会中継・配信などにより、積極的に議会活動を発信します。 ② 議会報告会の開催など、市議会議員の活動報告や市民との意見交換の場づくりを進めます。
<p>(3) 市民の市政や選挙への関心を高める (主権者意識*の醸成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 選挙に関わる制度の周知や啓発活動などの実施により、市民の選挙への理解を促進します。 ② 主権者教育*や模擬議会などにより、小中学生期からの市政への関心を高めます。
<p>(4) 地域の統計情報を多面的に収集し活用する (統計情報の収集・活用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種統計調査の実施により、地域の課題等を定量的に把握します。 ② データに基づいた地域課題の共有が促進されるよう、オープンデータ*の整備やRESAS*の活用を推進します。
<p>(5) 情報の適正な管理・共有化を推進する (情報の適正管理)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① ファイリングシステム*などの活用により、行政文書を適正に管理し、庁内の情報共有環境の維持向上を図ります。 ② 公表制度の拡充により、市政等に関する情報を市民と積極的に共有します。 ③ 牛久市個人情報保護条例などに基づく個人情報の適正な取り扱いにより、個人の権利と利益の保護を推進します。
<p>(6) 市内外へのより効果的な情報発信を推進する (情報発信・シティプロモーション*強化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報紙、ホームページ、かっぱメール(牛久市メールマガジン)、コミュニティFM、FacebookやLINEなどのSNSの活用について、情報の内容や伝えたい対象などによって最適なツールを研究・実践し、情報入手に関する市民の満足度を高めます。 ② 情報発信の手法について庁内各課で共有し、情報に応じた適切なツールによる情報発信に努めます。 ③ シティプロモーション*専用のホームページやSNSを活用し、市内外に向けて本市の魅力を積極的にアピールしていきます。



公式 Facebook




公式 LINE



公式 Twitter

第5章 多様な世代が安心快適に 住み続けられるまち 【生活基盤】



参照指標	目指す方向	基準値
安心快適に暮らせるまちだと感じる市民の割合		市民意識調査により設定 (2021年度から)

第1節

「多極ネットワーク型コンパクトシティ*」による

持続可能な都市づくり〔立地適正化〕

2つの駅を核とした都市機能の誘導や小学校区単位の地域生活圏、これらをつなぐ公共交通軸の形成などによる「多極ネットワーク型コンパクトシティ*」を推進し、持続可能な都市づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
DID人口密度	↗	67.4人/ha（2015年）
市街地に生活利便施設が充実していると感じる市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

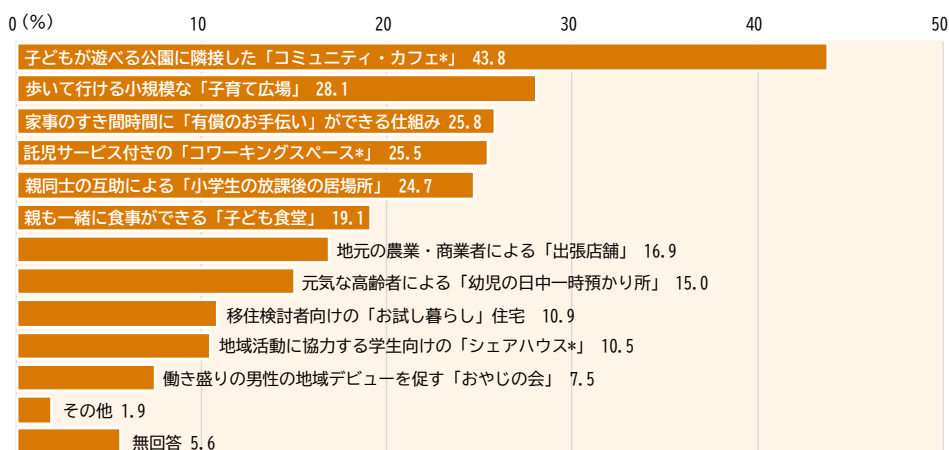
ひたち野うしく駅周辺地区は、子育て世帯の転入により人口が増加し、多くの商業施設が立地しています。しかし、牛久駅周辺地区や東部地区においては、高齢化と人口減少が進行し、空家の増加、商業店舗の撤退などが続いています。

こうした流れを食い止めるためには、行政や医療・福祉、商業など、生活に必要なサービスを一定のエリアに集約（コンパクト化）して効率性を確保していくとともに、各地域を各種の交通ネットワークで結び、すべての市民が必要なサービスにアクセスできる環境（こうした環境を「多極ネットワーク型コンパクトシティ*」といいます）を整備することが必要です。

空家や空き店舗については、地域の資産として、移住定住促進や子育て支援、多世代交流の拠点など、地域の世代循環形成のために官民で有効活用していく視点が重要です。

2019年12月に実施した「牛久市総合計画・総合戦略の検討に係るアンケート」において、世代が循環するために地域に「あったらいいな」と思うものについて調査をしたところ、16歳から39歳の市民は、「子どもが遊べる公園に隣接した『コミュニティ・カフェ*』や「歩いて行ける小規模な『子育て広場*』といった、子育て世帯の交流の場を求めていることが分かりました。

世代が循環するためには、あなた自身の地域（地区）にどのようなものが「あったらいいな」と思いますか。



資料：「牛久市総合計画・総合戦略の検討に係るアンケート」より

<p>(1) 牛久駅周辺地域に高次・広域的な都市機能と居住を誘導する (中心拠点の充実)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 牛久市の中心拠点として、また本市のにぎわい創出拠点として、商業施設をはじめ、交流や福祉サービス等の集積を促進します。 ② 国の支援策等の活用や本市独自の支援により、必要な都市機能を提供する民間施設の立地や公共施設の整備を推進します。 ③ 公共交通によって、中心市街地へ快適にアクセスできるように取り組みを推進し、まちの活性化に繋がっていきます。
<p>(2) ひたち野うしく駅周辺地域に日常生活を支える都市機能と居住を誘導する (地域拠点の充実)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 本市の北部の地域拠点として、便利で快適な生活を送るための商業、子育てサービス等の集積を促進します。 ② 地区計画を活用した良好な街並みの誘導を図り、自然環境と調和した職住近接型の住宅地の整備を進めます。 ③ 市街地に隣接する市街化調整区域においては、必要に応じて将来の市街化区域編入も視野に入れながら整備を検討します。
<p>(3) 地域コミュニティ拠点における生活利便性を維持・活性化する (地域生活圏の形成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 小学校を中心とした生活圏のほか、店舗や集会施設など一定程度の生活関連機能が集積し、周辺を含めた生活圏を形成している地域を地域コミュニティ拠点に位置付け、都市計画制度を踏まえながら、周辺地域の生活利便性の維持・向上を図ります。 ② 市街化調整区域の集落地においては、小学校区単位でのコミュニティ拠点の形成、道路や公園等生活基盤の維持、駅周辺の拠点地域との交通ネットワーク構築などを図ります。
<p>(4) 空家等を活用した世代循環形成と地域コミュニティの活性化を推進する (空家活用の推進)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 空家・空地バンク制度の活用、移住定住や親との同居・近居に関する支援制度の運用などにより、若い世代等への空家の流通を促進します。 ② 空家等を地域資源と捉え、地域福祉やコミュニティ活動などへの活用を図ります。 ③ 空家等の管理や賃貸・売買、相続等についての相談窓口を設置し、業者や専門家の紹介により管理不全空家の発生を防止します。 ④ 管理不全空家が発生し、所有者による改善がみられない場合は、法的な措置による解決を図ります。
<p>(5) 市民ニーズを活かし、時代にあった土地活用を推進する (適切な土地利用の推進)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 都市計画基礎調査に基づき、用途地域などの継続的な見直し・管理を行います。 ② 地区計画制度の活用や開発行為、建築行為への適切な指導などにより、地域住民の意向や地区の個性等を活かしたまちづくりを推進します。 ③ 市内の町名や地番等の見直しにより、分かりやすい町名・地番を実現します。

関連計画	都市計画マスタープラン、立地適正化計画、空家等対策計画
------	-----------------------------

第2節

まちのネットワーク化と人にやさしい交通環境づくり

〔交通ネットワーク〕

公共交通事業者との連携、スクールバスや総合福祉センター巡回バスなどの公共交通事業者以外の輸送サービスや自家用有償旅客運送の活用などにより、まちのネットワーク化と人にやさしい交通環境づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
地域性に合わせた公共交通が整備されていると 感じる市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

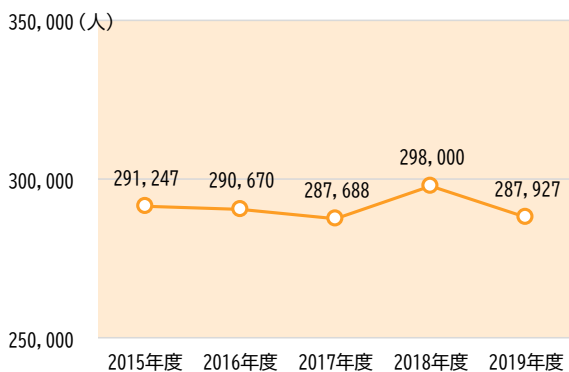
本市では、2つの駅を核とした都市機能の誘導や小学校区単位の地域生活圏、これらをつなぐ公共交通軸の形成などによる「多極ネットワーク型コンパクトシティ*」を推進しています。また、高齢化による運転免許証返納者の増加などにより、交通弱者が増加していることから、交通ネットワークの拡充が求められています。

市独自の公共交通として、市街地を循環するコミュニティバス*「かっぱ号」を運行するほか、新たに民間タクシー会社と連携し、デマンド型乗合タクシー*「うしタク」の運行を開始しました。また、障がい者や要介護者等で一人では公共交通機関を利用することが困難な方に対しては、社会福祉法人やNPO法人*等が「福祉有償運送」を実施、小坂団地を除く奥野地区では、NPO法人*が「交通空白地域有償運送」を実施しており、本市ではこれらの運営を支援しています。

こうした取り組みに加えて、スクールバスや総合福祉センター巡回バスなどの公共交通以外の輸送サービスも活用し、市民の交通利便性を確保していく必要があります。

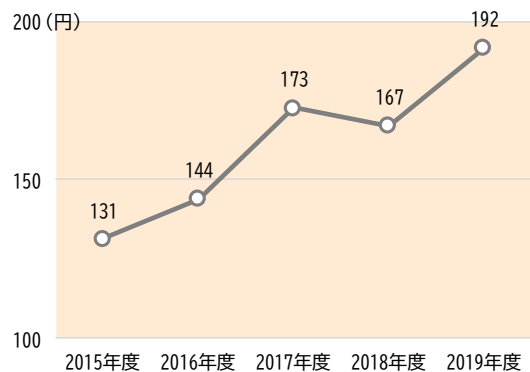
市内から市外への広域的な移動に関して、通勤通学者などによる公共交通の利用拡大を促していくことは、環境保全の面からも必要なことであり、路線バスとコミュニティバス*の結節性向上や、JR駅の利用環境向上などが求められています。

コミュニティバス*「かっぱ号」の利用者数



資料：政策企画課

「かっぱ号」利用者一人あたり補償金（市負担額）



資料：政策企画課

<p>(1) まちの拠点と地域生活圏との交通ネットワークを整備・改善する (市内公共交通ネットワークの整備)</p>	<p>① コミュニティバス*かっぱ号等と連携した路線バスの利用促進などにより、路線バスの存続、拡充を図ります。</p> <p>② コミュニティバス*かっぱ号の運行路線や便数・運行時間について、市民ニーズや利用状況を定期的に評価し、改善します。</p> <p>③ 総合福祉センター巡回バスや病院の送迎バスとコミュニティバス*かっぱ号との結節性を高め、市民の公共交通での移動を促進します。</p> <p>④ 民間タクシー会社と連携した乗合タクシーうしタクの運行により、市民の移動手段を拡充します。</p>
<p>(2) 近隣市町村へ移動しやすい交通ネットワークを構築する (広域公共交通ネットワークの整備)</p>	<p>① 隣接市町とのコミュニティバス*やデマンド型乗合タクシー*と本市の公共交通ネットワークの結節性を高めます。</p> <p>② 広域移動手段の拡充を図るため、牛久駅およびひたち野うしく駅発路線バスのつくばエクスプレス乗車駅等への便数増加を要望していきます。</p>
<p>(3) 交通弱者等の移動手段の確保・充実を推進する (交通弱者等の移動支援)</p>	<p>① ボランティア等による移送サービスへの支援により、公共交通空白地域における市民の足を確保します。</p> <p>② 福祉有償運送を行う団体への支援により、移動が困難な高齢者や障がいのある人の外出を支援します。</p> <p>③ コミュニティバス*かっぱ号、バス停、駅周辺のバリアフリー*化を推進し、だれもが移動しやすい環境をつくれます。</p>
<p>(4) 駅利用者の利便性を向上させる (JR常磐線利用環境の向上)</p>	<p>① 東京方面への通勤・通学者などの利便性向上を図るため、特急および中距離電車の東京駅・品川駅乗り入れ便の増加を要望していきます。</p> <p>② 駅周辺駐車場・駐輪場の整備などにより、自家用車や自転車からの乗り換え利便性向上を図ります。</p>
<p>(5) 市民の快適な自転車利用を促進する (自転車利用環境の整備)</p>	<p>① 自転車道の整備やコミュニティ・レンタサイクルシステム*の構築などにより、市民が安全で手軽に自転車を利用できる環境を整備します。</p> <p>② 駅前の放置自転車対策の強化や自転車利用者のマナー向上を促進し、自転車と歩行者が安全に共存できる環境を整備します。</p>

関連計画	地域公共交通計画
------	----------

第3節

にぎわいと活力のある魅力的なまちづくり

〔中心市街地活性化〕

官民連携による都市空間を活用した「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出や、空家・空き店舗等の遊休資産の再生・活用などにより、にぎわいと活力のある魅力的なまちづくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
牛久駅を中心とした市街地の活性化が進んでいると感じる市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

2017年2月の「エスカード牛久」のキーテナント*撤退、2018年12月の「牛久シャトー」の飲食店および物販店撤退は、市民にとって非常に残念な出来事となった一方で、中心市街地の重要性が見直されるきっかけになりました。

本市で毎年度実施している「市民満足度調査(市民アンケート)」において、第3次総合計画の147の施策について、「もっと充実してほしい施策」を選んでいただいておりますが、その中で「牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり」が2位となっています(3年連続2位、1位は「夜間や人通りの少ない地域における安全を確保する」で、これも3年連続)。

本市では、「エスカード牛久」と「牛久シャトー」の復活をかけて、「創生プロジェクト推進課」を立ち上げ、この2大拠点の振興に力を注いでいます。エスカード牛久については、食品スーパーやその他テナントを誘致、牛久シャトーについても市の出資法人を設立し、飲食店および物販店を一部再開するなど、復活に向けた取り組みを進めているところです。

市民の方々による、にぎわいづくりのための活動も行われています。牛久市商工会青年部主催の「うしくピザフェスタ」が恒例行事化するなど、「ワインと食の街うしく」を目指す取り組みも進められています。また現在、高校生のアイデアによる牛久シャトーの活性化にも着手しています。

高齢者や子育て中の親子、駅を利用する学生や会社員などが、歩いて楽しく過ごせるまちなかは、観光で訪れる人にも楽しいまちになります。そこで、行政内では関係各課が連携し、また行政と市民が連携して、道路環境や景観の整備、飲食店や商業店舗の誘致などを進めていく必要があります。

「もっと充実してほしい」と感じている施策トップ10※施策分類は牛久市第3次総合計画後期基本計画のもの

順位	施策	施策分類	回答割合
1	夜間や人通りの少ない地域における安全を確保する	防犯	70.8%
2	牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり	中心市街地	64.0%
3	交通事故の発生を防ぐ施設整備を推進する	交通安全	56.4%
4	市民の足を支える公共交通の利用環境を整備する	道路交通・公共交通網	52.9%
5	緑を守り自然にやさしいまちづくりを推進する	緑化	52.3%
6	地域の観光資源を磨き上げ活用する	商工観光	51.1%
7	だれもが快適に過ごせる「ひとにやさしいまち」をつくる	地域福祉	49.3%
8	生活環境を良好に保つための空き家対策を推進する	衛生環境	48.5%
9	安全で快適に利用できる道路環境を整備する	生活基盤	46.9%
10	まちの将来に必要な企業(産業)を誘致する	企業誘致	46.2%

資料・「令和元年度牛久市の行政サービスに対する市民満足度調査」より

<p>(1) 牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり (牛久駅周辺の活性化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 牛久駅から市役所に至る一帯において、牛久シャトーを中心に、市民も観光客も楽しめるまちづくりをすすめます。 ② エスカード牛久ビルへの商業店舗等の誘致や公共施設の整備などにより、市民の生活利便性向上を図るとともに、新たな人の流れづくりを進めます。 ③ 通学で牛久駅を利用する学生をターゲットにした施設の整備やサービスの誘致などにより、将来本市に住みたいと思う若者の増加を図ります。 ④ けやき通り等の歩道整備や沿道の商業活性化など、市民と行政の連携による魅力的なメインストリートづくりを推進します。 ⑤ 空き店舗を活用した牛久駅周辺への商店・飲食店等の誘致や開業の支援などにより、市民の交流や観光消費を促進します。 ⑥ まちづくり団体や商店会、商工会(青年部)等による自発的なイベントの開催支援などにより、市民主体のまちのにぎわいづくりを促進します。
<p>(2) ひたち野うしく駅周辺における未来を見据えたまちづくり (ひたち野うしく駅周辺の活性化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① ひたち野うしく駅周辺地区への小売店や企業の誘致により、住まいの近くで買物やしごとのできる環境づくりを促進します。 ② リフレプラザや駅前広場の活用などにより、ひたち野うしく駅周辺地区における地域住民の生活利便性向上や交流促進を図ります。 ③ 通学でひたち野うしく駅を利用する学生をターゲットにした施設の整備やサービスの誘致により、将来本市に住みたいと思う若者の増加を図ります。

<p>関連計画</p>	<p>都市計画マスタープラン</p>
-------------	--------------------



牛久駅



ひたち野うしく駅

第4節

すべての人が快適に暮らせるまちづくり

〔生活インフラ*〕

道路や雨水排水施設、下水道など、日常生活の基盤となる施設の計画的な整備やバリアフリー*対応などにより、快適に暮らせるまちづくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
道路や上下水道が適切に整備されていると感じる市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

道路や雨水排水施設、下水道などは、日常生活の基盤となる重要な施設です。

主要道路、幹線道路においては、国道6号牛久土浦バイパスの整備、城中・田宮線（市道23号線）の整備が進んでおり、市民を長年悩ませてきた牛久駅西側地域の渋滞緩和の実現に向かっていきます。

生活道路においては、年代の早い時期に整備された市街地に幅員の狭い道路や歩道のない道路、段差等の通行の危険な箇所があり、拡幅工事やバリアフリー*対応などの改良を順次進めています。

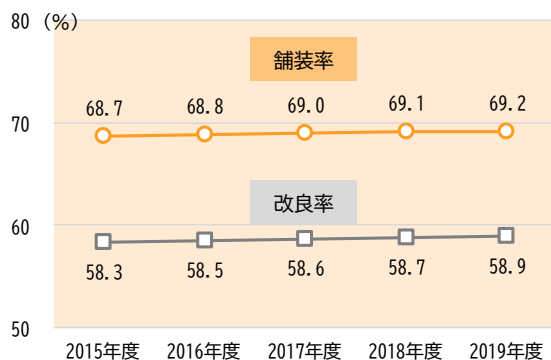
雨水排水施設についても、年代の早い時期に整備された市街地では、排水処理能力が不足している傾向があり、集中豪雨時に道路冠水被害等が発生しやすいため、流末となる雨水調整池*の整備から順次進めています。その効果もあり、冠水による道路の通行止めや、家屋への浸水被害など、大きな被害の発生件数は縮減傾向になっています。今後も更なる被害縮減のため整備を進めていきます。

下水道施設については、老朽化している施設が増加しており、計画的な更新などにより、ライフサイクルコスト*の低減を図っています。また、事業所等の不適切な排水による下水管の詰まりが発生するなどの問題が生じていることから、事業所排水に関する監視・指導を強化しています。

市街化調整区域の集落地については、各地域の生活環境の維持・向上を図るとともに、人口減少に対応するため、それぞれの集落地の魅力を田舎暮らし希望者等にPRしていくことも必要となっています。

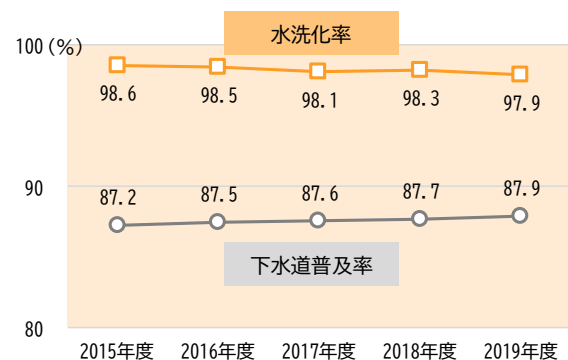
市営住宅については、低額所得者、高齢者、障がいのある人、ひとり親世帯等の住宅セーフティネット*として、計画的な改修や建替えなどにより、維持していく必要があります。

市道の舗装率と改良率



資料：道路整備課

水洗化率と下水道普及率



資料：下水道課

<p>(1) 便利で快適な移動を支える道路交通網を整備する (主要道路・幹線道路の整備)</p>	<p>① 国道6号牛久土浦バイパスの整備要望により、国道6号の渋滞緩和を図ります。</p> <p>② 城中・田宮線(市道23号線)などの幹線道路の整備により、市内の交通の分散化を促進します。</p> <p>③ 茨城県や沿線自治体と連携し、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の暫定2車線の4車線化について整備要望活動を継続的に実施します。</p> <p>④ 近隣市町村との連携により、市域を越えた広域的な移動の利便性向上と地域経済の活性化に資する道路交通網を整備します。</p>
<p>(2) 安全で快適に利用できる道路環境を整備する (生活道路等の安全確保)</p>	<p>① 幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備により、緊急車両の通行確保や防災性の向上を図ります。</p> <p>② 拡幅整備が困難な狭あい道路については、待避所の設置により自動車などの通行環境を整備します。</p> <p>③ 生活道路や市道の凹凸の早期発見・修繕など、各道路の適正な維持管理をすすめます。</p> <p>④ 通学路や危険箇所への歩道整備や交差点歩道へのポールの設置などにより、安全な歩行空間を確保します。</p> <p>⑤ 道路環境のバリアフリー*化により、高齢者やベビーカー利用者などが歩きやすい環境をつくります。</p>
<p>(3) 集中豪雨などによる浸水被害への対策を推進する (雨水排水施設の整備)</p>	<p>① 雨水管や排水施設の整備を推進し、集中豪雨などによる浸水被害防止を図ります。</p> <p>② 調整池*機能を持った緑地広場などの整備により、浸水被害の改善と下流施設への負担軽減を推進します。</p> <p>③ 根古屋川や結束川などの準用河川における改修・整備を推進します。</p>
<p>(4) 市内どこでも安心して水道が利用できる環境を整備する (水道水の安定供給)</p>	<p>① 茨城県南水道企業団に上水道の未整備地域への給水要請を行うことにより、水道水の安定供給を推進します。</p> <p>② 水道水を大切にする広報活動や、小規模水道等の管理および地下水の安全利用などに関する啓発活動を継続的に実施します。</p> <p>③ 地下水水質の汚染が明らかになった地点周辺で必要に応じ、県と協力し住民への周知および地下水の汚染状況の調査を実施します。</p>
<p>(5) 生活排水・事業用排水の適正な処理を推進する (下水施設の整備促進)</p>	<p>① 下水道未整備地域における高度処理型合併処理浄化槽*の設置を助成し、生活排水の水質浄化や衛生環境の向上などを促進します。</p> <p>② 家庭や事業所からの廃食用油の回収や事業所の排水に対する監視・指導などにより、下水管の保全と水質汚濁の防止を促進します。</p> <p>③ スtockマネジメント*計画に基づき、老朽化した下水道施設の計画的な点検・調査および修繕・改築を行い、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコスト*の低減を図ります。</p> <p>④ 公営企業として正確な原価計算、適切な料金算定を行い、安定した事業継続を図ります。</p>

(6) 集落地で安心して暮らせる環境を整備する
(集落地の環境整備)

- ① 市域の中央に位置し生活利便施設が集積する小坂団地を地域コミュニティ拠点と位置づけ、生活環境の維持・向上を図ります。
- ② 奥野生涯学習センター周辺地域を地域コミュニティ拠点と位置づけ、情報通信、交通手段等、生活環境の基盤整備を推進します。
- ③ 歴史・文化的資源や豊かな自然のある新地地区や遠山地区、城中地区等においては、道路等を整備し居住者と散策者の快適性を高めます。
- ④ それぞれの集落地の魅力や空家情報をとりまとめ、田舎暮らし希望者やサテライトオフィス*を検討する会社へPRしていきます。

(7) 住宅セーフティネット*を構築する
(市営住宅の整備)

- ① 低額所得者、高齢者、障がいのある人、ひとり親世帯などが最低限の居住水準を確保しつつ、健康で文化的な住生活を送ることができるよう、市営住宅を提供します。
- ② DV*被害者や被災時の一時的住宅困窮者等に対する空住戸の提供など、緊急時に対応した住宅を確保します。
- ③ 老朽化している市営住宅については、改修による長寿命化や建替えなどを計画的に実施していきます。
- ④ 福祉施策との連携により、介護がしやすく、高齢者や障がいのある人にも使いやすい住宅の供給を図ります。

関連計画

都市計画マスタープラン、市営住宅長寿命化計画



コミュニティバス「かっぱ号」



デマンド型乗合タクシー「うしタク」

第5節

事故や犯罪のない安心して住み続けられるまちづくり

〔安全安心〕

交通安全、防火、防犯などを市民と協働で取り組むことにより、安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、消費者被害に関する知識の普及啓発や支援の取り組みにより、すべての人の健全な消費活動を支えます。

参照指標	目指す方向	基準値
交通事故発生件数	▽	290件（2019年）
刑法犯認知件数	▽	701件（2019年）
交通ルール・マナーを守って生活している市民の割合	△	市民意識調査により設定（2021年度から）
犯罪被害にあわないよう注意して生活している市民の割合	△	市民意識調査により設定（2021年度から）

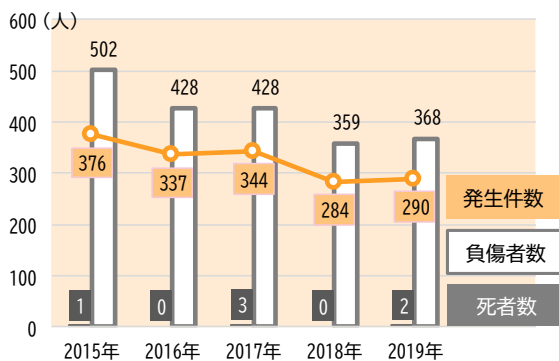
現状・課題等

市民の安全・安心の確保に関する行政への期待は大きく、本市で毎年度実施している「市民満足度調査（市民アンケート）」において、第3次総合計画の147の施策について、「もっと充実してほしい施策」を選んでいただいておりますが、「夜間や人通りの少ない地域における安全を確保する」が1位、「交通事故の発生を防ぐ施設整備を推進する」が3位となっています（どちらも3年連続、2位は「牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり」で、これも3年連続、110ページ参照）。

本市では、警察等と連携した防犯カメラの設置や防犯灯の設置、交通危険箇所における交通安全施設の整備、市民との協働による防犯活動などを進めてきましたが、犯罪被害や交通事故は依然として発生しており、交通安全や防犯に関する意識啓発を推進するとともに、ソフト面・ハード面での安全対策を進めていく必要があります。

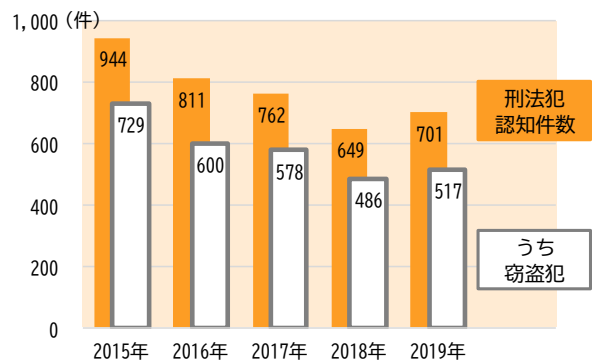
高齢化に伴い、消費者被害の増加も懸念されています。市民が健全な消費生活を営み消費者被害にあわないよう、意識啓発を推進するとともに、もし被害が発生した場合に早期解決を図るための、相談体制の充実・強化が求められています。

交通事故発生件数



資料：地域安全課

刑法犯認知件数



資料：地域安全課

施策の展開方向と取組内容

※網掛け部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 交通安全に対する意識やマナーの向上を促進する (交通ルール等の普及啓発)</p>	<p>① 交通安全指導隊*などの協力により、立哨指導や交通安全キャンペーンなどを実施します。</p> <p>② 交通安全教室を保育園や幼稚園、学校、シニアクラブ等で行います。</p>
<p>(2) 交通事故の防止と被害軽減対策を推進する (交通安全対策の実施)</p>	<p>① 牛久市交通安全対策協議会による協議をもとに、老朽化施設の更新、カーブミラーや交差点マークの設置等、交通危険箇所における交通安全施設の整備を進めます。</p> <p>② 幼児2人同乗用自転車の購入を助成し、幼児の交通事故による被害の防止や軽減を図ります。</p>
<p>(3) 交通事故当事者の経済的・精神的な負担を軽減する (交通事故当事者への支援)</p>	<p>① 県民交通災害共済の制度周知と加入促進などにより、交通事故当事者の経済的な負担軽減を図ります。</p> <p>② 交通事故に関する相談窓口の充実により、交通事故当事者の精神的な負担軽減を図ります。</p>
<p>(4) 防犯に取り組む意識を醸成する (防犯意識の向上促進)</p>	<p>① 街頭防犯キャンペーンや防犯診断などの市民と行政、警察の協働による啓発活動を推進します。</p> <p>② 広報紙やかっぱメール(牛久市メールマガジン)などによる情報提供により、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。</p> <p>③ 高齢者を狙った詐欺や窃盗、悪徳商法による被害を未然に防ぐため、警察や防犯連絡員協議会による広報や訪問指導、シニアクラブ向け防犯教室などの防犯啓発活動を推進します。</p>
<p>(5) 市民協働による犯罪の起こらない地域づくりを推進する (防犯活動の推進)</p>	<p>① 市民による防犯パトロールなど自主防犯活動を支援し、地域の防犯力向上を促進します。</p> <p>② 関係団体との連携により、地域での盗難防止や少年非行の抑止、暴力排除運動などの活動を推進します。</p> <p>③ 高齢者や重度障がい者を犯罪から守るため、緊急通報システム*や見守り台帳*を活用します。</p> <p>④ 子どもを犯罪から守るため、かっぱメール(牛久市メールマガジン)などにより地域安全情報を提供するとともに、市民による地域安全パトロールや防犯教室の充実を促進します。</p>
<p>(6) 夜間や人通りの少ない場所における安全を確保する (防犯灯・防犯カメラの整備)</p>	<p>① 行政区と連携し、効果的な防犯灯の整備を推進します。</p> <p>② 公園や公共施設、まちなかへの防犯カメラ設置などにより、犯罪の予防や早期発見に取り組めます。</p>
<p>(7) 市民の健全な消費活動を促進する (消費者意識の普及啓発)</p>	<p>① 消費生活講座や座談会などにおいて消費者意識を啓発し、健全な消費活動を促進します。</p> <p>② 地域において健全な消費生活の普及啓発の担い手となる消費者リーダーを育成します。</p> <p>③ 消費者教育*の推進により、自主的かつ合理的に選択できる消費活動を行える消費者を育成します。</p>
<p>(8) 消費者被害の回避と解決促進を支援する (消費者の保護)</p>	<p>① 消費者問題に関する知識の普及により、市民の消費に関わるトラブルの未然防止を図ります。</p> <p>② 消費相談体制の充実・強化により、消費者被害が発生した場合の迅速かつ適切な処理を促進します。</p>

関連計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第6節

すべての人の命を守る災害に強いまちづくり

〔国土強靱化〕

大規模災害などにおいて、すべての人の命・身体・財産が適切に保護される災害に強いまちづくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
市の防災・救急体制が整っている と感ずる市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

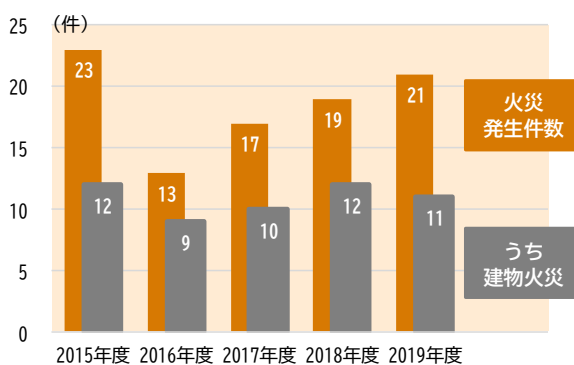
2018年12月、国は「国土強靱化基本計画」を閣議決定しました。「国土強靱化」とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

首都直下型地震などによる甚大な被害が想定される中、東日本大震災や関東・東北豪雨をはじめとする過去の教訓を踏まえ、災害による被害を最小化する「減災」の取り組みとして、災害への備えや地域防災力の強化、発災時の応急対策の充実が必要となっています。

市民の防災意識の向上、情報伝達手段の確保、防災設備の配備、発災時の生活支援や救護体制の整備などを推進し、また近隣市町村や民間企業等との連携・協力体制の確保などについて、実際に起こり得るリスクを特定したうえで、適切な備えをしておくことが求められています。

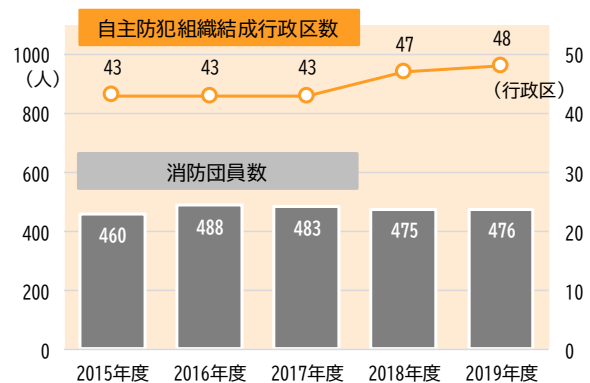
市民の防災意識は高く、行政区ごとに自主防災組織*が形成され、また地域の防災リーダーとなる防災士*資格を取得する市民も多く、地域ごとの防災訓練も実施されています。本市では、こうした自発的な取り組みが市内全域に広がるよう、活動資金や資格取得資金などを支援しています。

火災発生件数



資料：防災課

自主防災組織結成行政区数と消防団員数



資料：防災課

<p>(1) 平時において防災への意識向上を促進する (防災に関する啓発)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報紙やパンフレット、インターネット、コミュニティFMなどを活用した防災情報の発信により、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。 ② 防災の専門家を活用した防災や危機管理に関する助言や意見交換会、講演などを実施し、官民の防災意識や災害への備えの強化を促進します。 ③ 災害リスクの特定や分析を行い、災害に対する課題や対応方を明確にすることにより、防災意識や防災対策の強化を促進します。
<p>(2) 災害時等に迅速に対応できる体制づくりを推進する (防災・救急体制の強化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 自主防災組織*の活動支援や防災士*資格取得支援などにより、地域主体の防災体制の育成・強化を促進します。 ② 消防署、消防団、警察、自主防災組織*、行政区や行政機関などの関係団体・機関の連携により、地域防災力の強化を推進します。 ③ 防災行政無線やインターネット、コミュニティFMなど多様な情報伝達手段を活用し、必要な情報を市民に伝えます。 ④ AED*の配備や救命講習会の実施などにより、災害発生時に地域で救命活動を行うことができる体制を整備します。 ⑤ 避難行動等に配慮の必要な市民(要配慮者)への支援活動が円滑に行われるよう、見守り台帳の整備・活用を図るとともに、民生委員児童委員*や自主防災組織*との連携・連絡体制を整備します。 ⑥ 農地の荒廃や地域経済へ影響を及ぼす風評被害などの二次災害を発生させないよう、関係団体・機関との連携体制を整備します。
<p>(3) 災害に強い地域づくりに向けた基盤整備を推進する (防災施設・設備の整備)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 耐震化に関する市民意識の啓発および、耐震化へ寄与する事業の実施を行います。 ② 地域コミュニティ単位に配慮し、災害時に救援や救護の拠点となる公共施設、避難所などの耐震化や機能の充実を推進します。 ③ 消火栓や防火水槽の適切な場所への新設・維持管理、防災資機材や備蓄品の購入・管理により、災害時における被害軽減を図ります。 ④ 行政区集会所への井戸の設置や小・中学校の井戸に揚水施設を整備し、非常用の水源を確保します。 ⑤ 太陽光発電や蓄電池、電気自動車などにより、非常用の電源を確保します。 ⑥ 市内河川の越水危険箇所について、堤防の点検・補強などの防止策を講じるよう管理団体に要請します。 ⑦ 道路や汚水処理施設等を管轄している部局と連携を図り、災害時においても企業や市民に必要な最低限のインフラ*を確保します。
<p>(4) 広域連携等による災害への対応力強化を推進する (防災分野での連携・協力体制整備)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 稲敷広域消防への運営参加により、常備消防の消防力・防災力の一層の強化を推進します。 ② 茨城県広域避難計画に基づき、避難元市町村や関係団体などと協議・調整し、広域避難者の受入・支援体制の構築を図ります。 ③ 救援物資の供給、電力供給、情報伝達、福祉避難所の設置などにおいて、民間企業等との協力体制を整備します。 ④ 感染症流行時に自然災害が発生した場合における避難所の運用や被災者支援、医療体制の確保などについて、近隣市町村と連携した対策計画と実施体制の整備を進めます。

第6章 豊かな自然を守り育てる 優しさのあるまち 【環境】



参照指標	目指す方向	基準値
環境に配慮した取組を行っている 市民の割合		市民意識調査により設定 (2021年度から)

第1節

多様な自然と人々が共に生きるまちづくり

〔自然環境〕

市民、事業者、行政が、「自然との共生*」「生物多様性*の確保」といった、環境の保全や活用に必要な知識を学び、個々ができることや、協力しあってできることを考え、本市の財産である自然環境の保全に向けた取り組みを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
フクロウが繁殖活動を行っている箇所数	↗	4箇所（2019年度）
河川のBOD、湖沼のCOD	↘	小野川（小野川橋）2.0 mg/ℓ、 小野川（東端穴）1.3 mg/ℓ、 稲荷川1.1 mg/ℓ、牛久沼8.7 mg/ℓ
生物多様性*を保全する取組を行っている市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

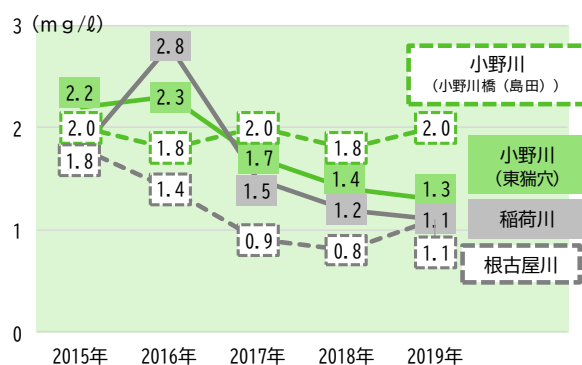
現状・課題等

本市は、1970年代以降、ベッドタウンとして急速な都市化が進みましたが、計画的な開発により市街地には公園や街路樹などの緑が多くあり、市街地の周辺にある豊かな里山や水辺環境、農地などには様々な生態系*が存在しています。

暮らしの身近にある里山や農地は、人が適切に利用することで、多くの生き物が生息していくことができるものです。しかし、手入れされずに放置されている山林や耕作放棄地が増加しています。また、市内を流れる多くの河川は、牛久沼や霞ヶ浦といった湖沼に流入していますが、この2つの湖沼は、富栄養化による水質汚濁が問題となっています。これらに加えて、本来地域に生息していない外来生物*も多く確認されており、その中には生態系*や人体、農業に悪影響を及ぼす生物もいます。

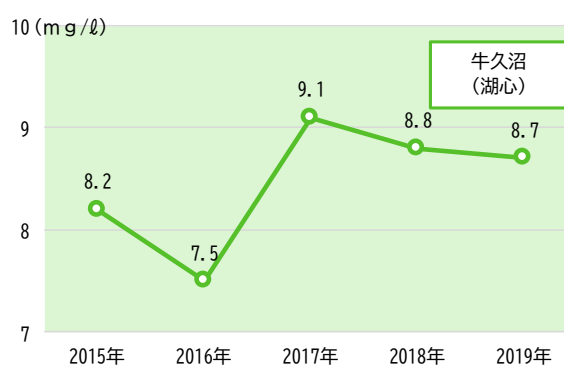
これらの問題を解消し、本市の貴重な自然環境を未来に受け継いでいくためには、行政、市民、事業者が、「自然との共生*」「生物多様性*の確保」などの環境保全や活用に関する知識を学び、それぞれが日々環境に配慮した行動を続けることや、地域住民やボランティア、NPO法人*、民間企業等との連携・協働による環境保全活動を推進していくことなどが重要です。

牛久市内の河川の生物化学的酸素要求量（BOD）75%値



資料：環境政策課

牛久沼の化学的酸素要求量（COD）75%値



資料：環境政策課（茨城県環境白書）

<p>(1) 自然や生き物を大切にす る意識を高める (環境保全に関する啓発)</p>	<p>① 環境に関する活動成果の発表の場を提供し、発表者のさらなる意識向上や新たな活動をはじめ市民の増加を促進します。</p> <p>② 「自然観察の森」を利用した自然環境学習および自然体験学習支援、市民参加型の自然環境調査などの実施により、自然にふれあう機会を提供します。</p> <p>③ 市内の自然環境や、貴重な生態系*、種の多様性についての調査を実施し、市の自然環境に関する実態把握を推進します。</p> <p>④ 市民・事業者・行政などが、生物多様性*の価値についての知識を共有し、里山や農地、河川を守る取り組みを進めます。</p> <p>⑤ 外来生物*に関する現状を周知するとともに、「入れない・捨てない・拡げない」という外来生物*被害予防三原則を啓発していきます。</p>
<p>(2) 自然や生き物と市民が共生する里山づくりを推進する (里山保全活動の推進)</p>	<p>① 「市民の森」「みどりの保全区」を設定し、自然環境における生態系*の保護と生息空間の保全を図ります。</p> <p>② NPO法人*や民間企業との協働により、谷津田の保全再生事業を推進します。</p> <p>③ 市内における「緑の少年団*」やボランティアの活動を支援します。</p> <p>④ 太陽光発電の設置について、環境影響評価*の実施や環境配慮ガイドライン*の活用などによる自然や景観の保護と地域住民の理解の確保を事業者に求めます。</p>
<p>(3) まちにうるおいをもたらす水辺環境を保全する (水質改善対策の推進)</p>	<p>① 市内を流れる河川について、定期的なモニタリング調査を実施します。</p> <p>② 小野川散策や牛久沼でのうなぎの放流・自然観察会などを実施し、市民が水質改善について考えるきっかけづくりを推進します。</p> <p>③ 流域の市町村などで構成する霞ヶ浦問題協議会や牛久沼流域水質浄化対策協議会の取り組みを推進します。</p> <p>④ 根古屋川や結束川などの準用河川における改修・整備を推進します。</p>

関連計画	環境基本計画、緑の基本計画
------	---------------

第2節

市民がやすらげる、自慢できる景観・公園づくり

〔景観・公園〕

牛久シャトーなどの歴史的建造物や宿場町の街並みや身近な公園や緑地、牛久沼や谷津田、里山などの豊かな自然資源を活かした、市民がやすらげる、自慢できる景観づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
景観を維持・改善する取組を行っている市民の割合	☑	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

本市の市街地には、牛久シャトーなどの歴史的建造物や宿場町の街並み、身近な公園や緑地があり、市街地の周辺には、牛久沼や谷津田、里山などの豊かな自然資源があり、これらの景観は、市民の暮らしにうまいとやすらぎを与えています。

本市は、2007年度に景観行政団体となり、本市の特性に即した適切な景観の誘導・規制措置をとることができるようになりました。2010年度には市民や事業者、行政が協働して、愛着を持ち、美しい景観を育てていくための指針として、「牛久市景観計画」を策定するとともに、「牛久市景観まちづくり条例」を施行しました。

牛久市景観計画では、市内全域を景観計画区域とし、開発や建築等の行為に際して、外観や色彩等に関する届出によって、地域の特性に応じた良好な景観の形成を誘導しています。

また、自分たちの公園は自分たちの手で管理するという考え方にに基づき、行政区や自治会が身近な公園や緑地を里子にみため、清掃・美化、花壇の手入れ、除草等の管理活動を行っており、市はこうした取り組みを支援しています（牛久市公園里親制度）。

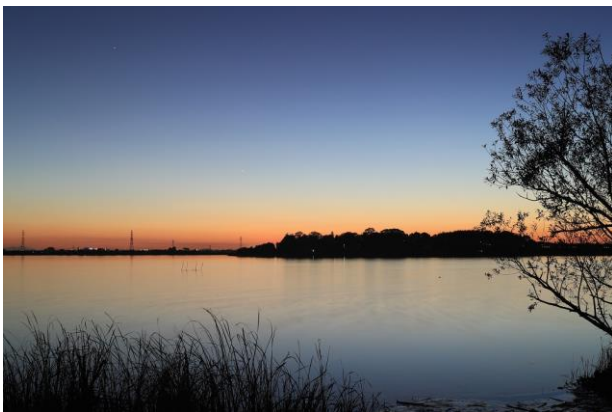
景観を守り育てていくことは、市民の地域に対する誇りや愛着を醸成するものです。また、良好な景観は、観光客の誘致などの地域活性化にもつながります。そのため、市民や事業者との協働による、本市の歴史や文化、自然資源を活かした「景観まちづくり」を、より積極的に進めていく必要があります。

建築物の景観形成基準抜粋（良好な景観づくりのためのルール）

	市内全域（重点地区除く）	重点地区									
		牛久沼周辺	遠山	結束	シャトー周辺						
位置	歩行者への圧迫感を軽減するよう配慮	眺望、景観資源に配慮 道路境界線から1m以上後退			景観資源に配慮						
形態意匠	高さは、圧迫感を生じないように配慮	10m以下			17m以下						
色彩	外壁、屋根、屋上設備等の外観の色彩（ベースカラー）は、以下の範囲とする。ただし、アクセントカラーとして慎重に用いる場合は、この限りではない。										
	色層	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP
	明度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
彩度	4以下	6以下	4以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	
（日本工業規格Z8721に定めるマンセル表色系による）											
材料	周辺地域の景観との調和に配慮	自然素材風			母屋は瓦に類するもの	シャトーカミヤの景観と調和	—				
外構・植栽	植栽は、高・中・低木の適切な配置に努め、緑化に配慮する。また、既存の樹木の活用に配慮	牛久沼に面して建築物が直接見えないよう高木を植栽	谷津田に面して	屋敷林の保全に配慮	植栽は、高・中・低木の適切な配置に努め、緑化に配慮する。また、既存の樹木の活用に配慮						
その他	自動販売機等の設置は、建築物や周辺地域の景観との調和に配慮	ゴミ集積所、その他の設置物等の配置は、建築物や周辺地域の景観との調和に配慮			自動販売機は、落ち着いた色彩	建築物のライトアップ等に配慮					

資料：牛久市景観計画より

<p>(1) 歴史や文化、自然と調和した景観づくりを推進する (景観形成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 景観形成に関する啓発や広報等による情報提供などを積極的に実施し、市民主体の景観形成を促進します。 ② 牛久市景観計画に基づく建築物や開発行為などへの指導・誘導、違反屋外広告物に対する適正指導により、歴史や文化、自然と調和のとれた街並みの形成を促進します。 ③ 生垣の設置や壁面緑化により、市街地における「みどり」の確保を推進します。 ④ 雑草が繁茂して景観悪化や近隣の住環境の悪化を招いている空地について、所有者への指導や所有者からの依頼を受け専門業者へ除草の依頼を行います。 ⑤ 市民や来訪者にわかりやすく、景観にも配慮したサイン(記号・表示・標識)を整備します。
<p>(2) 市民生活にやすらぎをもたらす公園・緑地を整備する (公園・緑地の計画的整備)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 市街地における緑地や都市公園の計画的な配置により、地域の防災避難場所の確保や市民の憩いの場の充実を図ります。 ② 公園の里親活動への支援などにより、市民参加による公園・緑地・街路樹の維持管理を促進します。 ③ 自然環境保全活動を行う市民と土地所有者の円滑なコミュニケーションを支援し、適正な緑地の維持を促進します。
<p>関連計画</p>	<p>環境基本計画、景観計画、緑の基本計画、公共サインガイドライン</p>



牛久沼



牛久市観光アヤマ園

第3節

資源が循環する「ゼロカーボン」のまちづくり

〔循環型社会〕

2050年までに地球温暖化の原因である二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることを旨す(ゼロカーボンシティ*の表明)とともに、ごみの減量、資源化、再生可能エネルギー*や新エネルギー*利用への取り組みなどにより、資源循環型社会*の構築を目指します。

参照指標	目指す方向	基準値
省エネ・再エネ対策によるCO2削減量	↗	第4期環境基本計画において設定
省エネ・再エネのための取組を行っている市民の割合	↗	市民意識調査により設定(2021年度から)

現状・課題等

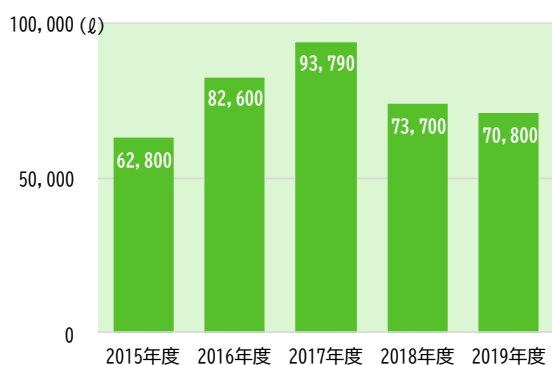
大量生産・大量消費・大量廃棄する社会経済システムは、自然環境に大きな負荷を与えており、地球温暖化、天然資源の枯渇、資源採取による自然破壊など、地球規模の環境問題をひき起こしています。本市でも、ゲリラ豪雨や竜巻など、地球温暖化がもたらす気候変動の影響と考えられる自然現象が発生しています。そのため、廃棄物の発生を抑制し、再利用、再資源化することや、省エネルギー*対策、再生可能エネルギー*の活用などといった、「資源循環型社会*」の構築が、世界的に求められています。

2020年10月の臨時国会にて、内閣総理大臣は、2050年までにカーボンニュートラル*(二酸化炭素の排出量と吸収量がプラスマイナスゼロの状態)、「脱炭素社会*」の実現を目指すことを宣言し、世界に発信しました。

本市では、以前から資源循環型社会*の構築に向けた取り組みを推進しており、2008年に「バイオマス*タウン構想」を公表し、2013年には国から「バイオマス産業都市*」の認定を受けています。主な取り組み内容は、耕作放棄地を活用した菜の花の栽培により菜種油を製造し、学校をはじめ近隣事業所に提供、また、廃食用油を燃料化して公用車や発電に利用する資源循環、剪定枝等をペレット化して公共施設の暖房に利用する再生エネルギー活用などを進めてきました。ごみの減量、資源化にも取り組んでおり、市民一人当たりのごみ排出量は少しずつ減少しています。

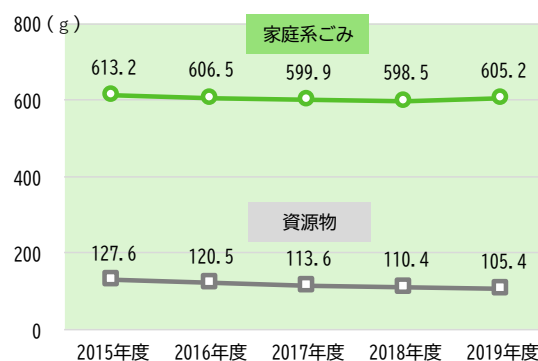
こうした中、本市では、2020年7月に「ゼロカーボンシティ*」として、カーボンニュートラル*を目指した取り組みをより一層進めていくことを表明しました。行政としては、率先して低炭素、脱炭素化*を進めるとともに、市民や事業者への普及啓発を行い、実践を支援していく必要があります。

廃食用油からのバイオディーゼル燃料*製造量



資料：環境政策課

市民一人一日当たりのごみ排出量



資料：廃棄物対策課

施策の展開方向と取組内容 ※網掛け部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市民や事業者の環境に配慮した活動を促進する (環境に関する普及啓発)</p>	<p>① 市民や事業者に対して循環型社会の形成に関する取り組みの普及啓発を推進します。</p> <p>② 「うしくエコオフィス行動計画」に基づき、庁内において環境に配慮した取り組みを率先して実行します。</p>
<p>(2) 行政、市民、事業所の省エネルギー*対策を推進する (省エネルギー*対策の推進)</p>	<p>① 市民と事業者向けのセミナー開催やパンフレットの配布などにより、省エネルギー*対策の普及啓発を推進します。</p> <p>② 高効率給湯器等を設置する家庭に対し、設置費用を助成します。</p> <p>③ 事業者に対し、国の支援制度を活用した省エネルギー*診断や資源利用効率の向上のための設備、クリーン技術の導入などをあっせんします。</p> <p>④ コミュニティバス*かっぱ号の利便性向上により、市民の自家用車利用の抑制を図ります。</p>
<p>(3) エネルギー等の地産地消を推進する (バイオマス*タウン構想の推進)</p>	<p>① 市民や事業者から回収した廃食用油からバイオディーゼル燃料*を製造し、燃料として利用します。</p> <p>② 剪定枝や建築廃材から木質ペレットを製造し、市内の公共施設等の空調の燃料として利用します。</p>
<p>(4) ごみの減量、分別に関する市民意識の向上を促進する (ごみ処理に関する意識向上)</p>	<p>① 広報紙やホームページなどを活用し、市民や事業者に対するごみの減量、資源化に関する積極的な情報提供を推進します。</p> <p>② 小・中学校および教育委員会等と連携し、工場見学などの環境教育を推進します。</p> <p>③ 小・中学生や一般家庭を対象としたごみの減量や資源化などのアイデア・ポスターの募集・公表により、ごみに関する市民の意識向上を促進します。</p>
<p>(5) ごみを減らし、再資源化する取り組みを推進する (ごみの減量、再資源化の推進)</p>	<p>① 「混ぜればごみ、分ければ資源」の考え方を普及し、市全体でごみの減量と再資源化を推進します。</p> <p>② 公共施設におけるごみ排出量の削減や、環境負荷の少ない製品の購入、普及を推進します。</p> <p>③ 生ごみ処理器を購入した世帯への補助や子供会・行政区のリサイクル事業への補助など、ごみの発生抑制や再資源化に関する取り組みへの支援を充実し、市民の取り組みのさらなる普及、拡大を促進します。</p>
<p>(6) 適切にごみ処理体制の確立を推進する (ごみ処理体制の確立)</p>	<p>① ごみの収集方法やごみ集積所の場所などの見直しを適宜実施し、収集業務の安全性・効率性等の向上を促進します。</p> <p>② 周辺自治体や関係諸団体との総合的な相互支援体制を構築し、大規模災害時におけるがれきなどの廃棄物の適正処理を図ります。</p> <p>③ 本市は焼却灰の最終処分場を有しないため、今後も複数の受け入れ先を確保するよう検討していきます。</p> <p>④ 牛久クリーンセンターの定期的な点検整備と、環境負荷の抑制や低減が可能となる技術を用いた延命化対策などを実施します。</p>

関連計画 | 環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、バイオマス*タウン構想、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第4節

人と地球にやさしいまちづくり

〔環境衛生〕

大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、不法投棄など、環境悪化につながる問題に取り組むことにより、人と地球にやさしいまちづくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
騒音・振動・悪臭等の相談件数	▽	13件（2019年度）
街をきれいにする取組をしている市民の割合	▲	市民意識調査により設定（2021年度から）

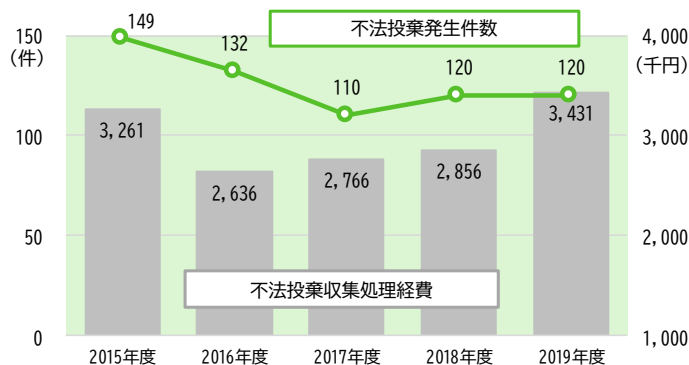
現状・課題等

市民生活の多様化や生活利便性の追求などにより、市民の生活環境が変化した結果、自動車の騒音や排気ガスによる大気汚染、廃棄物の不法投棄、屋外焼却や畜産に由来する悪臭等、日常生活から発生する都市生活型公害が発生しており、対策が求められています。

現代の工業技術等の進歩により、多種多様な物質が生産されている一方で、これまで知られていなかった化学物質、内分泌かく乱物質*等の有害性についての知見も明らかにされてきています。私たちは、これらの正しい情報を収集するとともに、正しい使用をすることで、各種汚染を予防する必要があります。

犬や猫だけでなく、様々なペットを飼う家庭が増える一方で、飼い続けることが困難になって捨ててしまう人も多くなっています。飼育放棄による野良犬や野良猫の害だけでなく、外来種等の遺棄は生態系*の破壊にもつながるおそれがあります。ペットの遺棄は犯罪であることを周知するとともに、動物の飼い主としてのマナー等の啓発などにより、市民と動物が共生できる社会づくりをすすめる必要があります。

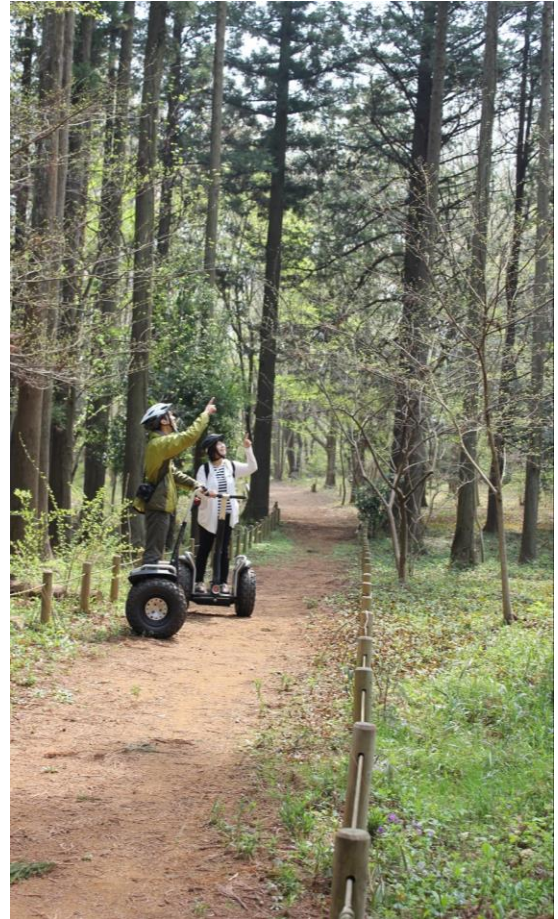
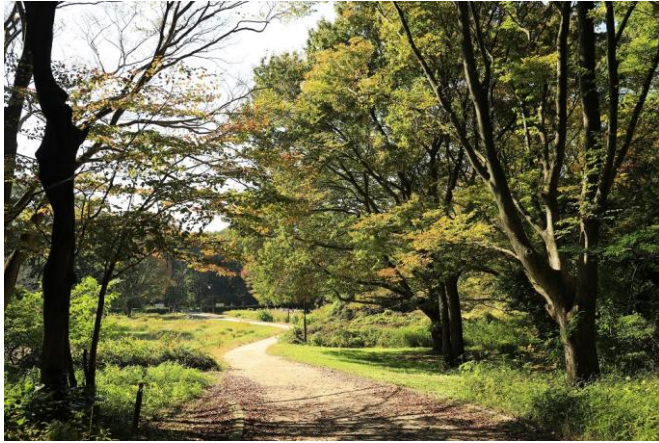
不法投棄発生状況と収集処理経費



資料：廃棄物対策課

<p>(1) 空気のきれいなまちづくりを推進する (大気環境の保全)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① PM2.5*や自動車排気ガスなどによる大気汚染の状況について、正確な情報を収集し、公表します。 ② エコドライブやアイドリングストップ、公共交通や自転車利用の促進など、大気環境にやさしい取り組みを推進します。 ③ 煤煙発生施設、屋外焼却行為などに対する監視・指導を推進します。 ④ 道路や交差点の整備等により渋滞緩和を促進し、自動車排気ガスの排出量の抑制を図ります。
<p>(2) 騒音や悪臭、土壌汚染等に悩まないまちづくりを推進する (公害対策の推進)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 自動車騒音や振動などについて定期的なモニタリングを実施し、警察等との連携により対策を講じます。 ② 工場や建設現場などから発生する騒音や悪臭、振動などに対する監視・指導を推進します。 ③ ダイオキシンなどの有害化学物質や放射能に関する情報を収集し、問題が発生した場合は適切に対処します。 ④ 市内の企業や各種団体、警察などとの連携を強化し、不法投棄に関する情報網の構築や不法投棄への対応強化を推進します。
<p>(3) 動物と市民がともに暮らせるまちづくりを推進する (動物愛護・適正飼育)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 畜犬の登録や狂犬病の予防接種など、ペットに関する飼育のルールの周知を図ります。 ② ペットの飼い主に対する飼育マナー向上などの啓発活動を実施し、市民と動物が共生できる環境をつくります。 ③ 去勢または不妊手術費用の一部を助成することにより、無秩序な繁殖による近隣への被害や迷惑を予防します。
<p>(4) 周辺環境に配慮した墓地や埋火葬の適正な管理を推進する (墓地や埋火葬の適正管理)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 墓地に関する情報を適正に管理します。 ② うしくあみ斎場の安定的な稼働を支援します。

関連計画	環境基本計画
------	--------



牛久自然観察の森

第7章

行政が市民に信頼 されているまち 【行政運営】



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



参照指標	目指す方向	基準値
行政運営が適切に行われていると 感じる市民の割合		市民意識調査により設定 (2021年度から)

第1節

市民が利用しやすい、やさしい窓口づくり

〔窓口サービス〕

ICT*を活用した総合窓口の機能向上やマイナンバーカードの活用などにより、市民の利便性を高めつつ、多様な相談に適切に対応できる窓口づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
マイナンバーカード普及率	↗	24.2% (2020年11月)
オンライン申請数	↗	45件 (2021年度)
窓口の対応が以前より親切になったと感じる市民の割合	↗	市民意識調査により設定 (2021年度から)

現状・課題等

2020年12月、国は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、2021年9月の「デジタル庁」設置に向けて準備を進めています。

この基本方針において、「デジタル社会の目指すビジョン」を次のように示しました。

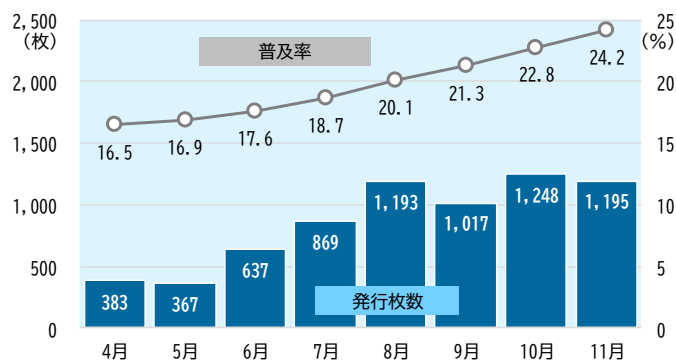
デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会
～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～

これは社会全体のデジタル化を目指すものですが、その中で行政の窓口サービスについては、子育て、介護、引越、死亡・相続、企業の社会保険・税、法人設立等について、手続きのデジタル化、ワンストップ*化を推進することとしています。それに加えて、行政側からプッシュ型*で各種サービスを提供することも可能になるとしています。

なお、これらのサービスを実現するためには、マイナンバーカードの普及が大前提であり、2022年度末には、ほぼ全国民にカードが行き渡ることを目指して普及を強力に推進し、また、これらを国全体で進めていくため、全国共通の仕様に基づいたシステムの導入を推進していくこととしています。

新システムの導入後には、市民だれもがデジタル化のメリットを享受できるよう、職員によるサービスとデジタルのサービスを効果的・効率的に提供する方法を検討していく必要があります。

マイナンバーカードの発行枚数と普及率



資料：総合窓口課

(1) ICT*の活用による市民サービスの利便性向上を推進する

(ICT*活用による利便性向上)

- ① 必要な手続きの申請書類の一元化やオンライン申請などにより、来庁者の滞在時間の短縮を図ります。
- ② マイナンバーカードを活用したオンライン申請や証明書等のコンビニ交付など、来庁せずにできる手続きによる利便性の向上を図ります。

(2) 市民が安心して利用できる窓口づくりを推進する

(窓口サービスの満足度向上)

- ① ICT*の活用などにより、職員が専門的な業務、複雑な相談対応などに集中でき、来庁者が満足できる体制整備を進めます。
- ② 土曜日・日曜日の市役所および出張所での業務等について、取扱い業務の拡充や開庁時間の見直しなどを検討します。



牛久市役所

第2節

地域に密着した職員、コンプライアンス*重視の組織づくり

〔行政組織〕

人員の適正配置、ICT*等を積極的に活用した事務作業の効率化により、職員が地域により密着した仕事のできる環境づくりを進めます。また、新たな発想で挑戦できる職員の育成やコンプライアンス*を重視した組織づくりを進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
常勤職員数	↗	357人（2020年度）
何かあったら相談できる市の職員がいる市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

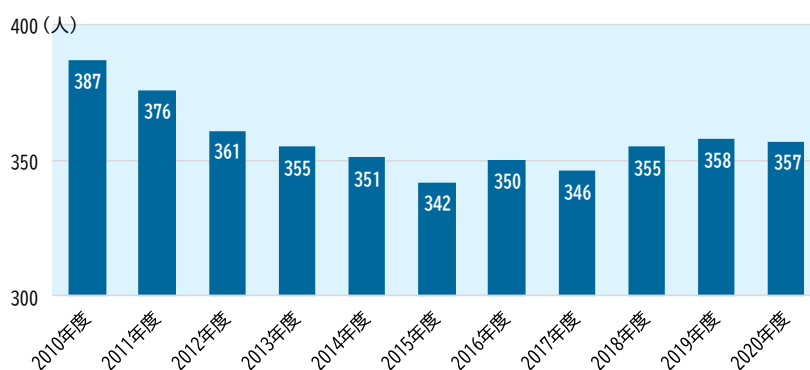
本市の職員数は、同規模の人口や産業構造の自治体と比較して少なく、安定した行政サービスを継続し、さらなる行政サービスの向上に取り組むための人員を確保するためには、年齢構成の適正化を図りながら、計画的に職員を採用していくことが必要となっています。

また、変化の激しい時代の流れの中では、地域課題や市民ニーズも多様化しており、課題に合わせて庁内の様々な部署の業務や職員が連携して対応していけるような組織風土や体制づくりが重要であり、それに加えて、そのような組織の中で活躍できる職員を育成していくことが重要です。

これらに合わせて、ICT*等を活用した業務の効率化や事業の統廃合、民間委託などによるスリム化を進め、職員が、より地域に密着した仕事のできる環境づくりも必要となっています。

こうした中、国は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を進め、2025年までには、国民生活に直接関係する部分について新基準に適合したシステムへの移行を目指すとしています。これにより、システムの維持管理や制度改正時の人的・財政的負担が減り、また、制度改正等による新たな行政サービスを迅速に提供可能になることが期待できるとしています。

市の職員数



資料：人事課

<p>(1) 多様化する課題やニーズに柔軟に対応できる組織をつくる (組織体制の整備)</p>	<p>① 業務の棚卸しや内容精査により、標準化可能な業務や自動化可能な業務について、外部委託やICT*の活用を進めます。</p> <p>② 各部課等の業務の横断的な把握・管理、組織の新設・統廃合などにより、多様化する地域課題や市民ニーズに適切に対応できる組織体制を整備します。</p> <p>③ 緊急かつ重要な課題が生じた場合には、特定プロジェクトの設置による全庁協力体制の構築などにより、柔軟かつ効果的・効率的な対応を推進します。</p>
<p>(2) 行政サービスの質を高める職員を採用する (計画的な職員採用)</p>	<p>① 再任用職員や会計年度任用職員*を含めた総人件費を考慮しながら、計画的な職員の採用を進めます。</p> <p>② 豊富な経験、専門的な知識を有した人財の確保と、年齢層のバランスを図り、将来の本市行政を担う「志」や「使命感」を持った若手の採用に積極的に取り組みます。</p>
<p>(3) 市民に信頼され課題に挑戦する職員を育成する (人財の育成)</p>	<p>① 行政事務の適正性を確保するため、監査の実効性や独立性・専門性の向上、議会の監視機能の適切な発揮、市民に対する透明性の確保に努めます。</p> <p>② 地域全体に対する奉仕者として必要な法令等の知識、倫理観、公平・中立な姿勢を備えた職員を育成します。</p> <p>③ ICT*活用による効率化により、地域に密着した仕事のできる環境づくりを進めるとともに、広い視野と新たな発想をもって挑戦できる職員の育成を図ります。</p> <p>④ 積極的な能力開発や納得性の高い人事評価と配置、健全な勤務条件の確保、福利厚生の実施などにより、職員が心身ともに健康で、高い意欲を持って働くことができる職場環境づくりを推進します。</p>

<p>関連計画</p>	<p>行財政改革大綱・人材育成基本方針</p>
-------------	-------------------------

第3節

近隣市町村や民間との連携による時代にあった

サービスづくり〔広域行政・民間委託〕

広域行政サービスの展開、事業の民間委託、指定管理者制度の活用などにより、経済合理性を高めつつ、市民ニーズに対応していきます。

参照指標	目指す方向	基準値
広域行政・民間委託の効果（見込対実績）	↗	2021年度から集計

現状・課題等

交通網の整備や情報通信手段の急速な発達により、市民の活動範囲は広域化しています。また、地域の課題や市民ニーズが多様化・複雑化しており、財政制約が一層強まる中で、単独の自治体ですべての行政サービスを提供していくことが難しくなっています。

こうした中、本市においては、消防・救急や上水道など、広域行政サービスを提供しており、災害時等においては、近隣市町村との相互応援協定などを締結しています。

近年、公共事業において民間の資本やノウハウを活用する手法や事例が増加しています。

民間企業の経済合理性やサービスのノウハウを活用することによって、適正価格で質の高い行政サービスを提供していくことは、市民にとっても行政にとっても有益なことであり、また、地域の雇用増加にも貢献できることから、「民間に任せられるものは民間に任せる」といった視点で業務を洗い出し、適切な手法で民間委託を実施していくことが求められています。

現在実施されている広域行政サービス

行政サービス名	実施機関
1. 消防	稲敷地方広域市町村圏事務組合
2. 救急	稲敷地方広域市町村圏事務組合
3. 水防	利根川水系県南水防事務組合
4. 上水道	茨城県南水道企業団
5. 火葬場	牛久市・阿見町斎場組合
6. 斎場	牛久市・阿見町斎場組合
7. し尿処理	龍ヶ崎地方衛生組合

資料：政策企画課

<p>(1) 市民ニーズと時代の変化に対応した広域行政を推進する (広域行政の推進)</p>	<p>① 消防・救急や上水道、し尿処理施設、火葬場・斎場などの広域行政によるサービスを継続的に実施します。</p> <p>② 周辺市町村等との連携強化などにより、市民ニーズや時代の変化に対応した新たな広域行政サービスを検討し推進します。</p> <p>③ 国と地方公共団体のITシステム統一化の方針が示された中で、多様なデータ連携を活用したサービスの充実を検討し、推進します。</p>
<p>(2) 民間のノウハウ活用による経済性とサービスの向上を推進する (民間委託の推進)</p>	<p>① 事業の民間委託、指定管理者制度の活用、公設民営方式の導入などにより、民間資本とノウハウによる経済合理性とサービスの質の向上を図ります。</p> <p>② 業務のアウトソーシング*などにより、地域の雇用増加や市民の視点によるサービスの改善に取り組めます。</p>

第4節

公共施設の整備による安定した行政サービスの提供

〔公共施設〕

公共施設等の市有財産について、施設の長寿命化や配置・規模の適正化、民間資金の活用や受益者負担の適正化などにより、将来にわたって安定した公共サービスを提供していきます。

参照指標	目指す方向	基準値
公共施設が適切に管理・整備されていると 感じる市民の割合	☑	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

本市の学校などの公共施設、道路などのインフラ*資産の多くは、昭和50年代から平成初期にかけて建設・整備されたものであり、老朽化が進行しています。また少子高齢化に伴い、生産年齢人口の減少による税収の減少、社会保障費用の増加により、財政状況が厳しくなっていくことも予想されます。

こうした状況を踏まえつつ、安全で安心に利用できる施設を提供していくためには、予防保全を原則とした計画的な維持管理により、施設の性能や安全性を確保するとともに、更新等にかかる費用を抑制し、財源負担を軽減していくことが必要です。

また、牛久駅周辺地区や東部の農村地域等と、ひたち野うしく駅周辺地区とでは世代構成が大きく異なり、地域によって公共施設等に求められる性能やニーズも異なっています。

こうした中で、市民ニーズや時代の変化に対応した施設性能の向上や、サービスの提供を進めていくためには、民間活力の導入などにより、民間の視点を取り入れていくことも重要となっています。

新型コロナウイルス感染症の流行により、公共施設や公用車の感染症対策の重要性が認識されるようになりました。パーティションの設置や換気の徹底、会議等におけるフィジカルディスタンス*の確保などに取り組んでいますが、職員の業務スペースをはじめ、適当な距離を確保することができない場所が数多くあることがわかりました。

今後については、クラウドシステム*等の導入により在宅勤務や分散勤務などが効率的に実施できるようになることや、オンラインで完結する手続きを増やして市民と職員の接触機会を減らすことなど、市民と職員の安全確保を進めていくことが必要となっています。

<p>(1) 予防保全による公共施設の長寿命化を推進する (公共施設長寿命化の推進)</p>	<p>① 法定点検と日常点検の実施により、施設や設備の劣化や損傷等の状況を把握し適切な時期に修繕することで、施設性能の低下や事故を未然に防ぎ、財政負担を抑制します。</p> <p>② 老朽化が進行し高度の危険性が確認された施設や今後の利用見込みのない施設については、解体、除去等の対策を講じます。</p> <p>③ 施設の劣化状況や利用状況等を勘案した優先度を設定し、計画的な更新等を実施します。</p>
<p>(2) 市民ニーズや時代にあった施設整備を推進する (公共施設利用環境の整備)</p>	<p>① 施設のバリアフリー*化やユニバーサルデザイン*の導入等を検討し、時代や市民ニーズに即した施設性能の向上に努めます。</p> <p>② 民間活力の導入により、民間の視点による施設の利用環境の向上や経営の効率化を促進します。</p>
<p>(3) 公共施設、公用車等を適切に維持管理、運用する (公共施設、公用車の管理運用)</p>	<p>① 市役所、生涯学習センター、運動公園をはじめ、市内各公共施設を適切に維持管理し、利用者が快適に利用できる環境を提供します。</p> <p>② スクールバスや総合福祉センター巡回バスなどとして活用しているバスや公用車について、適切な維持管理、配車や運行管理により、トータルコストの削減を図ります。</p> <p>③ 省エネルギー*対策、受益者負担の適正化、未利用財産の処分などの様々な取り組みにより、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源確保を図ります。</p>
<p>(4) 公共施設や公用車における感染症対策を推進する (公共施設の感染症対策)</p>	<p>① 手が触れやすい部分の除菌やパーテーションの設置、フィジカルディスタンス*の確保対策などを推進します。</p> <p>② 利用者に対して「いばらきアマビエちゃん」の利用を勧めます。</p>

<p>関連計画</p>	<p>公共施設等総合管理計画</p>
-------------	--------------------



牛久運動公園武道館



牛久市立中央図書館

第5節

課税や契約行為における公平性や透明性の確保

〔課税・契約〕

適切な課税と徴収により、税負担の公平性を維持し、安定した自主財源を確保します。また、入札や契約行為における適正な監査・検査により、公平性と経済合理性を確保します。

参照指標	目指す方向	基準値
課税や契約行為の状況がわかりやすく公表されていると感じる市民の割合	↗	市民意識調査により設定（2021年度から）

現状・課題等

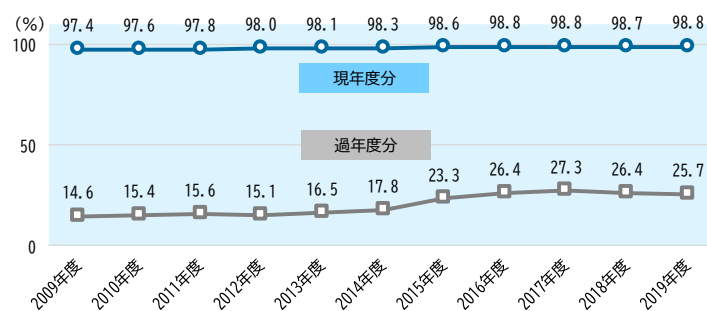
税負担の公平性の維持と自主財源の確保のためには、徴収率の向上が重要です。本市では、市税の納付方法について、口座振替、コンビニ納付の他、新たにスマートフォンアプリによる納付を加えて利便性を高めています。また、休日相談・夜間相談の実施により、滞納者等の徴収率向上に取り組んでいます。

行政が市民から信頼を得るためには、行政運営における公平性や透明性、経済合理性の確保が非常に重要です。本市では、入札や契約行為、監査や検査の結果等について公表しています。

2019年6月、「新・担い手3法*」が成立・公布されました。これは、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（建設業法・入契法）」と「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（品確法）」の2つの改正法で構成されており、建設業者の働き方改革の促進、建設現場の生産性向上、災害時の緊急対応の強化・持続可能な事業環境の確保といったテーマで基本理念や法律が見直されています。

本市は発注者として、工期の適正化や施行時期の適正化および平準化、社会保険加入状況や法定福利費の確認などにより、建設業者および建設労働者が適切な環境で業務を遂行し、適切な品質の工事ができる契約を締結する必要があります。

市税収納率



<p>(1) 税の公平性を維持し自主財源を確保する (市税の公平な賦課徴収)</p>	<p>① 課税客体の的確な把握による公平な賦課徴収を実施します。</p> <p>② 税滞納者に対する納税相談など、市民がより納付しやすい環境の整備を推進します。</p> <p>③ 積極的な滞納整理により現年度および過年度滞納額の徴収率を向上させ、滞納増を防ぎ、滞納額の減少を図ります。</p> <p>④ 税以外の各種料金などにおいても公平性を担保する対策を講じます。</p>
<p>(2) 適正な監査や検査、審査により公平性、透明性、経済合理性を確保する (適正な監査、検査等の実施)</p>	<p>① 入札や契約行為、監査、検査を適切に行い、公平性や透明性、経済合理性の確保を図ります。</p> <p>② 新担い手3法*に基づき、公共工事等の価格、工期などにおける適正な契約を行うことにより、建設業者等の働き方改革や生産性の向上、工事の品質確保などを促進します。</p>

<p>関連計画</p>	<p>行財政改革大綱</p>
-------------	----------------

第6節

財政運営の透明性、納得性の確保

〔財政運営〕

財務書類を適切に作成し、経年変化や類似団体間比較を資産管理や予算編成などに活用していきます。また、市民等への分かりやすい財政情報開示に取り組むなど、透明で納得性の高い財政運営を進めます。

参照指標	目指す方向	基準値
積立金残高比率	↗	30.3% (2019年度)
実質公債費比率	↘	2.4% (2019年度)
市の財政状況がわかりやすく公表されていると 感じる市民の割合	↗	市民意識調査により設定 (2021年度から)

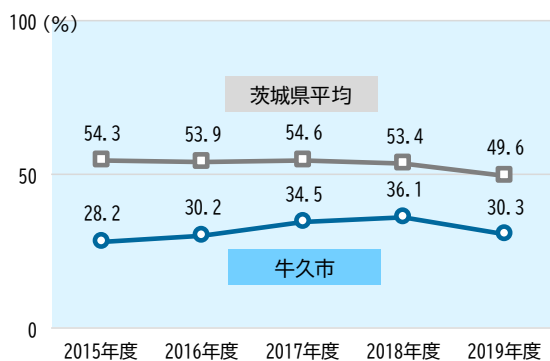
現状・課題等

市民の税金によって成り立つ公金を適正に管理、使用することは、行政運営の基本です。そのため、予算・決算の内容を十分に審査し、公表することは行政の重要な責務です。また、市民や企業に対して支出する補助金についても、目的に沿った支出がなされているかどうかを、厳重にチェックする必要があります。

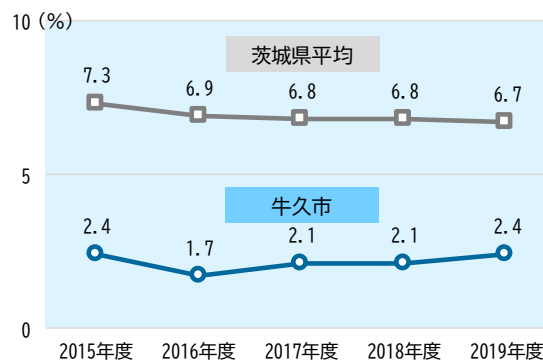
少子高齢社会の進行とともに税収減と社会保障費の更なる増加が懸念される中、選ばれるまちであり続けるためには、歳出削減を図りながらも、戦略的に投資していくことが必要です。そのため、経年変化や類似団体比較の活用などにより、合理的、効果的な予算を編成し、執行していくことが重要です。

本総合計画は、本市のすべての事業を結び付けることができるように施策を体系化しています。この施策体系に合わせた予算・決算の公表など、市民に分かりやすい方法で財政運営状況を公表します。

積立金残高比率



実質公債費比率



資料：財政課

<p>(1) 正確な公金管理を推進する (正確な公金管理)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 公金や物品管理のシステム化により、正確性と効率性を高めます。 ② 決算などが地方公会計基準*に準拠して作成され、予算の執行または事業の経営が適正に効果的で効率的かつ経済的に行われているか審査します。 ③ 事業の実態を踏まえた補助がなされているかをチェックする体制を強化し、有効かつ適正な補助金の交付に努めます。
<p>(2) 合理的で効果的な予算を編成、執行を管理し、分かりやすく公表する (適切な財政運営)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 経年変化や類似団体間比較を資産管理や予算編成などに活用します。 ② 企業会計的な手法を取り入れた事業の設計や見直しなどにより、合理的かつ効果的な予算編成と執行を推進します。 ③ 事業の経済性・効率性・有効性等の視点を踏まえ、業務改善に向けた実効性ある監査、検査などを推進します。 ④ 必要な歳出とのバランスを図りながら基金残高を確保し、感染症の流行や自然災害などの発生に備えます。 ⑤ 総合計画の施策に合わせた予算・決算の公表など、市民に分かりやすい方法で財政運営状況を公表します。

<p>関連計画</p>	<p>行財政改革大綱</p>
-------------	----------------

資料編

用語解説

あ行

あいさつプラスワン運動	日常のあいさつの後に一言をプラスすることで、更なる会話を生み出し、人と人との絆のつながりを深める取り組み。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、日本語では情報通信技術という。PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。
アウトソーシング	組織内で行っていた、または新規に行なう業務を、外部組織に委託すること。
アウトリーチ	英語で「手を伸ばす」という意味であり、社会福祉分野において、支援が必要であるにもかかわらず自ら申し出ない人に対して、公的機関や支援機関等が積極的に働きかけ、支援を届けることを意味する場合が多い。 芸術文化におけるアウトリーチは、普段芸術に触れる機会のない市民に対して文化施設や芸術団体などが働きかけ、芸術を広める活動を指す。
新しい旅のエチケット	新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、旅行者や観光地の人々、観光事業者が守るべきエチケット。
Eコマース	Electronic Commerce の略で、日本語では「電子商取引」と呼ばれる。インターネット上で商品やサービスの売買を行う取引のこと。
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。障がいのある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされている。
インフラ	インフラストラクチャーの略で、生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤。具体的には道路・港湾・河川・鉄道・学校・上下水道・電力網、通信網などの公共的な設備や施設、構造物を指すことが多い。
ウィズコロナ	2020年に発生した新型コロナウイルス感染症が簡単には撲滅が困難であることを前提として、新型コロナウイルスと共存しながら経済活動を行なうこと。
英語指導助手(ALT)	「Assistant Language Teacher」の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。
AED	「Automated External Defibrillator」の略で、日本語では「自動体外式除細動器」という。心停止状態の心臓に対して、電気ショックを行い、心臓の状態を正常に戻すための医療機器。
SDGs教育	SDGsは「Sustainable Development Goals」の略で、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すという国際目標のこと。2020年度から実施された新学習指導要領において「持続可能な社会の創り手の育成」が明記され、SDGs達成のための教育の推進が求められている。
NPO (NPO法人)	「Non-Profit-Organization(非営利団体)」。営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。NPOのうち、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づいて法人格を取得し設立されたものはNPO法人(特定非営利活動法人)となる。

M&A	「Mergers and Acquisitions」の略で、企業の合併と買収を指す。事業の承継問題や事業規模の拡大などの経営課題への解決のために有効な手段とされる。
LGBT(性的少数者)	Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性別越境者(身体的性別と自分が認識する性別が一致していない人))の頭文字をとった単語で、セクシャル・マイノリティ(性的少数者)の総称の一つ。
オーダーメイド方式	本市で行なっている企業誘致の方法で、あらかじめ分譲地を用意せず、企業の立地計画に合わせて場所・規模などを決定すること。
オープンデータ	商用・非商用を問わず、だれでも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができる状態で公開されているデータのこと。
小川芋銭	日本画家。生涯のほとんどを牛久沼のほとりて暮らした。農村風景を愛し、カッパの絵を多く描いたことから「カッパの芋銭」と親しまれ、素朴でユーモアのある作品や、幻想にあふれる多くの作品を残している。

か行

カーボンニュートラル	人間が生活を行なう中で、排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素の量が同じである状態。
会計年度任用職員	地方公務員法の改正に伴い、2020年4月1日から新たに設けられた非常勤の地方公務員。従来の非常勤職員と比べて、休暇制度や福利厚生等の拡充がなされ、勤務条件が改善されるとともに、正規職員と同様に服務規程(守秘義務や職務に専念する義務等)が適用となり、懲戒処分の対象となる。
外来生物	本来はその地域で生息していなかったが、人為的に他の地域から持ち込まれ、生息するようになった生物のこと。
学校サポーター	希望する市民から選出された人で、豊かな教育環境を作り出し、子どもたちの学習活動の充実を図るために、有償で学校での教育活動の支援を行う。
学校支援ボランティア	子どものために何かしたいと考える地域住民や保護者の協力によって学習活動や環境整備の支援を行うボランティア。
家庭相談員	市町村単位など比較的小さな地域で、心身障がいや不登校、学校での人間関係、家族関係、性格・生活習慣、発達、言葉の遅れ、非行の問題を抱える児童や当該の児童の保護者の相談に対し、常勤の社会福祉主事と連携して応じるとともに必要な指導を行う。
カリキュラム・マネジメント	学習指導要領等を受け止めつつ、子どもたちの姿や地域の実状等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程(カリキュラム)を編成し、それを実施・評価し改善していくこと。
環境影響評価	環境アセスメントとも呼ばれる。大規模開発事業など、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業者が、環境への影響について事前に調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続き。
環境配慮ガイドライン	環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならない、より規模の小さい太陽光発電施設の設置に際して、立地検討・設計段階において、発電事業者を始め、太陽光発電施設の設置・運用に

	関わる様々な立場の方が、環境面での課題に気付くことを支援し、発電事業者等における自主的な環境配慮の取り組みを促すためのガイドライン。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
キーテナント	商業施設において最も集客力のあるテナント。
GIGAスクール構想	GIGAとは「Global and Innovation Gateway for All」の略。文部科学省が提唱する、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。
きぼうの広場	→「教育センター『きぼうの広場』」参照
義務教育学校	小中一貫教育の推進を目的に2016年から設置可能となった学校形態。一人の校長の下、一つの教職員集団が9年間一貫して教育を実施する。
教育センター 「きぼうの広場」	家庭生活や学校生活でのさまざまな心配ごとや悩みごとについて相談を受け付けており、解決に向けた支援を行っている。 また、同施設に設置されている適応指導教室では、不登校の児童生徒を対象に学習の援助や集団活動を通じて集団への適応能力を高め、学校復帰、社会的自立を目指した取り組みを行っている。
共生型サービス	介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう、介護保険法と障害者総合支援法の二つの法律の改正により、2018年4月から新たに創設されたサービス。
業務核都市	東京一極集中を是正するため、東京圏周辺部に業務機能の受け皿の核として整備を図っていく都市。多極分散型国土形成促進法で定められており、茨城県では土浦市、つくば市、牛久市、荊崎町(当時)が「土浦・つくば・牛久業務核都市」に位置付けられている。
緊急通報システム	独居の高齢者や障がい者など、緊急時に自力で通報することが困難である人々に、容易な操作で緊急通報を行なえる機器を貸与する事業。
クラウドシステム	インターネットなどのコンピュータネットワークを経由してユーザーにサービスを提供する仕組みである「クラウド(クラウドコンピューティング)」を活用したシステム。
クラウドソーシング	インターネット上で不特定多数の人に業務を委託するという業務形態。
ゲートキーパー	身近な人の自殺の危険に気づき、声をかけたり必要に応じて専門相談機関につないだりなどの適切な対応を図ることができる人。
高次脳機能障がい	けがや病気等による脳の損傷に起因する障がい。記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がい等がある。
甲州市・牛久市ワイン文化日本遺産協議会	甲州市と本市が共同申請した「日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」が、2020年6月19日に日本遺産に認定されたことを受け、設置された協議会。「日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」について、相互の連絡調整を円滑に行い、一体的な事業の展開を図ることを目的とする。
交通安全指導隊	交通の安全を保持するために設置される組織で、警察や交通安全協会等と緊密な連携を図りながら、交通安全の啓蒙や街頭指導、パトロールの実施などの活動を行なう。
高度処理型合併処理浄化槽	合併処理浄化槽とは、水洗トイレからのし尿や台所・風呂などの生活雑排水を浄化し、河川へ放水するための設備のこと。その中でも、高度処理型では排水に含まれる有機物の分解に加え、水質汚濁の大きな原因である窒素やリンの除去が可能となっている。

合理的配慮	障がいのある人々の人権が、障がいのない人々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるように、障がい者から何らかの対応を必要としているという意思が伝えられたときに、負担が大きすぎない範囲で、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行なう配慮。
旅行病人	外出中や旅行中に病気になってしまい、救護する人がいない人。
国保データベースシステム	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療(後期高齢者医療含む)」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
子育て世代包括支援センター	母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する。
子育て広場	就学前の子どもとその親が集う施設。子ども同士の遊び場であるとともに、親同士が打ち解けた雰囲気の中で交流し、孤立や不安といった親の精神的負担を軽減させる効果が期待されている。
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭および妊産婦等に対して、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援を行うとともに、ソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点。
こども発達支援センター	児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センターと福祉型児童発達支援センターからなる、障害児通所支援施設。
子どもを守る110番の家	ボランティア活動の一つで、犯罪などの被害に遭遇した・遭遇しそうになった児童生徒の緊急避難場所として、児童生徒を安全に保護し、警察や学校などへの通報を行う。
コミュニティ・カフェ	飲食サービスの提供だけでなく、地域の子育て世代や高齢者などの人と人とのつながりを生み出す地域住民の出会いの場、居場所。NPOや個人など地域住民主体で運営する。
コミュニティ・スクール	2004年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によって導入が可能になった仕組みで、「地域とともにある学校づくり」を目指すもの。
コミュニティバス	地域共同体、もしくは、自治体が住民の移動手段を確保するために運行するバス。
コミュニティ・レンタサイクルシステム	レンタルサイクル(自転車)の一種で、ある地域に複数の自転車貸出拠点(サイクルポート)を設置し、どのサイクルポートでも自転車の貸出・返却ができるようなシステムとしたもの。
コワーキングスペース	テレワークが可能な仕事をする人(個人事業主や起業家、在宅勤務が可能な会社員など)が共同利用する仕事場。利用者の交流による人脈づくりやしごとづくりの効果もある。
コンソーシアム	複数の企業、団体などによって結成される、共通の目的や目標に向けて活動する共同事業体。
コンテンツ	「内容」や「中身」を意味する「contents」から由来する言葉。特に娯楽や教養のために制作されたものの内容、情報そのものを指す。
コンプライアンス	地方自治体や企業等が、法令や社会倫理、社会規範、組織内で決められた規則等に従って活動すること。

さ行

再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスのような化石エネルギーに対して、太陽光や風力、地熱、バイオマスなどの自然界に存在し、枯渇せず、二酸化炭素を排出しないエネルギーのこと。
サテライトオフィス	企業の本社や本拠地から離れた場所に設置する小規模のオフィス。

C&S質問紙	C&Sは「Class and Self-Esteem」の略。C&S質問紙は児童生徒の自己肯定感と児童生徒が所属する学級の雰囲気などをどう捉えているか把握するもの。
シェアハウス	個人の部屋とは別に共同利用できる共有スペースを持った賃貸住宅。共通の職業や趣味を持った人やシングルマザーなど、入居対象を限定しているシェアハウスもある。
資源循環型社会	これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする新たな社会システム。いいかえれば、資源の循環利用をすすめ、環境への負荷を最少にして自然に戻す社会、将来世代のため、資源や地球環境を大切にす社会のこと。
自校式給食	学校に配置された調理室で調理し提供する給食。適温での配食が容易である、調理員や栄養教諭との連携が密に図れるため食育の推進が期待できるといったメリットがある。
自主防災組織	災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民による任意の防災組織。
自然との共生	生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。
シティプロモーション	地域活性化のための広報活動など、地方自治体が地域のイメージを向上させるために行なう活動の総称。
社会情動的スキル	感情のコントロール、他者との協働、目標の達成といった力。
重層的支援体制	地域で課題を抱えている人に対して、その人の年齢や属性、相談内容にかかわらず相談を包括的に受け止め、高齢者支援や障がい者支援、児童支援、生活困窮者支援など複数の分野の支援を必要とする課題には、課題の解きほぐしや関係支援機関間の連携を行い、適切な支援へとつなげる体制。
住宅セーフティネット	セーフティネットは「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みをいう。社会保障の一種。 住宅セーフティネットは特に在宅確保が困難な人(高齢者、障がい者、子育て世帯など)に対して、その居住を支援するもの。
集約的経営	一定面積の土地に多量の資本と労働力を投下する農業形態。
主権者意識	自らが国家の主権(国を統治する権力)を有していることを自覚し、主権を行使し社会の形成に参画していこうとする意識。
主権者教育	社会で起きているさまざまな出来事について、自ら考える力を持ち行動する力を養うとともに、政治や選挙への理解を深め、参加意識を向上させる教育。2016年に選挙権年齢が満18歳に引き下げられたことにより、必要性がさらに高まっている。
主体的・対話的で深い学び (アクティブ・ラーニング)	生徒が受動的に授業を聞くのではなく、能動的に授業に参加する学習法。認知的、論理的、社会的な能力、教養、知識、経験といった能力の育成を目的とする。
首都圏近郊整備地帯	首都圏整備法に基づくもので、既成市街地の近郊の無秩序な市街地化を防止するため、計画的な市街地として整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域。
主任児童委員	児童委員の中でも、特に関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助・協力をを行う。
循環型農業	米や野菜などの農産物を収穫した後のわらや収穫くずが家畜のえさとなり、その家畜のふんから堆肥が作られ、その堆肥で農産物が育つ。このように、有機資源を循環させながら農産物を生産する営みで、地力を維持し、持続性が高い農業。

省エネルギー	より少ないエネルギー使用で同じ社会的・経済的効果を得ること。
小中一貫教育	小中学校が目指す子ども像を共有して9年間を通じた教育課程を編成し、一貫性を持たせた教育。小学校から中学校への接続をスムーズに行うことができるため、中学進学に伴う変化によるつまずきや不登校の減少が期待できるほか、既存の枠組みにとらわれない自由な教育課程を編成できるといったメリットがある。
消費者教育	自らの消費者としての権利と役割を理解し、意思決定や消費行動を通じて安全・安心な消費生活をするうえで必要となる知識や態度を育成するための教育。
新エネルギー	太陽光、風力、バイオマス等、再生可能エネルギーのうち、技術的には普及段階にあるものの経済性等の面での制約から普及が進展しておらず、普及のために支援を必要とするもの。 広義の新エネルギーには、クリーンエネルギー自動車や燃料電池等の、新エネルギーの普及拡大等に資する「革新的なエネルギー高度利用技術」が含まれる。
人権擁護委員	地域住民から人権相談を受け、問題解決に向けて支援したり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域住民に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりする。
新担い手3法	建設業界の高齢化対策や長時間労働の是正、生産性の向上などを目的に改正された法律(「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正法(建設業法・入契法)」と「公共工事の品質確保に促進に関する法律の改正法(品確法)」)。 2014年に改正し、2019年にも改正されたことから、後者の改正法を新担い手3法という。 建設業者の働き方改革の促進、建設現場の生産性向上、災害時の緊急対応の強化・持続可能な事業環境の確保といったテーマで基本理念や法律が見直されている。
スクールアシスタント	各学校の教育課題に対応するために地域から非常勤職員として派遣され、教職員と児童生徒を支援する人。学校生活において困難が生じている児童生徒に対して、担任の主たる指導のもとに、児童生徒一人一人の実態に応じた効果的な教育的支援を行う。
スクールガードリーダー	幼稚園・各学校の内外において、子どもたちの安全をまもるため、定期的に学校等を巡回し、警備のポイントや安全対策を評価し指導助言を行う。
スクールカウンセラー	学校現場において、いじめや不登校などさまざまな悩みに対し、児童生徒や教師の心のケアを行う職種。
スクールロイヤー	学校で起こるいじめや保護者とのトラブルなどに対し、法的観点から助言を行うなどして解決を図る弁護士。
ストックマネジメント	長期的な視点で膨大な下水道施設(ストック)の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価等により優先順位付けを行なったうえで、施設の点検・調査及び修繕・改築等を実施し、下水道施設(ストック)全体を計画的かつ効率的に管理していくもの。
住井すゑ	小説家。1935年に夫の故郷である茨城県稲敷郡牛久村城中(現在の牛久市城中町)に居を移し、執筆と農作物自給生活の拠点とした。代表作に『橋のない川』がある。
生態系	生物同士の関わりやそれを取り巻く環境を包括してとらえた全体のこと。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

ゼロカーボンシティ	2050年に温室効果ガスの排出量または二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨とする自治体を首長自らまたは地方自治体として公表した地方自治体。
-----------	--

た行

第3次産業	経済発展の概念から産業構造をみるために、産業を3部門に分類したもののひとつ。第1次産業は農業を中心とする採取産業であり、第2次産業は製造業を中心とする物資の加工業であるのに対し、第3次産業はいっさいのサービス産業を指す。
D2C(ダイレクト トウ コンシューマー)	Direct to Consumer の略で、自社で企画・製造した商品を、卸売店や小売店などを介さずに直接消費者へ販売するというビジネスモデル。
タウンミーティング	主に地域住民の生活に関わる事項について、地方自治体の首長や地域住民等が直接意見交換をする場のこと。
多極ネットワーク型コンパクトシティ	医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通等によりこれらの施設にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まい等の身近に存在するまちのこと。
脱炭素化	地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO2)などの温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを旨とし、石油や石炭などの化石燃料から脱却し、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を進めること。
脱炭素社会	二酸化炭素の排出量が実質ゼロである社会。
たまり場	地域住民、特定の仲間などがいつも寄り集まる一定の場所。本市では、地域コミュニティの活性化に貢献している集会所や区民会館を「たまり場」と呼ぶ。
男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うこと
地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動。
地域学校協働活動推進員	地域学校協働活動を円滑かつ効果的に実施するために、地域住民と学校との情報共有、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。2017年3月の社会教育法改正により、教育委員会による委嘱が可能になった。
地域活動支援センター	障がい者総合支援法に基づき設置される福祉施設で、障がいによって働く事が困難な障がい者の日中の活動をサポートする。
地域共生社会	人口減少と高齢化が進み地域の課題やニーズも多様化する中で、制度・分野の枠を超えて、人と人、人と社会が繋がり、一人ひとりが生きがいと役割を持ち、助け合いながら暮らせる社会のこと。
地域ケア会議	地域包括支援センター、または市町村が主催し、高齢者個人への支援の充実や、それを支える社会基盤の整備を進めることを目的として、多様な専門職や関係団体により構成される会議。
地域経済循環	地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値が、労働者や企業の所得として分配され、消費や投資として支出されて、再び地域内企業に還流するというような、地域の経済活動と資金の循環した流れのこと。

地域子育て支援拠点	乳幼児の子どもと、子どもを持つ親が交流を深める場。市区町村ごとに、公共施設や保育所、児童館などの地域の身近な場所で、乳幼児のいる親子の交流や育児相談、情報提供などを行う。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制。
地域包括支援センター	地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、2005年の介護保険法改正で制定された。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。市町村事業である地域支援事業を行う機関で、介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。
地区社会福祉協議会	一人の不幸も見逃さない地域づくりを目指して、多様化する生活課題や福祉課題を解決するため、住民同士が助け合い、力をあわせて地域福祉活動をすすめる新たな支え合いの活動基盤。各地区社協の範囲はおおむね小学校区であり、地域住民の主体的な参加と協力により、まちづくりの推進役として、地域の特徴にあった地域福祉活動をすすめている。
地方公会計基準	地方公共団体で行われる会計(公会計)における、財務書類の作成に関する統一的な基準。これまで国や地方公共団体では、予算の適正・確実な執行を図るという目的から現金収支の把握を主とした会計方式を行ってきたが、過去から将来にわたる資産・負債や、現金支出以外にかかる運営上のコストなどについては把握しにくいというデメリットがあった。そのため、総務省は公会計の整備の推進のための指針を示し、地方公共団体において公会計を整備するよう求められた(地方公会計制度)。各地方公共団体では、国の指針に基づき公会計の整備を進めてきたが、地方公共団体ごとに作成方法が異なり、それぞれの比較が困難であったために、総務省によって作成に関する基準(地方公会計基準)が設けられた。
調整池	集中豪雨などにより河川が増水し氾濫するのを防ぐために、雨水を一時的に貯水しておく池。
DV	→「ドメスティック・バイオレンス」参照
低炭素化	地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO ₂)などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底すること。
適応指導教室	不登校の児童生徒を対象に、学習の援助や集団活動を通じて集団への適応能力を高め、学校復帰、社会的自立を目指す教室。本市では教育センター「きぼうの広場」に設置されている。
出前講座	地域住民が開催する集会や会合などに行政職員等が出向いて実施する講座。
デマンド型乗合タクシー	自宅や指定の場所から目的地まで、途中で他の利用者と乗合をしながらそれぞれの行き先まで送迎を行なうタクシー。
テレワーカー	情報通信技術(ICT=Information and Communication Technology)を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な形態で働く(=テレワーク)人のこと。
テレワーク	情報通信技術(ICT=Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、モバイルワーク、施設利用型テレワーク(サテライトオフィス勤務など)の3つに分けられる。
統合型校務支援システム	教務系(成績処理、出欠管理、時数等)・保健系(健康診断票、保健室管理等)、指導要録等の学籍関係、学校事務系などを統合した機能を有しており、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステム。
統合失調症	幻覚や妄想、まとまりのない思考や行動、意欲の欠如などの症状を示す精神疾患。
特定農業団体制度	農業経営基盤強化促進法により2003年に創設された制度で、担い手不足が見込まれる地域において農作業受託によって、農用地の利用集積を図る相手方として位置づけられた任意組織。

特定農業法人	耕作放棄地の発生や農地拡大の停滞などの課題解決のために、農業経営基盤強化促進法により創設された団体。担い手不足が見込まれる地域にあって地域の合意に基づき、農用地面積の過半を集積する相手方として位置づけられており、集落営農や農地等地域資源管理の担い手として期待されている。
ドメスティック・バイオレンス(DV)	同居関係にある配偶者や内縁関係にある男女間で起こる家庭内暴力のこと。婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

な行

内分泌かく乱物質	環境中に存在するもので、生物が摂取すると生体の機能調節に重要な役割を果たす内分泌系の働きに影響を与え、身体の健康に有害な影響を引き起こす化学物質のこと。
難病	発病の原因が明確でない、治療法が確立されていないといった理由で長期の療養を必要とする疾患。「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定められる基準に基づいて医療費助成制度の対象とされている難病は「指定難病」とされる。
日本遺産	文化庁が認定した、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーのこと。本市は甲州市とともに「日本ワイン140年史 ～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」を申請し、日本遺産に認定されている。
ニュースポーツ	グラウンド・ゴルフ、インディアカなど、近年我が国で行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称で、①力の限界に挑戦するのではなく、触れ合いと楽しみを追求する、②体力、技術、性別、年齢に左右されず、だれとでもできる、③ルールに弾力性があり、対象、環境、時間による変更が可能であるなどの特徴を持っている。市町村で開発したもの、海外から紹介されたものなどを含めると、100種を超えるニュースポーツがあるとされている。
認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民等が気軽に参加し、情報交換や相談等しながら交流する場のこと。
認知症ケアパス	認知症の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ示しておくもの。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人。
認知症初期集中支援チーム	本人や家族などからの相談により、認知症が疑われる人・家族などを訪問し、適切な医療や介護を受けられるように支援を行う専門職のチーム。
農業ヘルパー制度	農作業を手伝ってほしい農家と農業に携わりたいと考えている人とをマッチングさせ、農業者の労働力不足を補うとともに、農業に触れる機会の提供や市民の雇用機会の拡大を図る制度。
農産物のオーナー制度	農産物の収穫前に消費者がオーナーとして生産者に出資し、収穫時期になったら農産物を受け取るという制度。
農地中間管理事業	農業をやめる人や、経営規模を縮小したい人の農地を一括して借り、農地中間管理機構がまとめた上で、担い手(地域の意欲ある農業者等)に貸し、地域の農業を将来共に安定的に発展させることを目的とした事業。茨城県の農地中間管理機構は、2014年4月から「茨城県農林振興公社」が、茨城県知事からの指定を受け運営している。

バイオディーゼル燃料	植物油脂や動物油脂などの再生可能な資源からつくられる軽油代替燃料であり、その主な特徴は、カーボンニュートラル、生分解性、再生可能なバイオマス燃料であること、軽油との混合によりディーゼルエンジンの排ガス規制値をクリアできることなどが挙げられる(Bio-diesel Fuel:BDF)。
バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことを呼ぶ。
バイオマス産業都市	地域に存在するバイオマスを原料に、収集・運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち、むらづくりを目指す地域。2013年度から、関係7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が共同で選定。
発達支援	障がい児に対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすること。
発達障がい	生まれつきの脳機能の障がい。自閉症、アスペルガー症候群や学習障がい、注意欠陥多動性障がい等がある。
ハラスメント	他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。セクシュアル・ハラスメントは、性的な言動によるハラスメントを指す。
バリアフリー	障がい者や高齢者の日常生活の妨げとなる様々な障壁(バリア)を取り除くこと。
PM2.5	大気中に浮遊している直径が 2.5 μ m(マイクロメートル)以下の超微粒子(1 μ m は 1mm の千分の一)で、大気汚染の原因物質の一つ。
BCP(事業継続計画)	Business Continuity Plan の略。災害などの緊急事態発生時において、損害を最小限に抑えつつ事業の継続や早期復旧を図るために事前に作成する計画。
非認知的能力	テストで測定したり数値化したりできる能力である認知能力に対し、自制心やコミュニケーション能力といった数値で測定できない個人の能力のこと。
ファイリングシステム	情報を効率的に管理するためのしくみ。情報の整理や活用の仕方、取捨選択方法なども含まれる。
ファミリー・サポートセンター	地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。
ファミリースポーツ	家族で楽しみながらできるスポーツ。健康増進や親子のふれあいによる人間関係の深化といった効果が期待できる。
不育症	妊娠はするものの、流産や早産、死産を繰り返し、生児を得られない状態のこと。
フィジカルディスタンス	WHOが推奨する新型コロナウイルス感染症への感染予防策の一つ。人と人とが物理的に一定の距離を保つことで、飛沫や接触による感染リスクを低減させる。
フィルムコミッション	映画等の撮影場所の誘致や撮影支援をする機関。自治体や観光協会の一部署が事務局を担当することが多く、地域活性化や観光振興、文化振興に寄与している。
福祉的就労	障がいなどで企業等での一般就労が難しい場合に、就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働く働き方。障がいなどを理由に企業で働くことが難しい場合、一般就労以外で働く場合の働き方として選択できる。

プッシュ型	技術やサービスの利用者が能動的に行動することなく、提供者から利用者へ自動的に提供されること。
プラットフォーム	英語で平地や台地などを指す「platform」から転じた語で、官公庁や自治体などが取り組む施策においては、物事を行う土台や基盤づくり、環境整備といった意味で用いられる。
プログラミング的思考	ある目的を達成するために、どのような行動をどのように順序だてて行えばよいのかを論理的に考えていく力のこと。小中学校ではコンピュータに意図した処理を行わせるプログラミング教育が必修化され、プログラミング的思考の育成を推進している。
放課後児童支援員	2015年度より新設された、学童保育の指導のための専門資格。2015年4月以降、学童保育施設には1名以上の放課後児童支援員を配置することが義務付けられた。
防災士	社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、NPO法人日本防災士機構から認定を受けた人。
ボーダーレス	境界や国境がない、または意味をなさないこと。

ま行

学び直し (リカレント教育)	社会人になってからも、学校などの教育機関に戻り、学習し、また社会へ出ていくことを生涯続けることができる教育システムを指す。リカレント(recurrent)には、繰り返しや循環といった意味があり、回帰教育、循環教育と訳されることもある。
緑の少年団	林野庁所管の公益社団法人 国土緑化推進機構が国土緑化運動を推進する事業の一つ。次世代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的としている。
見守り台帳	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみで暮らす世帯、寝たきりの人、障がいのある人など、災害発生時の避難等に支援を要する人を把握・支援するために、要支援者の情報をまとめた台帳。
民生委員児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。「民生委員」と「児童委員」を兼任している。

や行

ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
幼児教育センター	地域の幼児教育の拠点として設置されるもので、幼稚園教諭や保育士などに対する研修機会の提供や、幼児教育機関への助言や情報提供を行う。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置・運営する組織。要保護児童等について、関係者間で情報交換や協議を行う。

ら行

ライフサイクルコスト	製品や構造物などの調達・製造から使用、解体・廃棄までにかかる費用をトータルでとらえたものの。
RESAS	「Regional Economy (and) Society Analyzing System」の略であり、地域経済分析システムとも呼ばれる。 経済産業省と内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部事務局)が提供するシステムで、産業構造や人口動態、人の流れなどの可視化し、地方創生などの目的で効果的な施策の立案・実行・検証のためなどに用いられる。
レファレンスサービス	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのもの、あるいは情報を得るために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。
レンタルオフィス	業務に必要な設備や環境があらかじめ備えつけられた貸事務所。
労働集約型産業	事業活動を行なう上で、資本設備への依存度が比較的 low、人間による労働力への依存度が高い産業。接客を伴うサービス業に多く見られる。
労働生産性	従業員1人あたり、または1時間あたりに生み出す成果。労働の成果(産出量)を労働量(投入量)で割って算出される。
労働力人口	15歳以上の人口のうち、労働の意思と労働可能な能力を有する人口。

わ行

ワンストップ	複数の用事を一箇所で済ませられること。「ワンストップ化」「ワンストップサービス」「ワンストップショッピング」といった複合語で用いられることが多い。
--------	---

統計データ詳細

第1章 すべての人が生き生きとした人生を送るまち【健康・医療・福祉】

第1節 無理なく、ほどよく助け合える地域づくり〔地域福祉〕

【ボランティア登録状況】

(単位：団体、人)

	登録団体数	登録人数
福祉	42	707
地域福祉	75	981
子育て	24	306
環境	12	460
趣味芸能	34	748
市民活動	52	1,734
個人ボランティア	-	423
合計	239	5,359

資料：社会福祉協議会

2020年3月末現在

第2節 すべての人に健康・医療・福祉サービスが届く地域づくり〔地域福祉・地域医療〕

【人口10万人あたりの医師数】

(単位：人)

	2010年	2012年	2014年	2016年	2018年
牛久市	164.0	179.7	185.8	192.4	204.0
茨城県	166.8	175.7	177.7	189.8	197.5

資料：茨城県医師・歯科医師・薬剤師調査

各年12月末現在

【介護サービス受給者数】

(単位：人)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
施設	416	462	481	503	503
居住系	218	216	223	223	225
在宅	1,367	1,269	1,318	1,377	1,456
合計	2,001	1,947	2,022	2,103	2,184

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

各年12か月の平均

第3節 すべての子どもと親が安心して生まれ育つ地域づくり〔子ども福祉〕

【認可保育園・認定こども園（保育）の保育児童数・待機児童数】

(単位：人)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
保育児童数	1,690	1,696	1,721	1,731	1,756
待機児童数	13	45	61	18	0

資料：保健福祉部（保育課）

各年4月1日現在

【家庭児童相談における相談内容（対応実人数）】

（単位：人）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
児童虐待	54	61	61	154	163
養護	362	329	361	353	334
自閉症等	4	0	3	8	12
知的・身体障害	33	16	6	14	10
非行	2	3	1	1	3
性格行動	50	44	17	50	63
不登校	79	74	41	20	12
適正	8	3	1	1	3
育児しつけ	36	30	19	2	4
DV	12	20	7	16	16
その他	66	51	12	78	73
合計	706	631	529	697	693

資料：保健福祉部（こども家庭課）

第4節 すべての市民が安心して生涯を過ごせる地域づくり〔高齢者福祉・介護保険〕

【高齢化率と一人暮らし高齢者数】

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
高齢化率（％）	25.1	26.1	26.8	27.6	28.1
一人暮らし高齢者数（人）	1,936	2,033	2,188	2,303	2,916

資料：住民基本台帳、保健福祉部（高齢福祉課）

各年4月1日現在

【要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）】

（単位：人）

	2015年	2020年
要支援1	295	371
要支援2	320	351
要介護1	467	615
要介護2	541	613
要介護3	341	425
要介護4	275	338
要介護5	230	322
合計	2,469	3,035

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

各年3月末現在

第5節 すべての障がい者が個性や特性を発揮できる地域づくり〔障がい福祉〕

【障害者手帳所持者数】

(単位：人)

		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
身体	視覚障害	114	110	109	110	111
	聴覚・平衡機能障害	164	175	170	170	169
	音声・言語機能障害	25	24	24	26	29
	肢体不自由	966	968	966	954	944
	内部障害	687	691	690	713	706
		1,956	1,968	1,959	1,973	1,959
知的		487	503	521	535	562
精神		430	475	518	531	565
合計		2,873	2,946	2,998	3,039	3,086

資料：社会福祉課

各年3月31日現在

【自立支援医療（精神通院）受給者数】

(単位：人)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
受給者数	1,210	1,305	1,305	1,277	1,340

資料：社会福祉課

各年3月31日現在

第6節 すべての市民が健康的に過ごせる地域づくり〔健康・医療〕

【自分が健康だと考えている市民の割合】

(単位：%)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
自分が健康だと考えている市民の割合	81.5	82.8	86.8	86.9	88.8

資料：市民満足度調査（政策企画課）

【乳幼児健診・特定健診の受診状況】

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
乳幼児健診 (0～3歳)	対象者(人)	2,278	2,140	2,095	1,968	1,815
	受診者(人)	2,237	2,123	2,059	1,950	1,762
	受診率(%)	98.2	99.2	98.3	99.1	97.1
特定健診 (40～74歳)	対象者(人)	15,693	15,095	14,810	14,230	13,739
	受診者(人)	6,486	6,108	5,914	5,447	5,411
	受診率(%)	41.3	40.5	39.9	38.3	39.4

資料：健康づくり推進課、医療年金課

第2章 未来を拓き、地域を担う人が育つまち【教育・文化】

第1節 一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり〔学習指導〕

【全国学力・学習状況調査において、国平均以上の児童生徒の割合】

(単位：%)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
小学校	61.5	66.2	65.1	61.2	59.5	66.4	68.1
中学校	62.3	61.9	62.5	65.3	66.3	63.9	70.5
小中学校	62.0	64.0	63.4	63.3	62.9	65.2	69.2

資料：教育委員会（指導課）

【C & S質問紙において満足群の児童生徒の割合】

(単位：%)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
満足群の児童生徒の割合	54.0	56.3	59.3	58.0	60.2	61.8

資料：教育委員会（指導課）

第2節 多様なつながりの中で豊かな学びが生まれる学校を核とした「学びの共同体」づくり 〔教育環境〕

【おくの義務教育学校の児童生徒数】

(単位：人)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
前期課程	187	200	207	227	222
後期課程	88	92	97	97	101
合計	275	292	304	324	323

資料：教育委員会（指導課）

【教育センターきぼうの広場を利用した児童生徒のうち学校に復帰した児童生徒の割合】

(単位：%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
学校に復帰した児童生徒の割合	39.0	48.0	65.2	58.0	52.7

資料：教育委員会（指導課）

第3節 すべての親と子の生きる力を育む地域づくり〔就学前教育・家庭教育〕

【家庭教育学級の活動状況】

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
対象学級生数(人)	4,019	4,666	4,029	3,332	3,170	3,221	2,836
参加者数(人)	2,942	2,543	2,139	2,019	2,158	2,094	1,776
家庭教育学級の総学級生数に対する延べ参加者数の割合(%)	73.2	54.5	53.1	60.6	68.1	65.0	62.6

資料：教育委員会（生涯学習課）

第4節 多様な人材が学び合い高め合う地域づくり〔生涯学習〕

【生涯学習施設の利用者数】

(単位：人)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
中央生涯学習センター	講座室	124,641	117,015	121,782	125,963	108,909
	文化ホール	60,777	65,226	68,491	69,050	89,320
	多目的ホール	32,362	19,892	25,331	21,985	17,883
エスカード生涯学習センター		46,695	45,700	39,879	44,831	40,601
三日月橋生涯学習センター		48,186	48,791	53,304	58,623	59,224
奥野生涯学習センター		23,734	18,514	18,779	17,350	18,238
かっぱの里生涯学習センター		8,362	7,659	8,240	7,700	7,202
合計		344,757	322,797	335,806	345,502	341,377

資料：教育委員会（生涯学習課）

【生涯学習講座の受講者数】

(単位：人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
受講者数	4,414	4,619	4,219	3,374	3,218

資料：教育委員会（生涯学習課）

第5節 文化芸術を学び活かした魅力ある地域づくり〔文化芸術〕

【牛久市文化協会の加盟団体数と所属会員数】

(単位：団体、人)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
加盟団体数	80	78	76	69	68	62	60
所属会員数	1,592	1,508	1,513	1,454	1,398	1,328	1,257

資料：教育委員会（文化芸術課）

【市民の文化芸術イベントへの参加状況】

(単位：人、%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
市民文化祭参加人数	4,360	4,137	4,216	3,840	3,970
文化公演の集客率	79.8	72.3	78.8	83.6	80.5

資料：教育委員会（文化芸術課）

第6節 生涯スポーツによる健康的で活気ある地域づくり〔生涯スポーツ〕

【牛久市スポーツ協会の加盟団体数と所属会員数】

(単位：団体、人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
加盟団体数	38	37	36	37	38
所属会員数	2,728	2,593	2,661	2,606	2,653

資料：教育委員会（スポーツ推進課）

【牛久市スポーツ少年団団体数と団員数】

(単位：団体、人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
スポーツ少年団団体数	30	31	31	31	31
スポーツ少年団団員数	812	905	945	959	898

資料：教育委員会（スポーツ推進課）

第3章 魅力ある「しごと」とにぎわいが生まれるまち【しごと】

第1節 若者等が働きたくなる「しごと」づくり〔商工業振興〕

【市民の従業地】

(単位：人)

	2000年	2005年	2010年	2015年
市内で従業	12,427	13,703	12,311	13,129
県内各市町村で従業	13,539	14,648	15,764	16,998
県外で従業	10,762	9,869	8,500	7,659
合計	36,728	38,220	36,575	37,786

資料：国勢調査

【労働生産性（付加価値額÷従業者数）】

(単位：千円)

	2016年
牛久市	3,780
茨城県平均	4,314
全国平均	5,499

資料：RESAS（経済センサス再編加工）

第2節 すべての市民が自分らしく働き続けられる環境づくり〔就業環境整備〕

【就業率】

男性 (単位：%)			女性 (単位：%)		
	2010年	2015年		2010年	2015年
15～19歳	11.8	11.1	15～19歳	12.5	12.4
20～24歳	55.5	60.8	20～24歳	61.1	63.2
25～29歳	81.5	87.8	25～29歳	68.2	75.5
30～34歳	86.6	91.0	30～34歳	61.9	69.1
35～39歳	87.8	91.4	35～39歳	61.2	69.9
40～44歳	87.3	92.4	40～44歳	64.9	72.1
45～49歳	91.2	91.8	45～49歳	68.5	75.9
50～54歳	91.8	93.3	50～54歳	65.5	72.6
55～59歳	89.9	91.8	55～59歳	51.6	63.6
60～64歳	71.5	78.3	60～64歳	35.5	42.0
65～69歳	42.6	45.6	65～69歳	18.6	23.0
70～74歳	25.6	24.6	70～74歳	10.5	11.9
75～79歳	13.5	16.0	75～79歳	7.1	7.3
80～84歳	8.8	8.7	80～84歳	4.4	5.0
85歳以上	7.1	5.0	85歳以上	1.5	1.4

資料：国勢調査

第3節 新しい「しごと」が生まれるまちづくり〔創業支援・企業誘致〕

【市内の事業所数の推移】

(単位：事業所)

	2009年	2012年	2014年	2016年
事業所数	2,406	2,308	2,421	2,402

資料：RESAS（経済センサス再編加工）

【創業比率の推移】

(単位：%)

	2006～2009年	2009～2012年	2012～2014年	2014～2016年
牛久市	3.6	2.5	7.1	6.3
茨城県	2.6	1.4	5.2	4.2
全国	2.9	1.8	6.3	5.0

資料：RESAS（事業所・企業統計調査、経済センサス再編加工）

第4節 未来へとつながる農業と担い手づくり〔農業振興〕

【農業従事者数の推移】

(単位：人)

	2005年	2010年	2015年
15～24歳	18	13	5
25～34歳	29	22	18
35～44歳	56	23	24
45～54歳	142	56	35
55～64歳	252	216	132
65～74歳	422	291	193
75歳以上	268	261	220
合計	1,187	882	627

資料：RESAS（農林業センサス再編加工）

【農業経営者数の推移】

(単位：人)

	2005年	2010年	2015年
15～24歳	0	0	1
25～34歳	2	2	5
35～44歳	34	15	13
45～54歳	148	62	32
55～64歳	193	182	112
65～74歳	200	157	125
75歳以上	91	104	123
合計	668	522	411

資料：RESAS（農林業センサス再編加工）

【耕作放棄地の推移】

(単位：%)

	2005年	2010年	2015年
牛久市	27.2	33.1	35.7
茨城県平均	13.7	14.7	17.5
全国平均	9.7	10.6	12.1

資料：RESAS（農林業センサス再編加工）

第4章 みんなの創意工夫で未来をつくるまち【市民共創】

第1節 すべての世代の多様な人材が活躍できる環境づくり〔市民参加〕

【NPO法人数】

(単位：社)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
法人数	26	26	27	28	31

資料：市民活動課

第2節 多世代交流の場と多様な人々が支えあう体制づくり〔地域コミュニティ〕

【行政区加入率】

(単位：%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
加入率	73.9	73.7	72.6	71.4	69.3

資料：市民活動課

【たまり場補助金交付行政区数と利用者数】

(単位：人、行政区)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
利用者数	140,383	205,978	207,167	220,298	218,188
行政区数	24	26	28	30	31

資料：市民活動課

第3節 男性も女性も個性や能力を発揮して暮らすことのできる社会づくり〔男女共同参画〕

【男女共同参画社会に関する市民意識】

(単位：%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
家庭生活や仕事と地域活動等との両立がしやすい環境であると答えた市民の割合	39.2	37.9	35.9	38.4	37.2
男は仕事・女は家庭という考え方に同感しないと答えた市民の割合	69.7	68	69.4	70.3	72.6

資料：市民満足度調査（政策企画課）

【審議会等における女性委員の割合】

(単位：%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
女性委員の割合	23.7	23.7	23.9	22.5	20.9

資料：市民活動課

第4節 国籍や文化の違いを認め合い個々の能力を発揮できる社会づくり〔多文化共生〕

【国別の外国人住民数】

(単位：人)

	2015年	2020年
ブラジル	303	365
中国	219	233
フィリピン	139	180
ベトナム	25	162
タイ	70	90
韓国	80	68
その他	200	263
合計	1,036	1,361

資料：総合窓口課

【国際交流協会の会員数】

(単位：人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
会員数	162	129	239	161	178

資料：牛久市国際交流協会

第6節 市民の声が市政に生きるまちづくり〔情報共有・情報公開、市民参画〕

【タウンミーティングの開催回数】

(単位：回)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
開催回数	9	19	17	10	15

資料：秘書課

【選挙投票率】

(単位：%)

	2003年	2007年	2011年	2015年	2019年
市長選挙	53.4	41.7	48.7	47.2	37.8
市議会議員選挙	52.3	53.9	46.0	48.1	42.2

資料：総務課

第5章 多様な世代が安心快適に住み続けられるまち【生活基盤】

第2節 まちのネットワーク化と人にやさしい交通環境づくり[交通ネットワーク]

【コミュニティバス「かっぱ号」の利用状況】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
利用者数(人)	291,247	290,670	287,688	298,000	287,927
うち通勤ライナー(人)	43,109	44,496	42,675	46,316	42,812
運行経費(円)	77,485,483	79,354,177	84,322,433	83,546,149	89,432,619
運賃収入(円)	28,090,867	28,149,377	26,128,632	28,633,705	29,294,317
運賃収入(消費税除く) (円)	26,010,062	26,064,238	24,193,178	26,512,690	26,631,197
国庫補助(円)	13,245,000	11,448,000	10,461,000	7,301,000	7,638,000
補償金(市負担額)(円)	38,230,000	41,841,000	49,668,000	49,732,000	55,163,000
利用者一人あたり補償金 (円)	131	144	173	167	192

資料：政策企画課

第4節 すべての人が快適に暮らせるまちづくり[生活インフラ]

【市道の整備状況】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
道路実延長(m)	769,769	771,424	772,728	773,459	773,964
舗装済延長(m)	528,908	530,843	532,926	534,524	535,427
舗装率(%)	68.7	68.8	69.0	69.1	69.2
改良済延長(m)	448,623	451,075	452,772	454,387	455,503
改良率(%)	58.3	58.5	58.6	58.7	58.9

資料：道路整備課

【下水道の普及状況と水洗化状況】

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
下水道普及状況	行政区域内人口(人)	84,745	85,054	85,107	85,076	84,852
	処理区域内人口(人)	73,933	74,401	74,518	74,610	74,554
	普及率(%)	87.2	87.5	87.6	87.7	87.9
水洗化状況	処理区域内人口(人)	73,933	74,401	74,518	74,610	74,554
	水洗便所設置人口(人)	72,885	73,253	73,124	73,313	72,979
	水洗化率(%)	98.6	98.5	98.1	98.3	97.9

資料：下水道課

第5節 事故や犯罪のない安心して住み続けられるまちづくり[安全安心]

【交通事故発生件数】

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
発生件数(件)	376	337	344	284	290
死者数(人)	1	0	3	0	2
負傷者数(人)	502	428	428	359	368
人口千人当たり発生件数(件)	4.5	4.0	4.1	3.4	3.4

資料：地域安全課

【刑法犯認知件数】

(単位：件)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
凶悪犯	3	5	1	3	4
粗暴犯	33	50	42	28	44
窃盗犯	729	600	578	486	517
知能犯	48	49	39	37	39
風俗犯	5	4	2	2	2
その他	126	103	100	93	95
合計	944	811	762	649	701

資料：地域安全課

第6節 すべての人の命を守る災害に強いまちづくり[国土強靱化]

【火災種別ごとの発生件数】

(単位：件)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
建物	12	9	10	12	11
林野	1	0	2	1	0
車両	4	1	1	2	4
その他	6	3	4	4	6
合計	23	13	17	19	21

資料：防災課

【自主防災組織結成行政区域と消防団員数】

(単位：人、行政区)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
団員数	460	488	483	475	476
行政区数	43	43	43	47	48

資料：防災課

第6章 豊かな自然を守り育てる優しさのあるまち【環境】

第1節 多様な自然と人々が共に生きるまちづくり【自然環境】

【牛久市内の河川の生物化学的酸素要求量（BOD）75%値の経年変化】

(単位：mg/l)

河川名	環境基準	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
小野川（東端穴）	2mg/l 以下	2.2	2.3	1.7	1.4	1.3
小野川（小野川橋〔島田〕）	2mg/l 以下	2.0	1.8	2.0	1.8	2.0
稲荷川	3mg/l 以下	1.8	2.8	1.5	1.2	1.1
根古屋川	-	1.8	1.4	0.9	0.8	1.1

資料：環境政策課

【牛久沼の化学的酸素要求量（COD）75%値の経年変化】

(単位：mg/l)

湖沼名	環境基準	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
牛久沼（湖心）	5mg/l 以下	8.2	7.5	9.1	8.8	8.7

資料：環境政策課（茨城県環境白書）

第3節 資源が循環する「ゼロカーボン」のまちづくり【循環型社会】

【バイオスタウンに関する事業実績の推移】

事業	項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
廃食用油のバイオディーゼル化	BDF 製造量(l)	62,800	82,600	93,790	73,700	70,800
耕作放棄地の再生による資源作物の栽培	菜種の栽培面積(ha)	4.0	2.5	2.7	0.0	1.3
食品廃棄物の堆肥化・バイオガス化	生ゴミ回収量(t)	85.8	83.9	79.1	75.5	-
木質バイオマスの利活用	剪定枝等回収量(t)	264.0	325.0	279.0	278.0	261.0
し尿汚泥の利活用	肥料生産量(t)	10.9	5.0	6.0	11.0	14.0

資料：環境政策課

【市民一人一日当たりのごみ排出量】

(単位：g)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
家庭系ごみ（資源物除く）	613.2	606.5	599.9	598.5	605.2
資源物	127.6	120.5	113.6	110.4	105.4

資料：廃棄物対策課

第4節 人と地球にやさしいまちづくり【環境衛生】

【不法投棄発生状況と収集処理経費】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
一般廃棄物（家電品・タイヤ等） 建築廃材（焼却灰を含む）（件）	118	97	93	91	96
車両等（自転車・自動車）（件）	31	35	17	29	24
不法投棄発生件数合計（件）	149	132	110	120	120
不法投棄収集処理経費（千円）	3,261	2,636	2,766	2,856	3,431

資料：廃棄物対策課

第7章 行政が市民に信頼されているまち【行政運営】

第1節 市民が利用しやすい、やさしい窓口づくり【窓口サービス】

【マイナンバー発行枚数と普及率】

2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
発行枚数（枚）	383	367	637	869	1,193	1,017	1,248	1,195
発行総枚数（枚）	14,001	14,368	15,005	15,874	17,067	18,084	19,332	20,527
普及率（%）	16.5	16.9	17.6	18.7	20.1	21.3	22.8	24.2

資料：総合窓口課

第2節 地域に密着した職員、コンプライアンス重視の組織づくり【行政組織】

【市の部局別職員数】

（単位：人）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
市長事務部局	324	315	304	299	296	290	295	288	292	293	298
教育委員会	54	53	49	48	47	44	45	48	53	54	47
議会事務局	3	3	3	3	3	3	5	4	4	5	5
公営企業体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業委員会	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4
監査委員会	3	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
選挙管理事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	387	376	361	355	351	342	350	346	355	358	357

資料：人事課

第5節 課税や契約行為における公平性や透明性の確保〔課税・契約〕

【市税収納率】

(単位：%)

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
現年度分	97.4	97.6	97.8	98.0	98.1	98.3	98.6	98.8	98.8	98.7	98.8
過年度分	14.6	15.4	15.6	15.1	16.5	17.8	23.3	26.4	27.3	26.4	25.7

資料：収納課

第6節 財政運営の透明性、納得性の確保〔財政運営〕

【積立金残高比率】

(単位：%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
牛久市	28.2	30.2	34.5	36.1	30.3
茨城県平均	54.3	53.9	54.6	53.4	49.6

資料：財政課

【実質公債費比率】

(単位：%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
牛久市	2.4	1.7	2.1	2.1	2.4
茨城県平均	7.3	6.9	6.8	6.8	6.7

資料：財政課

策定経過

時期	事項	内容
2019年8月26日	牛久市総合計画策定委員会（第1回）	
2019年9月、10月	庁内全課ヒアリング	課ごとの事業の実施状況、現状および課題について
2019年12月	牛久市総合計画・総合戦略の検討に係るアンケート	市民アンケート 調査対象 市内在住16歳以上 配布数 3,050 回収数 820（回収率26.9%）
2020年1月23日	牛久市総合計画審議会（第1回）	第4次総合計画の策定について（諮問） 第3次総合計画後期基本計画目標進捗状況について
2020年3月	うしくらしいみらいを考えるワークショップ	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
2020年4月	牛久市総合計画審議会（第2回） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面協議	基本構想原案について
2020年6月1日	牛久市総合計画審議会（第3回）	書面協議に係る意見および対応について 基本構想について
2020年7月2日	牛久市総合計画策定委員会（第2回）	基本構想原案について
2020年7月10日	牛久市議会総合計画基本構想検討特別委員会	基本構想に対する提言書の受領
2020年7月17日	牛久市総合計画審議会（第4回）	基本構想に対する意見及びその対応について 基本構想に対するパブリックコメントについて
2020年8月～9月	基本構想案についてのパブリックコメント	市内7か所・市HPにおいて実施 意見提出者 2名
2020年9月	ワークショップ代替アンケート	2020年3月に中止になったワークショップ参加希望者に対するアンケート 配布数 47 回収数 23（回収率48.9%）
2020年11月6日	牛久市総合計画審議会（第5回）	パブリックコメントの意見に対する対応について 基本構想案の決定について（答申）
2020年12月	牛久市議会令和2年第4回定例会	牛久市総合計画第4次基本構想の策定について

時期	事項	内容
2021年1月25日	牛久市総合計画策定委員会（第3回）	第1期基本計画素案について パブリックコメントの実施について
2021年1月～2月	基本計画案についてのパブリックコメント	市内7か所・市HPにおいて実施 意見提出者 3名
2021年3月5日	牛久市総合計画策定委員会（第4回）	パブリックコメントの意見に対する対応について 第1期基本計画の決定について
2021年3月12日	庁議	第1期基本計画の決定

牛久市総合計画審議会

牛久市総合計画審議会条例

昭和 46 年 10 月 30 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、牛久市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、牛久市計画の策定及び実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 一般市民
- (4) 市職員

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問にかかる事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 46 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年条例第 29 号)

この条例は、昭和 61 年 6 月 1 日から施行する。

牛久市総合計画審議会委員名簿

(◎は会長、○は副会長)

区分	役職	氏名
学識経験者	筑波大学教授	岡本 直久◎
学識経験者	筑波大学准教授	山本 幸子
学識経験者	弁護士	堀 賢介
学識経験者	環境省環境カウンセラー、茨城県まちづくりアドバイザー	秋山 昌範
市議会議員	牛久市議会議長	石原 幸雄※
市議会議員	牛久市議会副議長	藤田 尚美※
市民	牛久市区長会会長	野口 憲
市民	牛久市商工会会長	徳生 明正
市民	牛久市農業委員会会長	山越 康義
市民	牛久市教育委員	芦田 亜里香○
市民	きらきらスペース（子ども食堂）代表	諏訪 浩子
市民	牛久市民生委員児童委員連絡協議会会長	谷本 敦史
市民	牛久市障害者連合会会長	御代川 栄子
市民	牛久市文化協会会長	種子田 孝子
市職員	牛久市副市長	滝本 昌司

※市議会議員の2名は、「牛久市議会総合計画基本構想検討特別委員会」の設置に伴い2020年3月に辞任。

牛久市諮問第 3 号
令和2年 1月23日

牛久市総合計画審議会
会 長 岡本 直久 殿

牛久市長 根 本 洋 治

諮 問 書

牛久市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項を諮問します。

記

1. 諮問事項

牛久市第4次総合計画の計画年数及び基本構想(案)の内容について

2. 内 容

- ①現行の第3次では基本構想10年、基本計画5年であるものを、第4次においては基本構想20年、基本計画4年とすることについて意見を求める。
- ②牛久市第4次総合計画・基本構想(案)の内容について意見を求める

令和2年11月6日

牛久市長 根本 洋 治 殿

牛久市総合計画審議会
会長 岡本 直久

牛久市第4次総合計画・基本構想(案)について(答申)

令和2年1月23日付け牛久市諮問第3号で諮問のあった牛久市第4次総合計画基本構想(案)について慎重に審議した結果、本書のとおり意見がまとまりましたので答申します。

答 申

牛久市第4次総合計画における基本構想(案)につきましては、令和2年1月23日に諮問を受け、審議会において慎重に検討してきた結果、本案を適切なものと判断します。

現計画である牛久市第3次総合計画は平成23年度に策定され、「笑顔があふれ やすらぎのあるまち うしく」をメインタイトルとし、豊かな自然や人のつながりの中でゆったりした心豊かな暮らしを念頭に、牛久ならではの新しい価値を創造していくまちづくりを進めてまいりました。一方で、人口の流入に陰りが見え、高齢化や若者の流出によるにぎわいの低下、農業者の減少による耕作放棄地の増加など、長期的に解決しなければならない課題が顕在化してまいりました。

このような中、若い世代が移り住み、様々な世代が共に暮らし、誰もが活躍することのできるまちづくりを進め、地域の持続可能性を高めていくことが求められております。第4次総合計画基本構想においては、まちづくりの将来像を「笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく」とし、牛久らしきを守りつつ、さらに笑顔があふれるまちづくりを目指すこととされ、7つの政策分野のもと、現状と課題が整理され、将来に向かっての課題に対応した施策を定めた本案は適正なものとして判断いたします。

また、基本構想の期間を20年間としたことについては、まちづくりの将来像を見据えた方向性を明示したうえで、基本計画の期間を4年間とすることにより、当市を取り巻く情勢に応じ、迅速かつ的確に計画に反映することが可能となることから、効率的な事業展開が図られることが期待できるものと判断いたします。

なお、構想の実現にあたっては、審議会において意見のあった以下の点について配慮されることを求めます。

- 施策の大綱において、「市民共創 みんなの創意工夫で未来をつくるまち」を政策分野の中心に位置づけており、また地域福祉の分野では「無理なく、ほどよく」助け合える地域づくりを目指すことを記載しています。担い手が減少する中では、地域福祉のみならず、様々な分野にできるだけ多くの市民が無理をしないで出来る範囲で参加できる仕組みや環境づくりが非常に重要で、これが「世代が循環する全世代・全員活

躍型のまちづくり」につながるものと考えます。第1期の基本計画においては、この足掛かりとなるような取組みを推進していただきたい。

- 今後、市民主体の地域活動を進めていくうえでは、行政区や地区社協など、地域組織の現状を把握し、それぞれの役割や課題、将来の方向性などを共通の理解としていくことが必要であり、市民と行政が一緒に考えることが、市民共創のまちづくりの第一歩になると考えます。
- 施策の大綱は7つの分野に分けており、基本計画においても7つの分野に沿って、より具体的な施策を体系付けていくことになると考えられます。施策の展開をより効果的にするためには、分野横断的な取り組みが必要と考えますので、全庁の施策が体系化される基本計画を存分に活用して庁内連携に取り組んでいただきたい。なお、行政運営の分野では「新たな発想で挑戦できる職員の育成」と記載していますが、これは横の連携を柔軟に発想し、実践することへの期待を含んでいます。

牛久市総合計画策定委員会

牛久市総合計画策定委員会設置要項

平成元年 11 月 15 日

訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 総合計画(基本構想、基本計画)の策定について必要な事項を調整・協議するため、牛久市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総合計画策定についての方針
- (2) 基本構想、基本計画に関する事項

(構成)

第 3 条 策定委員会は、次の各号に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 牛久市部等設置条例(平成 16 年条例第 1 号)第 1 条に規定する部及び室の長
- (4) 牛久市議会事務局設置条例(平成 7 年条例第 1 号)第 2 条第 1 項に規定する事務局長
- (5) 牛久市教育委員会事務局組織規則(昭和 57 年教委規則第 2 号)第 8 条第 1 項に規定する教育部長
- (6) 牛久市行政組織規則(昭和 54 年規則第 5 号)第 4 条第 2 項に規定する次長
- (7) 牛久市議会事務局規程(平成 7 年議会訓令第 1 号)第 3 条に規定する次長
- (8) 牛久市教育委員会事務局組織規則第 8 条第 1 項に規定する次長
- (9) 牛久市行政組織規則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項に規定する課の長
- (10) 牛久市議会事務局規程第 3 条に規定する課長
- (11) 牛久市監査委員事務局設置条例(昭和 62 年条例第 14 号)第 2 条第 1 項に規定する局長
- (12) 牛久市農業委員会事務局処務規程(昭和 52 年農委規程第 1 号)第 3 条第 1 項に規定する事務局長
- (13) 牛久市教育委員会事務局組織規則第 3 条第 1 項に規定する課の長
- (14) 牛久市立図書館条例(平成 5 年条例第 3 号)第 3 条に規定する館長
(全部改正〔平成 17 年訓令 13 号〕、一部改正〔平成 19 年訓令 10 号・21 年 1 号・22 年 1 号・28 年 10 号〕)
(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長それぞれ 1 人を置く。

2 委員長は、副市長をもって充て、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、総合計画主管部(室)長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(追加〔平成 17 年訓令 13 号〕、一部改正〔平成 19 年訓令 10 号・28 年 10 号〕)

(牛久市総合計画策定サポートチーム)

第 5 条 策定委員会の補助機関として牛久市総合計画策定サポートチームを置く。

(全部改正〔平成 17 年訓令 18 号〕)

(会議の開催)

第 6 条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて随時開催するものとする。

(一部改正〔平成 17 年訓令 13 号〕)

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、総合計画主管課において行う。

(一部改正〔平成 15 年訓令 5 号・17 年 13 号〕)

(委任)

第 8 条 この要項に定めるもののほか、他に定めるものを除き必要な事項は、委員長が定める。

(一部改正〔平成17年訓令第13号〕)

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年訓令第11号)

(施行期日)

この訓令は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成14年訓令第7号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年訓令第5号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年訓令第2号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令第13号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令第18号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年訓令第10号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

牛久市総合計画策定委員会委員名簿

【2019年度】

副市長(委員長)		滝本 昌司
教育長		染谷 郁夫
市長公室長		吉川 修貴
経営企画部長(副委員長)		吉田 将巳
総務部長		植田 裕
市民部長		高谷 寿
保健福祉部長		藤田 幸男
環境経済部長		藤田 聡
建設部長		山岡 孝
教育部長		川井 聡
議会事務局長		滝本 仁
市長公室	秘書課長	稲葉 健一
	広報政策課長	本多 聡
経営企画部	次長兼財政課長	山崎 裕
	政策企画課長	柳田 敏昭
総務部	次長兼管財課長	野口 克己
	総務課長	吉田 充生
	人事課長	二野屏 公司
	契約検査課長	神宮寺 昌志
	税務課長	晝田 典義
	収納課長	山岡 三千男
市民部	次長	小川 茂生
	市民活動課長兼男女共同参画推進室長	糸賀 珠絵
	総合窓口課長	大里 真紀
	システム管理課長	斎藤 正浩
	交通防災課長	山岡 勉
保健福祉部	次長兼保育課長	中山 智恵子
	次長兼健康づくり推進課長	内藤 雪枝
	社会福祉課長	糸賀 修
	こども家庭課長	結束 千恵子
	高齢福祉課長	川真田 智子
	医療年金課長	石塚 史人
環境経済部	次長	梶 由紀夫
	環境政策課長兼放射能対策室長	横瀬 幸子
	廃棄物対策課長	栗山 裕一
	農業政策課長	神戸 千夏
	商工観光課長兼消費生活センター長	大里 明子
建設部	次長	根本 忠
	次長	長谷川 啓一
	次長兼下水道課長	野島 正弘
	都市計画課長	榎本 友好
	空家対策課長	柴田 賢治
	建築住宅課長	木村 光裕
	道路整備課長	藤木 光二
部外	会計管理者兼会計課長	飯島 希美
	議会事務局庶務議事課長	野島 貴夫
	監査委員事務局長	大和田 伸一
	理事兼農業委員会事務局長	結速 武史

教育委員会	次長兼教育企画課長	吉田 茂男
	次長	飯野 喜行
	学校教育課長	川真田 英行
	指導課長	豊嶋 正臣
	文化芸術課長	手賀 幸雄
	生涯学習課長	中野 祐則
	スポーツ推進課長	齋藤 勇
	国体推進課	横田 武史
	中央図書館長	関 達彦

【2020年度】

副市長(委員長)		滝本 昌司
教育長		染谷 郁夫
市長公室長		吉川 修貴
経営企画部長(副委員長)		吉田 将巳
総務部長		植田 裕
市民部長		高谷 寿
保健福祉部長		内藤 雪枝
環境経済部長		藤田 聡
建設部長		山岡 孝
教育部長		川井 聡
議会事務局長		滝本 仁
市長公室	秘書課長	稲葉 健一
	広報政策課長	植田 英子
経営企画部	次長兼政策企画課長	柳田 敏昭
	創生プロジェクト推進課長	関 達彦
	財政課長	糸賀 修
総務部	次長	中山 智恵子
	次長兼管財課長	野口 克己
	総務課長	吉田 充生
	人事課長	二野屏 公司
	契約検査課長	神宮寺 昌志
	税務課長	晝田 典義
	収納課長	山岡 三千男
市民部	次長	小川 茂生
	市民活動課長兼男女共同参画推進室長	栗山 裕一
	総合窓口課長	大里 真紀
	システム管理課長	齋藤 正浩
	地域安全課長	齋藤 勇
	防災課長	中澤 久
保健福祉部	次長	飯野 喜行
	社会福祉課長	石塚 悟
	こども家庭課長	結束 千恵子
	保育課長	橋本 早苗
	高齢福祉課長	川真田 智子
	健康づくり推進課長	渡辺 恭子
	医療年金課長	石塚 史人
環境経済部	次長	梶 由紀夫
	環境政策課長兼放射能対策室長	横瀬 幸子
	廃棄物対策課長	木村 光裕
	農業政策課長	神戸 千夏
	商工観光課長兼消費生活センター長	大徳 通夫

建設部	次長	長谷川 啓一
	次長兼下水道課長	野島 正弘
	都市計画課長	榎本 友好
	空家対策課長	柴田 賢治
	建築住宅課長	高野 裕行
	道路整備課長	藤木 光二
部外	会計管理者兼会計課長	飯島 希美
	議会事務局庶務議事課長	野島 貴夫
	監査委員事務局長	本多 聡
	理事兼農業委員会事務局長	結速 武史
教育委員会	次長兼教育企画課長	吉田 茂男
	次長兼生涯学習課長	大里 明子
	学校教育課長	川真田 英行
	指導課長	豊嶋 正臣
	文化芸術課長	糸賀 珠絵
	スポーツ推進課長	高橋 頼輝
	中央図書館長	大和田 伸一

健康・医療・福祉分野

1 すべての人が
生き生きとした
人生を送るまち



- 地域福祉
- 地域福祉・地域医療
- 子ども福祉
- 高齢者福祉・介護保険
- 障がい福祉
- 健康・医療

教育・文化分野

2 未来を拓き、
地域を担う
人が育つまち



- 学習指導
- 教育環境
- 就学前教育・家庭教育
- 生涯学習
- 文化芸術
- 生涯スポーツ

しごと分野


3 魅力ある「しごと」と
にぎわいが
生まれるまち



- 商工業振興
- 就業環境整備
- 創業支援・企業誘致
- 農業振興
- 観光振興

市民共創分野

4 みんなの
創意工夫で
未来をつくるまち



- 市民参加
- 地域コミュニティ
- 男女共同参画
- 多文化共生
- 産学官連携
- 情報共有・情報公開、市民参画

生活基盤分野


5 多様な世代が
安心快適に
住み続けられるまち



- 立地適正化
- 交通ネットワーク
- 中心市街地活性化
- 生活インフラ
- 安全安心
- 国土強靱化

環境分野

6 豊かな自然を
守り育てる
優しさのあるまち



- 自然環境
- 景観・公園
- 循環型社会
- 環境衛生

行政運営分野

7 行政が市民に
信頼されているまち



- 窓口サービス
- 行政組織
- 広域行政・民間委託
- 公共施設
- 課税・契約
- 財政運営



牛久市第4次総合計画・第1期基本計画

発行日 2021年3月
発行者 茨城県牛久市
編集 牛久市経営企画部政策企画課

〒300-1292 牛久市中央3丁目15-1
Tel.029-873-2111